

茨木市営住宅管理システム更新業務委託
調 達 仕 様 書
(案)

目次

第 1 章	調達仕様の概要	1
1	背景と目的	1
2	基本方針	1
3	作業内容・納品物	3
4	スケジュール	7
第 2 章	システム機能要件	8
1	機能要件	8
2	帳票要件	9
3	外部インターフェース要件	9
4	その他	9
第 3 章	システム非機能要件	10
1	規模要件	10
2	信頼性要件	10
3	性能要件	10
4	拡張要件	10
5	稼働環境要件	12
6	セキュリティ要件	12
7	移行要件	14
8	運用保守要件	15
第 4 章	遂行要件	16
1	作業体制・要員	16
2	開発管理方法	16
3	作業場所	17
4	開発環境	17
5	各工程における注意点	17
第 5 章	特記事項	18
1	特記事項	18
2	一般事項	18
3	担当者	19

本市が委託する業務の仕様は、次のとおりとする。

第1章 調達仕様の概要

1 背景と目的

(1) 背景

茨木市では、平成 26 年度より市営住宅システムを用いて市営住宅管理業務を行っているが、当該システムは Access で稼働するプログラムである。当初は Access2010 により構築したが Access2010 のサポート終了に伴い平成 31 年に Access2016 で再構築した。現行システムを構築する Access2016 のサポート終了に伴い、システムを再構築する。

(2) 目的

市営住宅システムの再構築を行うことにより、現行システムのサポート期間終了後も市営住宅管理業務をシステムによって処理可能な環境を維持することを目的とする。

2 基本方針

この業務においては、以下の方針で実施すること。

(1) 期間

業務委託期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

本稼働日：令和 9 年 3 月 23 日とする。

(2) 業務システム

- ・カスタマイズは極力行わず、カスタマイズによる初期費用や運用・保守費用の高騰回避や業務システムの安定運用を行うこと。
- ・大阪府内の人口 10 万人以上の自治体における稼働の実績のあるパッケージを導入し、国・大阪府・本市単独制度に対応できるシステムを構築すること。

(3) プロジェクト準備

この業務を実施するにあたり、業務の目的・内容を的確に把握し、プロジェクト計画書を立案するとともに、必要な準備を行うこと。

(4) 共通基盤システムの利用

共通基盤システムの利用にあたっては、(別紙 1 - 2)「茨木市共通基盤システムガイドライン」を踏まえ利用すること。

(5) 文字コード

< 本市で利用している文字コード・文字フォント・文字セット >・文字コード：UNICODE

・文字フォント：MS 明朝

・文字セット：JIS2004

本市では、業務ごとに発生する外字の重複管理の解消及びシステム間のデータ連携時の文字の不整合を解消するため、全庁で文字コード・外字の統合管理システムを導入している。そのため、このシステムにおいても同様の文字管理に対応できること。また、設定等は本調達に含めないが、必要ライセンス数を明確にすること。

< 文字コード・+外字の統合管理システムで利用しているソフトウェア >

・漢字かなめ「01-07」web 版

・五萬悦「03-01」web 版

(6) データ連携

- ・ 住民情報（外国人、住登外情報を含む。）、住民税情報等のデータ連携については、共通基盤のデータベースより送付された全件データを、プログラム側でレイアウトを編集し、取り込むこと。その際に、文字コードの変換が必要であれば、受託業者にて文字コードの変換を行うこと。
- ・ 台帳関係者に異動があった場合、住基異動者一覧リストを出力することができること。また、台帳関係者の住基削除チェックリストを出力することができること。

(7) 導入作業

- ・ サーバ及びシステムの運用に必要な初期設定（FTP 等）について設定すること。ただし、Windows Server OS をセットアップして引き渡すため、業者による IP アドレスの設定は不要とする。
- ・ 各機器にシステム及びミドルウェアをセットアップし、動作確認をすること。
- ・ その他システム稼働ができる全ての作業を範囲とし、指定期日まで全てのシステムを稼働すること。また、本稼働日及び必要に応じて、立会い確認を実施すること。

(8) データ移行

- ・ データ移行範囲及び移行期間は、本市と相談の上決定するものとする。必要に応じて、データ移行は、複数回実施すること。
- ・ データ移行の検証については、システムでの論理チェックと紙ベースでの目視確認を実施してデータの整合性を確認すること。その際の相違点を本市に報告すること。

3 作業内容・納品物

この業務において、必要とされる作業内容、作業工程及び納品物を以下に示す。

(1) 作業内容

①市営住宅管理システムの構築

住宅システムの構築に向けて、要件定義、設計、製造（カスタマイズ）、テスト、システム移行及びユーザ研修に関する作業を行う。（各作業工程は、後述の(2)構築に係る作業工程を参照すること。）

(2) 構築に係る作業工程

構築に係る作業工程として、具体的な内容を以下に記載する。この内容に準じた作業を実施すること。なお、この業務を受託した業者が想定する作業工程において、確認すべき事項がある場合は、協議すること。

パッケージシステムの導入について、初期対応している機能については、基本設計及び製造工程は完了しているものとし、この業務委託の範囲で作業を実施する場合であっても工数には含まないものとする。

作業工程	内容
プロジェクト計画	プロジェクト計画書を作成し、関係者で目的、範囲、管理方法、役割分担、スケジュール、成果物等を共有する。
プロジェクト管理	プロジェクト計画書に基づき、進捗や課題などの管理を行う。
要件定義	《要件整理》 調達仕様書・提案書等をもとにシステムの機能要件や業務運用、サービス内容を決定する。 《カスタマイズ調整》 カスタマイズ抑制の検討を行う。
基本設計	要件定義の結果に基づき、画面や帳票など、利用者から見える仕様及び他システム等との連携の仕様を決定する。
運用設計	要件定義の結果に基づき、運用開始後のシステム運用やサービス内容の検討を行い、運用保守計画を作成する。
製造	《詳細設計》 基本設計の内容をパッケージ機能やカスタマイズ機能で実現するために、詳細な設計を行う。 《製造・単体テスト》 詳細設計の内容に基づき、パラメータの設定、プログラムの作成及びプログラムレベルでのテストを実施する。 《結合テスト》 プログラム間の整合性を確認するテストを実施する。
環境構築	《インフラ設計》 要件定義の結果に基づき、必要に応じ、当該システムを稼働させるサーバ機器・ネットワーク・パソコン・プリンタ・その他周辺機器について、設計を行う。 《構築》 設計内容に基づき、構築・必要な設定を行う。 《環境テスト》 環境構築結果を検査するためのテストケースを作成し、テストを実施する。
総合テスト	造られたシステムについて、要件定義・基本設計の仕様が満たされているかを製造者の視点で

【別紙 1 - 1】 調達仕様書

作業工程	内容
	確認するため、業務レベルでのテストケースを作成し、検査する。
研修	システムの使用方法について、利用者向けテキストを作成し、研修を行う。システムの管理・運用方法について、システム管理者向けテキストを作成し、研修を行う。また、必要事項について、情報システム課への引き継ぎを行う。
運用テスト	<p>《ユーザテスト》 造られたシステムについて、要件定義・基本設計の仕様が満たされているかを利用者の視点で確認するため、業務レベルでのテストケースを作成し、検査する。</p> <p>《非機能要件テスト》 本市と業者が、障害テストや性能テストなど、機能ではないシステム運用上のテストを本市の環境上で実施する。</p> <p>《連携テスト》 造られたシステムについて、他システム等との連携テストケースを作成する。ケースに沿った役割分担・手順を検討後、テスト計画を作成し、その内容に従って、テストを本市の環境上で実施する。</p>
データ移行手順の 確立	<p>移行対象のデータについて、新システムに投入するための手法を検討し、計画を作成する。計画に基づき、必要な加工・整形のためのプログラムや手順を作成し、データ移行テストを実施する。</p> <p>※ 本番のデータ移行及びリハーサルの実施は、後述の「切替」にて実施する。</p>
切替	<p>《切替計画》 早期に計画・切替手法を策定する。また、リハーサルまでに役割分担やタイムチャートを検討し、切替計画に追加する。</p> <p>《リハーサル・本番切替》 切替計画に基づき、リハーサルを実施した上で、旧システムから新システムへの本番切替を行う。データ移行も同時に行う。</p>

表 作業工程表

(3) 納品物

この業務の納品物を以下に記載する。この内容に準じた納品物を紙及び電子データで指定の期日までに納入すること。特に、工程ごとの成果物については、随時本市へ提示すること。なお、この業務を受託した業者が想定する納品物において、確認すべき事項がある場合は、協議すること。納品物は、本市の検査に合格した時をもって引渡し完了したものとする。

工程	納品物
プロジェクト計画	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト計画書 ・スケジュール ・キックオフ議事録
プロジェクト管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定例報告資料 ・製造工程内での業者による工程完了判定の状況報告資料 ・議事録
要件定義	<ul style="list-style-type: none"> ・機能要件一覧 ・帳票要件一覧 ・業務フロー ・工程完了判定の記録 ・工程完了報告書 ・議事録
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《カスタマイズ調整》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カスタマイズ判定書 ・カスタマイズ候補一覧 </div>
基本設計	<ul style="list-style-type: none"> ・画面設計書 ・帳票設計書 ・データ連携設計書 ・システム構成等設計書 ・カスタマイズ機能設計書 ・工程完了判定の記録 ・工程完了報告書 ・議事録
運用設計	<ul style="list-style-type: none"> ・運用保守計画書 ・【様式 8】 運用保守項目一覧表 ・工程完了判定の記録 ・工程完了報告書 ・議事録
製造	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細設計書 ・結合テスト仕様書兼結果報告書 ・工程完了判定の記録 ・工程完了報告書 ・議事録
環境構築	<ul style="list-style-type: none"> ・システム構成等設計書 ・環境テスト仕様書兼結果報告書 ・システム環境 ・議事録

【別紙 1 - 1】 調達仕様書

工程	納品物
総合テスト	<ul style="list-style-type: none"> ・総合テスト計画書 ・総合テスト仕様書兼結果報告書 ・工程完了判定の記録 ・工程完了報告書 ・議事録
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・研修計画書 ・研修テキスト ・研修時Q & A ・研修結果報告書 ・補完対応資料 ・議事録
運用テスト	<ul style="list-style-type: none"> ・運用テスト計画書 ・ユーザテスト仕様書兼結果報告書 ・非機能要件テスト仕様書兼結果報告書 ・連携テスト仕様書兼結果報告書 ・工程完了判定の記録 ・工程完了報告書 ・議事録
データ移行手順の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・データ移行計画書 ・データ移行設計書 ・工程完了判定の記録 ・工程完了報告書 ・議事録
切替	<ul style="list-style-type: none"> ・切替計画書 ・切替手順書 ・工程完了判定の記録 ・本稼働判定報告書 ・切替結果報告書 ・作業実績報告書 ・議事録
その他	<p>業務フロー図</p> <p>1 年次処理フロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃算定業務（例：基準更新→収入申告書出力→収入情報入力→家賃算定基礎情報設定→基準家賃計算→収入一括認定→収入認定通知書→収入個別認定→減免登録→納付書印刷→年度切替） <p>2 月次処理フロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理納付処理（例：代理納付対象者の取込→代理納付対象者一覧表の出力→納付書の出力）

表 納品物一覧表

4 スケジュール

(1) スケジュール

この業務に係るスケジュールは、本市へのヒアリングや既存資料の閲覧等を通じて、スケジュールを詳細に定義していくこと。

また、マイルストーンには、予定されている法改正や業務処理、他課・他システムとのやりとりがある場合には、その日程なども記載しておくこと。

データ移行の方法について、最も適切な移行スケジュールを提案し、対応すること。特に、本番稼働時期をまたいでデータ入力を行っている場合など、その移行方法を十分検討した上でスケジュールを組むこと（部分的な先行稼働なども含めて検討してもよい）。データ移行手法は総合テスト開始までに確立しておくこと。

要件定義・基本設計・運用テストには本市の状況も踏まえて十分な期間を充てること。

第2章 システム機能要件

1 機能要件

業務システムに求める機能要件については、別紙【様式 7】機能要件分析書を参照すること。
なお、機能要件分析書に記載している機能要件と受託希望業者が提案するパッケージ（ソフトウェア）機能を比較し、適合状況を以下に基づき記載すること。

機能を満たさない場合は、その代替案を提示すること。

- ・パッケージ機能の標準として◎で回答された機能要件は、法改正対応やバージョンアップの際に別途費用がかからないものとする。
- ・導入するシステムの標準機能については、特に機能要件に記載がない場合であっても、使用できるように設定等を行うこと。
- ・本稼動時に既に公布されている法令に対応していること。

【適合性】

下記の基準を参考の上、◎、○、△、×で記載すること。

◎：パッケージ標準対応

○：パッケージ標準+EUC 対応 及び 代替運用

△：カスタマイズ対応

×：対応不可

【代替案】（適合性において、○で回答した場合は、記入必須）

業務運用によってカスタマイズを回避できる代替案を具体的に記載すること。

【カスタマイズによる対応方法】（適合性において、△で回答した場合は、記入必須）

カスタマイズが必要になる場合には、開発の難易度や対応策を具体的に記載すること。また、カスタマイズに関する工数を見積費用に含めること。

なお、カスタマイズによる対応を行う場合、パッケージシステムのバージョンアップ、パッチ適用等に影響のない方法で対応すること。

【対応不可の理由】（適合性において、×で回答した場合は、記入必須）

対応ができない場合の理由を記載すること。

【カスタマイズ費用】

パッケージ対応度で △：カスタマイズ対応を選んだ場合、その機能を追加するためのカスタマイズ費用を記入すること。

カスタマイズ費用の総額を【様式 9】 見積書 内訳明細システム構築版のシートに記載すること。

【別紙 1 - 1】 調達仕様書

2 帳票要件

業務システムに求める帳票要件については、(別紙 1 - 3)「システム帳票一覧」のとおりとする。

3 外部インターフェース要件

他の業務システムと連携するデータについては(別紙 1 - 4)「市営住宅システムデータ連携一覧」のとおりとする。

連携データは第 1 章 1 の(5) データ連携に記載の事項を踏まえ対応すること。

参考に現行システムへの連携データレイアウトを(別紙 1 - 4 - 1、1 - 4 - 2)のとおり示す。

第3章 システム非機能要件

1 規模要件

(1) 機器数・設置場所

機器数・設置場所について、以下に定義する。(数字は例示です。)

No.	機器名	台数	設置場所	補足
1	サーバ	1	庁舎 7 階マシン室	
2	モノクロレーザプリンター	1	庁舎南館 5 階居住政策課	
3	クライアント PC	5	庁舎南館 5 階居住政策課	ノート型

表 機器数・設置場所一覧

(2) データ量

システムで扱うデータ量について、以下に定義する。

No.	データ名	データ量	補足
1	管理戸数データ	371 戸	
2	入居者データ	227 世帯 データ量の増加は、5 世帯～24 世帯/年程度	6 月、12 月に新規入居募集（予定）
3	退去者データ	398 世帯 データ量の増加は、20 世帯/年程度	
4	駐車場データ	管理区画 245 台 使用承認 105 台	

表 データ量一覧

(3) 利用者数

システムを利用する利用者について、以下に定義する。

No.	利用者区分	利用者数
1	住宅管理システムを利用する職員 (居住政策課)	8 人（本庁 8 人）

表 利用者一覧

2 信頼性要件

(1) 可用性

- ・業務時間中（8 時 45 分～17 時 15 分）に障害が発生した場合、可能な限り迅速に対応すること。
- ・業務時間外に障害が発生した場合、可能な限り迅速に対応し、次回の業務開始時刻までに対応できるよう努めること。

(2) 完全性

このシステムに格納するデータは、個人情報を含む市営住宅管理に関する情報が入った重要なデータである。そのため、処理を正確に実施し、データの改ざんや消失を防ぐこと。

【別紙 1 - 1】 調達仕様書

(3) 機密性

格納データは、個人情報を含むものがあるため、暗号化等のセキュリティ対策をとること。
また、ログの取得を実施し、各ユーザの操作履歴を確認できる状態にすること。

3 性能要件

(1) レスポンス時間（画面）

画面表示のレスポンス時間は、90%以上が1秒以内とする。

4 拡張要件

(1) 拡張性

数年毎に、市営住宅管理業務において制度改正が実施されており、システム機能の見直しが見込まれる。そのため、この業務に係るシステム機能の変更が容易であること。

(2) 上位互換性

OS やミドルウェア、ブラウザ等のメーカーから、バージョンアップ情報が既に公表されている場合は、それに対応できるようにシステムを構築すること。

Windows 等の OS が、バージョンアップされた場合でも使用できるよう速やかに対応できること。

5 稼働環境要件

(1) ハードウェア要件

・ハードウェア

ハードウェアについては、以下のとおり本市が用意する。ただし、データベース管理ソフトは受託業者にて調達するものとする。

また、動作に必要なソフトウェアは、受託業者が用意し、設定作業をすること。

既存の仮想サーバ仕様	
仮想化ソフトウェア	Nutanix AHV
OS	Windows Server 2022
CPU	2 コア (Nutanix のため増減は可能)
メモリ	32G
ハードディスク	500G 本市と調整
無停電電源装置(UPS)	UPS ソリューションズ社製 UPS UPSS-50X2
UPS 管理ソフト	シャットダウンボックス
バックアップ装置	Nutanix (LTO)
バックアップソフト	Nutanix Veeam

表 本市が保有する仮想サーバの仕様

(2) ソフトウェア要件

・最新版の導入

ソフトウェア全般に関して、履行期間中にサポート切れとならないよう、最新版(実績・サポート期間・経費・保守体制等を総合的に考慮したもの)を優先する等、開発及びリリース後の運用に際し、支障のないものを使用すること。

・標準的な技術の採用

標準的で公開された技術を持った製品を採用し、ベンダーロックインの排除を考慮すること。

データは、CSV 形式等指定した形式に変換し、容易に移行できる仕組みとすること。

・高い操作性

必須入力事項が容易に判別することができる等の入力操作性に優れていること。(必須入力事項が色付きになっている等)

各機能の操作性、運用性の統一化が図られていること。

・ライセンス

ソフトウェアのライセンス体系を踏まえて、経済的な構成とすること。

・ハードウェアへの依存

ソフトウェア全般に関して、特定のハードウェアに依存しないこと。

(3) ネットワーク要件

・ネットワーク環境

本市の既存の基幹系ネットワークを利用すること。

(4) システム稼働時間

7時から22時までを通常の稼働時間とすること。また、茨木市の要望により、稼働時間を延長する場合は、柔軟に対応できるようにシステムを構築すること。

6 セキュリティ要件

- ・ 本市情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- ・ 個人情報保護に配慮すること。
- ・ 各機能の利用について、いつ、誰が、何を行ったのか等をログに記録し、管理できること。
- ・ ログの保存年数に制限がないこと。システムへの認証ログの取得ができること。
- ・ 個人番号取り扱いのログを記録すること。保管期間については別途本市が指定する期間とすること。本稼動後、円滑にシステムが稼動するよう定期的にシステムの状況を報告し、改修・追加・要望・質問事項等に対する打ち合わせを行うこと。
- ・ システムを利用するユーザ単位で編集・参照・処理実行の可否等の権限を設定できること。
- ・ 人事異動によるシステム利用者の変更、修正、登録が利用者側で容易にできること。
- ・ ウイルスの侵入・拡散によるシステムの停止やデータの漏洩が発生しないよう、ウイルスチェックの機能を設けること。
- ・ Web システムの場合は、情報処理推進機構 (IPA) が公開する「安全なウェブサイトの作り方」に準拠すること。
- ・ 社内でセキュリティ監査を定期的実施すること。
- ・ セキュリティ対策については、本市指定のソフトウェアを導入したサーバ、端末を提供する。
- ・ その他セキュリティ対策が検討されていること。

7 移行要件

(1) システム移行に係る要件

データの移行作業は、以下の切り分けで実施すること。

本市・既存業者の役割	受託業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・移行用データを本市が指定する形式で抽出する。 ・データレイアウト等の説明資料やデータベース項目定義書、データ関連図等の移行時に必要となるドキュメントを整備する。 ・原則として、現行システムに登録されているデータは、過去の履歴も含めて全て CSV 形式で移出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・抽出されたデータを新システムへ移行すること。(レイアウト変換、コード変換、不足項目作成等) ・必要に応じて、データ関連のドキュメントを参照し、レイアウトやコードについて確認すること。 ・同一業務や他業務間項目の関連チェック作業及び移行結果を本市に報告すること。

表 データ移行の役割

(2) 次期システム移行に係る要件

- ・本調達対象システムが稼働してから数年後に、再構築や次期システム移行することが考えられる。データの抜き出しに関しては、項目名等が分かる形で抽出すること。Excel 等で管理されているデータ等も同様とする。
- ・データの抜き出しの形式は、CSV、XML 等、標準的な形式で抜き出すこと。
- ・データ仕様に関する内容を取りまとめたドキュメントも併せて提出すること。

(3) 研修に係る要件

- ・利用者操作手順書、運用管理者用操作手順書、職員研修計画書、職員研修テキスト等を用意し、適切なスケジュール、方法で研修を行うこと。
- ・通常の業務手順だけでなく、システム障害が発生した場合の対応（問い合わせ方法）等も研修に含めること。
- ・研修対象者数は、システム利用者が 6 人、システム管理者が 1 人である。
- ・受託業者は、システム利用者に対し基礎教育及び操作研修を実施し、システムが円滑に運用できるように説明等を十分に行うこと。説明については、書類だけではなく、実機を用いた研修とし、複数回開催すること。

8 運用保守要件

別紙【様式 8】 運用保守項目一覧表の内容に準拠し、運用保守に係る人件費の見積を実施すること。

なお、運用保守項目一覧表に記載している本市要求事項の内容又はサービス量、実施担当、保守分類と、受託希望業者が提供できる運用保守のサービス量、実施担当及び保守分類を比較し、本市要求事項に対して変更を提案する場合は以下に基づき記載すること。

【茨木市 要求事項に対する見積の記載】

一覧表の上部に、本市要求事項に対するシステム運用保守費、ソフトウェア保守費、ハードウェア保守費を年額・税抜きで記載すること。受託希望業者の回答内容に対する見積もりは、【様式 9】 見積書で回答すること。

【変更を提案する場合】

① 本市要求事項に対して、受託希望業者の提案で変更がある場合は、「変更有」列で変更“有”を選択すること。行の色がグレーから白に変わることを確認すること。

② サービス量、実施担当、保守分類について、本市要求事項の書き方にならって、受託希望業者が提案する変更内容を記載すること。変更のない項目は、空白のままにすること。

・サービス量を変更する場合、本市要求事項の書き方にならって、受託希望業者が提案する変更内容を記載すること。受託希望業者が対応しない場合は、“対応なし”と記載すること。

・実施担当を変更する場合、本市要求事項の書き方にならって、受託希望業者が考える実施担当を必ず3者（調達事業者、担当課、デジタル戦略課）全て記載すること。

受託希望業者で対応しない項目がある場合は、行は削除せず、実施担当の調達事業者欄を“-”と記載すること。その際、受託希望業者が考える担当課、デジタル戦略課の役割を記載すること。

・保守分類を変更する場合は、リストから選択すること。

ここで記載した保守分類に従って、【様式 9】 見積書のシートに分けて記載すること。

ソフトウェア保守：内訳明細 購入版シート「ソフトウェア保守費（購入）」又は内訳明細 レンタル・サービス利用版シート「ソフトウェア保守費（サービス利用）」に記載すること。

システム運用保守：内訳明細 システム運用保守版シートに記載すること。

ハードウェア保守：内訳明細 購入版シート「ハードウェア保守費（購入）」又は内訳明細 レンタル・サービス利用版シート「ハードウェア保守費（サービス利用）」に記載すること。

③ 備考欄に、②で変更した理由を記載すること。

④ 項目を追加する場合は、空白行の業者記載項目に追加すること。

第4章 遂行要件

1 作業体制・要員

(1) 業務遂行能力

- ・他自治体における情報システム構築案件の実績や類似業務実績を示すこと。
- ・ISMS やプライバシーマーク等の、この業務に関連がある資格について、有しているもの全てを示すこと。
- ・この業務を円滑に遂行するための十分かつ安定した経営基盤であることを示すこと。

(2) プロジェクト体制

- ・プロジェクト体制図を作成し、提案書の別添として提出すること。
- ・プロジェクト体制図に記載したメンバーの、この業務における役割、経験年数、資格、業務実績、専従可否についても記載すること。

(3) プロジェクト人員

- ・プロジェクト人員の類似業務実績を示すこと。
- ・プロジェクト人員のこの業務を遂行する上で有効となる資格を示すこと。
- ・プロジェクト遂行にあたり、必要な役割、経験年数、資格、業務実績を備えた人員をもって体制を整え、本業務に臨むこと。

2 開発管理方法

- ・受託業者がプロジェクトマネジメントを行い、開発管理を実施すること。また、そのため、プロジェクト管理手法を提示すること。
- ・この業務の作業項目別詳細スケジュール（工程表）を提出すること。
- ・この業務を遂行するにあたり、必要な会議体とその目的、開催頻度等を提示し、実施すること。なお、以下の会議については必ず実施し、議事録をつけること。

会議体	説明	開催頻度
キックオフミーティング	業務を開始するにあたり、本市と受託業者の顔合わせ、体制、スケジュール等の認識合わせを実施する。	プロジェクト開始時 (1回)
工程完了判定会議	プロジェクト計画書において定義した各工程の完了基準を満たしているか、未解消の課題が残っていないか確認する。	市からの要望に応じて開催
稼動判定会議	システム本番稼動に際して、全作業工程が完了し、要求機能が満たされていること、各工程に伴う納品物が提出されていること等を確認する。	本番稼動1週間前
定例進捗会議	受託業者が業務の進捗状況を報告し、問題・課題の把握や対応状況等の認識合わせを行う。	月1回

表 会議体一覧

3 作業場所

- ・ ヒアリング、進捗状況、その他の調整会議は、本市庁舎内またはオンライン会議で行うこと。
- ・ 庁舎内にて作業を行う場合には、作業期間について事前に本市と協議すること。また、作業中は自身の所属・氏名が分かるもの（名札等）を提示すること。
- ・ 庁舎内にて作業を行う場合の作業場所については、本市が指示するものとする。
- ・ 庁舎内に機器等を持ち込む場合は、事前に本市の承認を得ること。
- ・ この業務に係る打ち合わせ、庁舎内での作業は、原則市役所開庁日の 8 時 45 分から 17 時 15 分までの間に行うこと。
- ・ 設計書等の作成や機器設定に係る作業等については、庁舎内に機器が搬入される以前においては、受託業者が作業場所を準備すること。
- ・ 受託業者にて準備する作業場所や開発環境等については、十分な情報セキュリティを確保していることを予め本市に報告し、承認を得た上で作業を開始すること。
- ・ 本市が承認した作業場所以外で業務を行ってはならない。また、本市が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

4 開発環境

- ・ 製造工程は、原則受託業者側の環境で実施することとし、必要となる開発環境については、受託業者で自社内に用意すること。
- ・ ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク構成等について適切に管理し、ドキュメントを整備すること。
- ・ 検証環境については、受託業者側の本番環境適応に向けたテストやユーザテスト等に利用するものとし、稼働後も利用できるようにすること。

5 各工程における注意点

- ・ 要件定義工程では、実機を用いて画面・帳票レイアウトの確認や、業務フローを用いた業務運用の確認等、職員が新システムをイメージしやすいようにすること。
- ・ 基本設計工程では、カスタマイズする機能や、代替対応となった機能について、基本設計書のどの部分で対応しているかを客観的に確認できるようにすること。
- ・ 製造工程では、データ連携等で他システムを管理する業者との調整が必要になるため、関連する調整についても受託業者が主体的に行うこと。
- ・ 構築期間中は、定期的に本市に進捗及び懸案事項の報告を行い、問題がある場合は直ちに対策を協議すること。
- ・ ユーザテストでは、受託業者のテストで利用したテストシナリオを提供する等、職員側の作業が効率的になるよう支援すること。
- ・ 各工程において、関係する連携先システム、事業者、既存システムの運用保守事業者、共通基盤事業者及びその他システム構築に必要な関係事業者を網羅的に洗い出し、必要な調整を積極的に実施すること。
- ・ 本市が別途契約している PMO 支援事業者の指示に従うこと。
- ・ プロジェクトを円滑に進めるために、本市側で別途用意するオンラインストレージを活用すること。
- ・ 事業者選定の段階も含めて、本市との認識の齟齬が発生しないように、事前に十分な確認を行うこと。

第5章 特記事項

1 特記事項

(1) 著作権

- ・納品物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下同じ。）は、本市による代金の支払いと引き換えに、本市に帰属する。ただし、希望業者又は第三者がパッケージ等として従前から著作権を有している場合、その著作権は本市に譲渡されないものとする。（カスタマイズ部分は本市に帰属する。）その他権利の取得については、別途協議を求めることができる。

(2) 制度改正

- ・この契約期間中に制度改正等が発生したことにより、この業務において処理内容の修正又は変更の必要が生じたときは対応すること。
- ・本稼働後、制度改正等が発生した場合、パッケージのバージョンアップ等の対応費用は、原則として保守費用の中で実施すること。（保守費用の中で実施できない場合は条件を記載すること。）

(3) 稼働開始

- ・システムの稼働開始時は、担当 SE が立ち会い、稼働確認及び操作説明等の職員サポートを行うこと。
- ・システム稼働後、最初の日次、月次、年次処理時等には、運用が適切に行うことができているか、処理確認や操作説明等の職員サポートを行うこと。

(4) 相談窓口

- ・システムに関する質問等の連絡は、本市と協議の上で決定した窓口で一本化すること。
- ・システムの操作方法の説明及びシステムの不具合に関する相談に応じること。
- ・本稼働後、円滑にシステムが稼働するよう定期的にシステムの状況を報告し、改修、追加、要望、質問事項等に対する打ち合わせを行うこと。

(5) 端末

- ・テストや研修等で必要となる端末については、原則受託業者が用意すること。本市が認める場合は本市が所有する端末を使用できることとする。
- ・要件定義や基本設計等の、職員との打ち合わせがメインになる工程においては、本市にデモ機を設置し、職員が打ち合わせ以外の時間にシステムを利用できる環境を用意すること。

2 一般事項

- ・この業務における労働災害時の労災保険の適用は、業者の保険とすること。
- ・この業務の履行に必要な機器類、消耗品等は、特別の定めのない限り、全て業者の負担とし、本市の資産等を使う場合は、事前に協議すること。
- ・本市の施設内において、この業務に必要な光熱水費は、本市が負担する。
- ・業者は、この業務の履行中において本市又は第三者に害を及ぼした場合、本市又は第三者に責任がある場合を除き、その責任を負うものとする。
- ・本市が納品物に契約不適合を発見したときは、業者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補とともに損害の賠償を求めることができるものとする。
- ・業者は、本市の条例、規則及び関係法令を遵守しなければならない。
- ・天災（地震を含む。）その他不可抗力（戦争行為を除く。）により、物件が滅失又は損傷した

【別紙 1 - 1】 調達仕様書

場合の負担については、本市と業者で協議の上決定する。

3 担当者

茨木市都市活力部居住政策課 大久保・野津

電話 代表 072-622-8121

直通 072-655-2755

茨木市共通基盤システムガイドライン

第 1.04 版

改版履歴

版数	改版者	改版日	改版箇所	改版履歴
1.00	茨木市	2018/03/14	—	初版作成
1.01	茨木市	2019/02/26		4.5 印刷統合基盤機能 TotalFlow(直接印刷方式)の追加に係る 修正
1.02	茨木市	2019/12/11	—	1.1 データベース統合基盤機能・データ連携 統合基盤 機能 1.1.1.2 前提仕様(団体内統合宛名システ ム) DV相当情報の登録・連携に係る 修正
1.03	茨木市	2022/06/30	—	システム更改に伴う改修
1.04	茨木市	2026/3/12	共通基盤関連ソフトウェア 覧	<ul style="list-style-type: none"> ・「導入に必要なソフトウェア名称(共通基盤側)」の Oracle バージョンを更新 ・「既存の調達」の課名をデジタル戦略課に変更

目次

目次	3
1. システム連携基盤	6
1.1 データベース統合基盤機能・データ連携統合基盤機能	6
1.1.1 機能概要	6
1.1.2 格納情報	9
1.1.3 連携方式	10
1.1.4 業務システム向け利用条件	11
1.2 中間サーバ連携機能	14
1.2.1 機能概要	14
1.2.2 提供機能	15
1.2.3 業務システム向け利用条件	17
1.3 共通コード管理機能	19
1.4 EUC 機能	19
1.4.1 機能概要	19
2. 統合運用基盤	20
2.1 運用管理統合基盤機能	20
2.1.1 統合コンソール機能	20
2.1.2 ログ監視機能	20
2.1.3 資源監視機能	21
2.1.4 業務システム向け利用条件	21
2.2 運用管理統合基盤機能	22
2.2.1 機能概要	22
2.2.2 業務システム向け利用条件	22
2.3 バッチ処理統合基盤機能	22
2.3.1 機能概要	22
2.3.2 ジョブ制御機能の特徴	23
2.3.3 業務システム向け利用条件	23
3. セキュリティ基盤	24
3.1 外部出力制御機能	24
3.1.1 機能概要	24
3.1.2 業務システム向け利用条件	24
3.2 ウイルス対策機能	24
3.2.1 機能概要	24
3.2.2 業務システム向け利用条件	24
3.3 パッチ管理機能	25
3.3.1 機能概要	25

3.3.2	業務システム向け利用条件	25
3.4	職員認証機能	25
3.4.1	機能概要	25
3.4.2	業務システム向け利用条件	25
4.	システムインフラ基盤	26
4.1	Windows ドメイン機能	26
4.1.1	機能概要	26
4.1.2	業務システム向け利用条件	26
4.2	ハードウェア仮想化基盤 (Nutanix)	27
4.2.1	機能概要	27
4.2.2	業務システム向け利用条件	27
4.3	ハードウェア仮想化基盤 (AWS) ※庁内系ネットワークのみ利用可能	28
4.3.1	機能概要	28
4.3.2	業務システム向け利用条件	28
4.4	共有データストレージ機能	29
4.4.1	機能概要	29
4.4.2	業務システム向け利用条件	29
4.5	共有ファイルサーバ機能	29
4.5.1	機能概要	29
4.5.2	業務システム向け利用条件	29
4.6	印刷統合基盤機能	30
4.6.1	SVF 機能概要	30
4.6.2	TotalFlow 機能概要 (直接印刷方式)	35
4.6.3	大量印刷アウトソーシング運用方針	36
4.7	バックアップ基盤機能	36
4.7.1	システムバックアップ (Nutanix)	36
4.7.2	システムバックアップ (Veeam)	37
4.7.3	システムバックアップ (AWS)	38
4.7.4	データバックアップ (Veeam)	38
4.8	ネットワーク管理基盤機能	39
4.8.1	ネットワーク構成	39
5.	文字連携基盤	40
5.1	文字情報管理基盤機能	40
5.1.1	機能概要	40
5.1.2	業務システム向け利用条件	40
5.2	文字コード変換	40
5.2.1	機能概要	40
5.2.2	業務システム向け利用条件	40

6.	基盤システム調達製品	41
6.1	業務システムのサーバへ導入するソフトウェア.....	41

1. システム連携基盤

1.1 データベース統合基盤機能・データ連携統合基盤機能

1.1.1 機能概要

共通基盤が提供する庁内データ連携機能について以下に記載する。

- 提供側業務システムが準備する部分
- 利用側業務システムが準備する部分
- 共通基盤が準備する部分

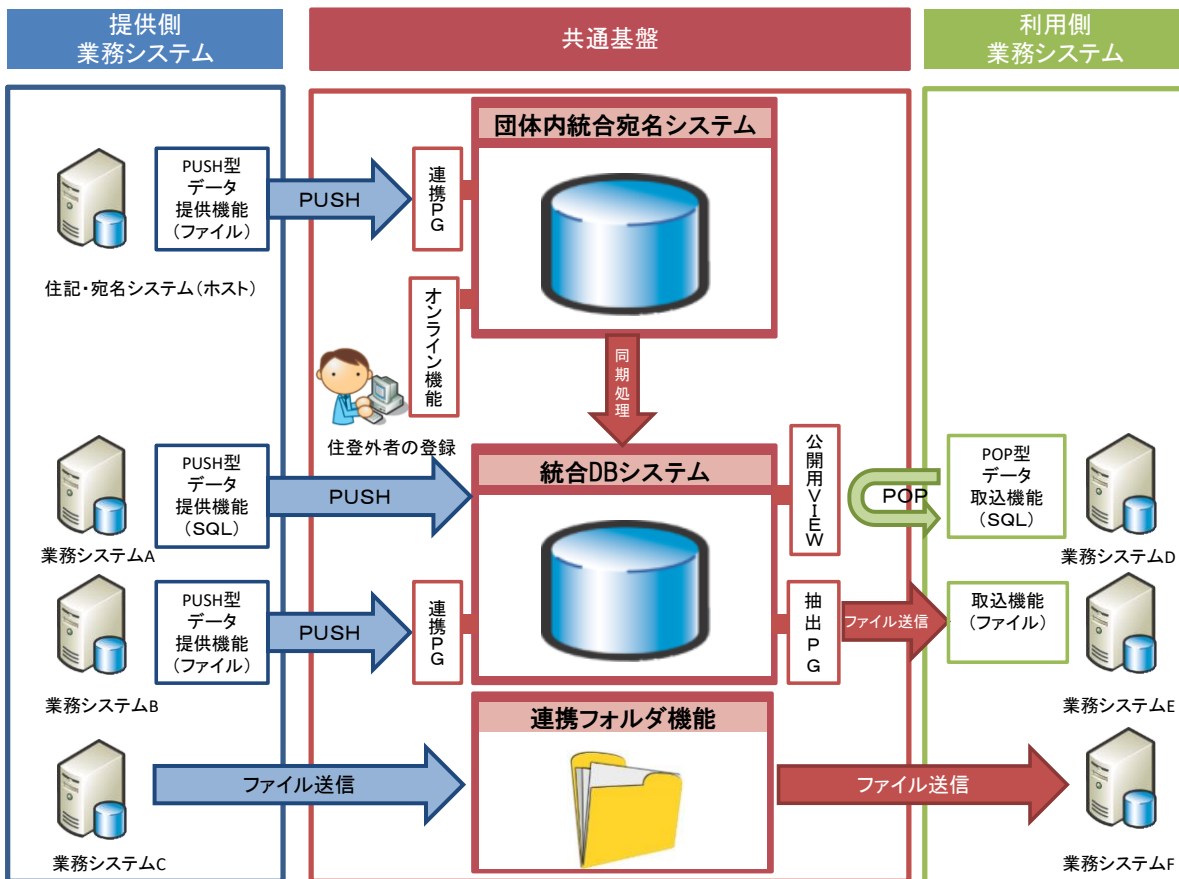


図 1.1.1 共通基盤が提供する庁内データ連携機能

共通基盤では、住登者、住登外者および法人等の宛名情報を庁内で統一管理すること、および中間サーバとの連携に必要な団体内統合宛名番号を管理することを目的とした団体内統合宛名システムとシステム間連携で発生するデータを一括で管理するための統合 DB システムを用意する。本市では、これらのシステムを組合せることで、共通基盤の庁内連携機能と定義する。

団体内統合宛名システムは、(株)日立製作所が開発したパッケージシステムである ADWORLD を導入することで実現している。

統合 DB システムは、茨木市独自で開発を行っている。団体内統合宛名システムおよび統合 DB システムは DBMS として Oracle 社の Oracle12c を使用している。それぞれのシステムの OS や使用している DBMS 等について次頁に示す。

(1) 団体内統合宛名システム

#	項目	内容	備考
1	OS	WindowsServer2016	
2	DBMS	Oracle 12c	
3	文字コード	Unicode(UTF-8)	使用する文字セットは JIS2004 フォントは MS 明朝
4	APP	ADWORLD	(株) 日立製作所のパッケージ製品

表 1.1.1.(1) 団体内統合宛名システム

(2) 統合 DB システム

#	項目	内容	備考
1	OS	WindowsServer2016	
2	DBMS	Oracle 12c	
3	文字コード	Unicode(UTF-8)	使用する文字セットは JIS2004 フォントは MS 明朝

表 1.1.1.(2) 統合 DB システム

1.1.1.1 前提仕様（共通）

団体内統合宛名システムと統合 DB システムを使用するにあたり、共通の前提仕様について記載する。

団体内統合宛名システムおよび統合 DB システムで使用するデータベースは Oracle 社の Oracle12c を使用する。

- (1) 団体内統合宛名システムおよび統合 DB システムで使用する文字コードは Unicode(UTF-8)とする。
- (2) 文字コード変換は行わないので、システム間連携を実現するにあたりコード変換が必要な場合は各業務システムでコード変換を実施すること。
- (3) 団体内統合宛名システムは(株) 日立製作所のパッケージ製品である ADWORLD を利用して実現しているため DB 内のテーブルへの直接のアクセスやテーブルレイアウトの公開は行わない。ただし、各業務システムへの連携に必要なデータについては、本市で統合 DB システムにシステム間連携を行うため、各業務システムは統合 DB システムとシステム間連携を実現すること。統合 DB システムで保持する団体内統合宛名システムから連携されたデータのレイアウトについては、別紙に記載する。

1.1.1.2 前提仕様（団体内統合宛名システム）

団体内統合宛名システム固有の前提仕様について記載する。

- (1) 住基システムで登録されている宛名情報(住登者、住登外者)は、団体内統合宛名システムとシステム間連携を行い既に実装済みである。現時点ではマイナンバー付番済の宛名情報のみを保持しているが、各業務システムをオープン化するにあたり、団体内統合宛名システムに登録されておらず、住基システムのみで保持している宛名情報を必要とする場合は、本市と協議すること。協議の結果、許可された場合のみ本市が住基システムから団体内統合宛名システムへ必要な宛名情報の移行作業を実施する。そのため、宛名情報については、住基システムから各業務システムへの移行作業は発生しない。各業務システムは統合 DB システムから宛名情報の移行を実施すること。

- (2) 法人情報は、現時点で団体内統合宛名システムとシステム間連携を行っていない。各業務システムが法人情報を必要とする場合は、本市と協議を行い必要に応じてデータ移行を実施すること。
- (3) 各業務システムで発生する住登外者の登録については、団体内統合宛名システムのオンライン機能を利用して登録する前提とし、各業務システムで独自に登録することを原則禁止する。各業務システムでは、統合 DB システムからシステム間連携によって住登外者の情報を取込むことによって、住登外者の情報が利用できることになる。
- (4) システム再構築の過渡期の運用として、すでに各業務システムで独自に住登外者を登録する運用を行っている場合は、番号制度が定める他市町村との情報連携に必要な対象者に限り、団体内統合宛名システムのオンライン機能を利用して、各業務システムで登録した情報と同じ内容を 2 重登録する運用とする。
現時点で稼働済みのシステムにのみ適用される運用であり、今後再構築する各業務システムにおいては本運用を原則認めない。
- (5) 住民基本台帳システムに登録されている、警察署等で認可された法的に認められている DV 情報については、団体内統合宛名システムとシステム間連携を実現している。その他各業務システムで個別に把握した住民基本台帳システムに登録されていない DV 相当の情報は、窓口で必要な手続きを行った後、団体内統合宛名システムに登録すること。また、団体内統合宛名システムに登録された DV 相当の情報を速やかに各業務システムに取り込むこと。

1.1.1.3 前提仕様（統合 DB システム）

統合 DB システム固有の前提仕様について記載する。

- (1) 統合 DB システムは、リアルタイム性、大量データの送受信方式、開発・維持コストなどを検討の結果 APPLIC が公開する地域情報プラットフォーム標準仕様のアーキテクチャ標準仕様に基づく公開用 DB 方式を採用する。
- (2) 統合 DB システムでは、先に述べた団体内統合宛名システムで登録された情報、および業務システム間の連携が必要な業務情報を保持する。また、後述する中間サーバ連携機能で各業務システムが作成した副本情報についても、業務システム間連携に再利用できると想定されるため、統合 DB 上に保持する仕様としている。
- (3) 他システムに情報を提供する側の業務システムを提供側業務システムと定義する。提供側業務システムは後述する提供側業務システムの前記条件に基づき他システムとの連携に必要な業務情報を統合 DB に提供すること。
- (4) 他システムの情報を利用する側の業務システムを利用側業務システムと定義する。利用側業務システムは後述する利用側業務システムの前記条件に基づき統合 DB から自システムとの連携に必要な業務情報を受領すること。
- (5) 統合 DB システムで使用する連携方式として SQL 連携方式、ファイル連携方式、ファイル転送方式の 3 つを用意する。それぞれの詳細は後述する連携方式を確認すること。
- (6) 住所辞書情報、金融機関情報、医療機関情報等の共通コードについては、現時点統合 DB に保持していない。今後統合 DB 上で保持する予定としているが、現在検討中であるため方針が決まれば別途各業務システムへ通知を行う。

(7) 他システムとの連携が必要な場合は、原則統合 DB システムとの連携を必須とする。ただし 1 対 1 連携等の統合 DB システムとの連携にメリットがない場合は、本市と協議を実施し、許可された場合、個別に 1 対 1 の連携を実施してよい方針とする。

1.1.2 格納情報

統合 DB システムにおける格納情報を以下に示す。格納される情報については、適宜見直しを行う。

団体内統合宛名システムについては、(株) 日立製作所のパッケージ製品である ADWORLD を使用しているため、格納情報やレイアウトの詳細は公開しないが、各業務システムとの連携に必要な情報については統合 DB に連携しているため、統合 DB 上で情報を保持している。

※標準準拠システムへ切替後は、各連携項目は標準仕様に準拠することとなる。情報が確定次第別途展開する。

#	管理対象区分	格納データ項目	データ連携元	備考
1	宛名	宛名番号、基本 4 情報、マイナンバー等 ※詳細レイアウトは別紙を参照。	団体内統合宛名システム	異動履歴を保持する。現時点では住登者と住登外者の情報のみ保持し、今後法人情報も保持する予定。
2	団体内統合宛名	団体内統合宛名番号、基本 4 情報、マイナンバー、発生元システム区分、発生元システム内宛名番号 ※詳細レイアウトは別紙を参照。	団体内統合宛名システム	異動履歴を保持する。
3	DV	宛名番号、氏名、抑止内容、抑止期間等 ※詳細レイアウトは別紙を参照。	団体内統合宛名システム	異動履歴を保持する。
4	住所辞書情報	住所コード等	-	現時点では保持していないが、今後統合 DB 上で保持する予定。詳細は 1.4 の共通コード機能に記載する。
5	金融機関情報	金融機関コード等	-	現時点では保持していないが、今後統合 DB 上で保持する予定。詳細は 1.4 の共通コード機能に記載する。
6	医療機関情報	医療機関コード等	-	現時点では保持していないが、今後統合 DB 上で保持する予定。詳細は

				1.4 の共通コード機能に記載する。
7	副本情報	宛名番号、副本情報	各業務システム	中間サーバ連携で使用した副本情報を保持する。異動履歴を保持する。
8	業務情報	宛名番号、業務情報	各業務システム	異動履歴を保持する。

表 1.1.2 格納情報

1.1.3 連携方式

統合 DB システムとの連携方式について以下に示す。

1.1.3.1 SQL 連携方式

統合 DB システムへのデータの登録や自システムへのデータ受領に統合 DB システムに用意される専用のテーブルや View に直接 SQL を発行することでデータの送受信を行う方式である。統合 DB システムへのアクセスや SQL の発行については、ODBC や JDBC 等の互換性の高い API を使用すること。本方式は、大量データの送受信やリアルタイム性に適している。利用側業務システムと提供側業務システムで使用条件が異なるため、後述する各業務システム向けの利用条件を確認すること。

1.1.3.2 ファイル連携方式

統合 DB システムへのデータの登録や自システムへのデータ受領にファイルを利用する方法である。本方式は、大量データの送受信に適している。各業務システムは、統合 DB システムが指定する所定のフォルダにファイルの送受信を行う。ファイルの送受信には、FTP 通信による送受信もしくは Windows のファイルコピー機能を利用して行う。

ファイルから DB への登録や DB からファイルへの出力作業は統合 DB システムが実施する。ファイル連携方式で使用するファイルはカンマ区切りの CSV ファイルおよび固定長ファイルに対応しており、DB で使用している文字コードと同じ Unicode (UTF-8) で作成すること。利用側業務システムと提供側業務システムで使用条件が異なるため、後述する各業務システム向けの利用条件を確認すること。

1.1.3.3 ファイル転送方式

システム間連携を実現するにあたり、ホストコンピュータへの連携等で統合 DB システムの DB 上に格納するメリットが少ない場合に限り使用する。本連携方式は本市と協議の上、許可された場合のみ選択が可能。統合 DB システムは、システム間連携に必要なフォルダを用意し、提供側業務システムから受け取ったファイルを利用者側システムへ送付を行う。ファイルの送受信には、FTP 通信による送受信もしくは Windows のファイルコピー機能を利用して行う。利用側業務システムと提供側業務システムで使用条件が異なるため、後述する各業務システム向けの利用条件を確認すること。

1.1.4 業務システム向け利用条件

1.1.4.1 提供側業務システムの利用条件

提供側業務システムの利用条件について以下に示す。業務データの特性や連携頻度を考慮した上で提供側業務システム側がどの連携方式を採用するか決定すること。ただし、ファイル転送方式は本市と協議の上、許可された場合のみ選択が可能なため、注意すること。

また、他システムの申請に基づき提供側業務システムの業務データの項目追加作業が発生した場合には、本市と協議の上、データ項目の追加作業を実施すること。後々データ項目の追加作業が発生しないように予め地域プラットフォームに準拠したテーブルレイアウトを使用する等の考慮をすること。

※標準準拠システム切替後は、標準仕様に準拠したレイアウトに対応すること。

(1) SQL 連携方式の利用条件

- ① データ登録するために必要な統合 DB システム上のテーブルの作成作業は本市で実施する。提供側業務システムはテーブルの作成に必要なテーブルレイアウト等の設計情報を本市に提出すること。
- ② テーブルへのデータ追加・更新・削除権限を付与したユーザを提供側業務システムへ発行する。
- ③ 提供側業務システムは、PUSH 型データ提供機能を自システムに実装すること。PUSH 側データ提供機能とは提供するデータに変更が発生したタイミングで、能動的に統合 DB システムにデータ提供を行う機能のことをさし、提供側業務システムで当機能を準備する。
- ④ 提供側業務システムは、①で作成されたテーブルへ連携データを格納する。格納されたデータの正当性、順序性の保証は提供側業務システムの責任において行う。
- ⑤ 大量データ(約 1 万件以上)の処理を実施する場合は、事前に本市に連絡すること。大量データの処理を実施する場合は統合 DB システムに性能影響が発生する可能性があるため、事前に性能面に影響がないか提供側業務システムと本市が協力して検証を行うこと。
- ⑥ 連携間隔は業務データの他システムでの必要用途を考慮し、提供側業務システムで検討の上、本市と協議を実施し決定すること。
- ⑦ 提供側業務システムが十分な検証を行い、提供側業務システムと統合 DB システムに登録されているデータの正当性が保証される場合に限り、Oracle が提供するマテリアライズドビュー等のレプリケーションの機能を利用してデータの登録を行ってもよい。ただし、統合 DB システムには実データを登録することを前提とし、直接提供側業務システムのDBを参照する方式 (VIEW 等) は認めない。

(2) ファイル連携方式の利用条件

- ① データ登録するために必要な統合 DB システム上のテーブルの作成作業は本市で実施する。提供側業務システムはテーブルの作成に必要なテーブルレイアウト等の設計情報を本市に提出すること。
- ② 連携データを格納する連携ファイル格納用フォルダおよび格納用フォルダのアクセスに必要なユーザの作成や権限の付与については本市が作成を行う。
- ③ 提供側業務システムは、PUSH 型データ提供機能を自システムに実装すること。PUSH 側データ提供機能とは提供するデータに変更が発生したタイミングで、能動的に統合 DB システムにデータ提供を行う機能のことをさし、提供側業務システムで当機能を準備する。
- ④ 提供側業務システムは、自システムに割り当てられた連携ファイル格納用フォルダに連携データを格納する。格納された連携ファイルを統合 DB システムが用意する連携プログラムで変換し、

自システムに割り当てられたテーブルへ連携データを格納する。格納されたデータの正当性、順序性の保証は提供側業務システムの責任において行う。

- ⑤ 統合 DB システムが用意する連携プログラムでは、テーブルへのデータ追加のみに対応し、テーブルの更新・削除はサポートしない。テーブルの更新・削除が必要な場合は本市と協議すること。
- ⑥ 大量データ(約 1 万件以上)の処理を実施する場合は、事前に本市に連絡すること。大量データの処理を実施する場合は統合 DB システムの性能影響が発生する可能性があるため事前に性能面に影響がないか提供側業務システムと本市が協力して検証を行うこと。
- ⑦ 連携間隔は業務データの他システムでの必要用途を考慮し、提供側業務システムで検討の上、本市と協議を実施し決定すること。

(3) ファイル転送方式の利用条件

- ① 連携データを格納する連携ファイル格納用フォルダおよび格納用フォルダのアクセスに必要なユーザの作成や権限の付与については本市が作成を行う。
- ② 提供側業務システムは、①で作成された連携ファイル格納用フォルダに連携データを格納する。
- ③ 連携するファイルが複数ファイルに分割される場合は、連携ファイルの他に完了ファイルを連携フォルダに格納すること。完了ファイルの格納は連携データが全て連携フォルダに格納されていることを判定するために必要とするため、連携ファイルが単一ファイルと当初から決まっている場合は、完了ファイルの連携は不要とする。
(連携ファイルがタイミングによって複数になってしまう場合は必ず完了ファイルを作成すること)
- ④ 連携ファイル格納用フォルダに格納されたデータについては、定期的に統合 DB システムでもバックアップを取得するが、確実にデータを保管したい場合は、提供側業務システムでバックアップを取得すること。
- ⑤ 連携間隔は業務データの他システムでの必要用途を考慮し、提供側業務システムで検討の上、本市と協議を実施し決定すること。

1.1.4.2 利用側業務システムの利用条件

利用側業務システムの利用条件について以下に示す。業務データの特性や連携頻度を考慮した上で利用側業務システム側がどの連携方式を採用するか決定すること。ただし、ファイル転送方式は本市と協議の上、許可された場合のみ選択が可能のため、注意すること。

また、統合 DB システム上に利用者側の業務システムの業務運用に必要なデータが不足している場合は、本市と協議を実施すること。

(1) SQL 連携方式の利用条件

- ① データ参照するために必要な統合 DB システム上の View の作成作業は本市で実施する。利用側業務システムは View の作成に必要なテーブルレイアウト等の設計情報を本市に提出すること。
- ② View へのデータ参照権限を付与したユーザを利用側業務システムへ発行する。
- ③ 利用側業務システムへは View のみを公開し、テーブルの公開は行わない。
- ④ 利用側業務システムは、POP 型データ取込機能を自システムに実装すること。POP 側データ取込機能とは利用側業務システムがデータ取込みを行いたいタイミングで、受動的に統合 DB システムからデータ取得を行う機能のことをさし、利用側業務システムで当機能を準備する。

- ⑤ 利用側業務システムは、①で作成された View を参照しデータの取得を行う。取得するデータの正当性、順序性の保証は利用側業務システムの責任において行う。
- ⑥ 大量データ(約 1 万件以上)の処理を実施する場合は、事前に本市に連絡すること。大量データの処理を実施する場合は統合 DB システムの性能影響が発生する可能性があるため事前に性能面に影響がないか、提供側業務システムと本市が協力して検証を行うこと。
- ⑦ 連携間隔は自システムでの必要用途を考慮し、利用側業務システムで検討の上、本市と協議を実施し決定すること。
- ⑧ 利用側業務システムが十分な検証を行い、利用側業務システムと統合 DB システムに登録されているデータの正当性が保証される場合に限り、Oracle が提供するマテリアライズドビュー等のレプリケーションの機能を利用してデータの取得を行ってもよい。ただし、利用側業務システムには実データを登録することを前提とし、直接統合 DB システムの DB を参照する方式 (VIEW 等) は認めない。

(2) ファイル連携方式の利用条件

- ① データ取得するために必要なファイルの作成作業は本市で実施する。利用側業務システムはファイルの作成に必要なファイルレイアウト等の設計情報を本市に提出すること。
- ② 利用側業務システムは、統合 DB システムから送付されるファイルを格納するフォルダの設定情報を本市に提出すること。基本的に統合 DB システムから抽出したファイルは統合 DB システム側から利用側業務システムへ送信する方式とするが、本市と協議の上許可されれば利用側業務システムが直接統合 DB システムの格納用フォルダを参照してもよい。
- ③ 利用側業務システムは、ファイル取込機能を自システムに実装すること。
- ④ 統合 DB システムが用意する連携プログラムでは、原則全件データの抽出のみに対応している。差分データの抽出が必要な場合は本市と協議を実施すること。
- ⑤ 大量データ(約 1 万件以上)の処理を実施する場合は、事前に本市に連絡すること。大量データの処理を実施する場合は統合 DB システムの性能影響が発生する可能性があるため事前に性能面に影響がないか提供側業務システムと本市が協力して検証を行うこと。
- ⑥ 連携間隔は自システムでの必要用途を考慮し、利用側業務システムで検討の上、本市と協議を実施し決定すること。

(3) ファイル転送方式の利用条件

- ① 利用側業務システムは、統合 DB システムから送付されるファイルを格納するフォルダの設定情報を本市に提出すること。基本的に統合 DB システムから抽出したファイルは統合 DB システム側から利用側業務システムへ送信する方式とするが、本市と協議の上許可されれば利用側業務システムが直接統合 DB システムの格納用フォルダを参照してもよい。
- ② 連携するファイルが複数ファイルに分割される場合は、連携ファイルの他に完了ファイルを連携フォルダに格納する。完了ファイルの格納は連携データが全て連携フォルダに格納されていることを判定するために必要とするため、連携ファイルが単一ファイルと当初から決まっている場合は、完了ファイルの連携は不要とする。よって複数ファイルが存在する場合は、完了ファイルが連携されたことを確認した上で、ファイル取り込みを実施すること。

- ③ 連携ファイル格納用フォルダに格納されたデータについては、定期的に統合 DB システムでもバックアップを取得するが、確実にデータを保管したい場合は、利用側業務システムでバックアップを取得すること。
- ④ 連携間隔は自システムでの必要用途を考慮し、利用側業務システムで検討の上、本市と協議を実施し決定すること。

1.2 中間サーバ連携機能

1.2.1 機能概要

共通基盤が提供する中間サーバ連携機能について以下に記載する。

共通基盤が提供する中間サーバ連携機能は(株)日立製作所が開発したパッケージシステムであるADWORLDを導入することで実現しており、団体内統合宛名システムに含まれる機能である。

本市では保守性、セキュリティ面の観点から中間サーバとの情報連携は団体内統合宛名システムを経由しての連携を前提としている。

団体内統合宛名システムでは、中間サーバとの連携に必要な主要機能を有しているが、中間サーバが提供する全ての機能を網羅していない。そのため、団体内統合宛名システムで対応していない機能を利用する場合は、中間サーバ接続端末を利用する等、本市と別途協議すること。団体内統合宛名システムが提供する機能と中間サーバが提供する機能の対応関係を以下に記載する。

#	機能名	機能詳細名	機能有 無	備考
1	符号管理	団体内統合宛名番号登録	○	
2		符号取得要求	○	
3		符号紐付状態確認	○	
4		団体内統合宛名番号変更	×	番号削除後、新規登録する運用を想定している為、実装していない。
5		団体内統合宛名番号削除	○	
6	情報照会	照会情報登録（随時）	○	
7		照会情報登録（一括）	○	共通基盤指定レイアウトの照会用CSVファイルを作成する必要がある。
8		情報照会状況確認	○	
9	情報提供	情報提供状況確認	×	
10		提供情報登録（一時入力）	×	
11		情報提供送信許可	×	
12	情報提供等記録管理	情報提供等記録確認	×	

13	特定個人情報	副本照会	×	
14	報管理	副本登録	○	共通基盤指定レイアウトの副本登録用 CSV ファイルを作成する必要がある。
15		副本削除	△	オンライン画面からの削除のみ対応しており、一括での削除には対応していない。
16		自動応答制限設定	△	団体内統合宛名番号単位の設定は可能。特定個人情報名コード単位の設定は不可。
17		過誤情報提供機関確認	×	
18		不開示設定	×	
19		突合用ファイル出力	×	
20		パスワード変更	×	

表 1.2.1 団体内統合宛名システムが提供する機能と中間サーバが提供する機能の対応関係

1.2.2 提供機能

1.2.2.1 符号管理機能

(1) 団体内統合宛名番号登録機能

① 中間サーバに団体内統合宛名番号を登録する機能。

(2) 符号取得要求機能

① 中間サーバに符号取得要求を実施する機能。

② 中間サーバから受領した処理通番を住基ネットへ連携する機能。

(3) 符号紐付状態確認機能

① 中間サーバに符号紐付状態について確認する機能。

(4) 団体内統合宛名番号削除機能

① 中間サーバに団体内統合宛名番号の削除要求を実施する機能。

1.2.2.2 情報照会機能

(1) 照会情報登録(随時)

① 中間サーバに 1 件の照会情報を随時で登録する機能。団体内統合宛名システムのオンライン画面からの登録を前提とする。

(2) 照会情報登録(一括)

① 中間サーバに複数件の照会情報を一括で登録する機能。団体内統合宛名システムが指定するレイアウトの照会用の CSV ファイルを作成する必要がある。

1.2.2.3 特定個人情報管理機能

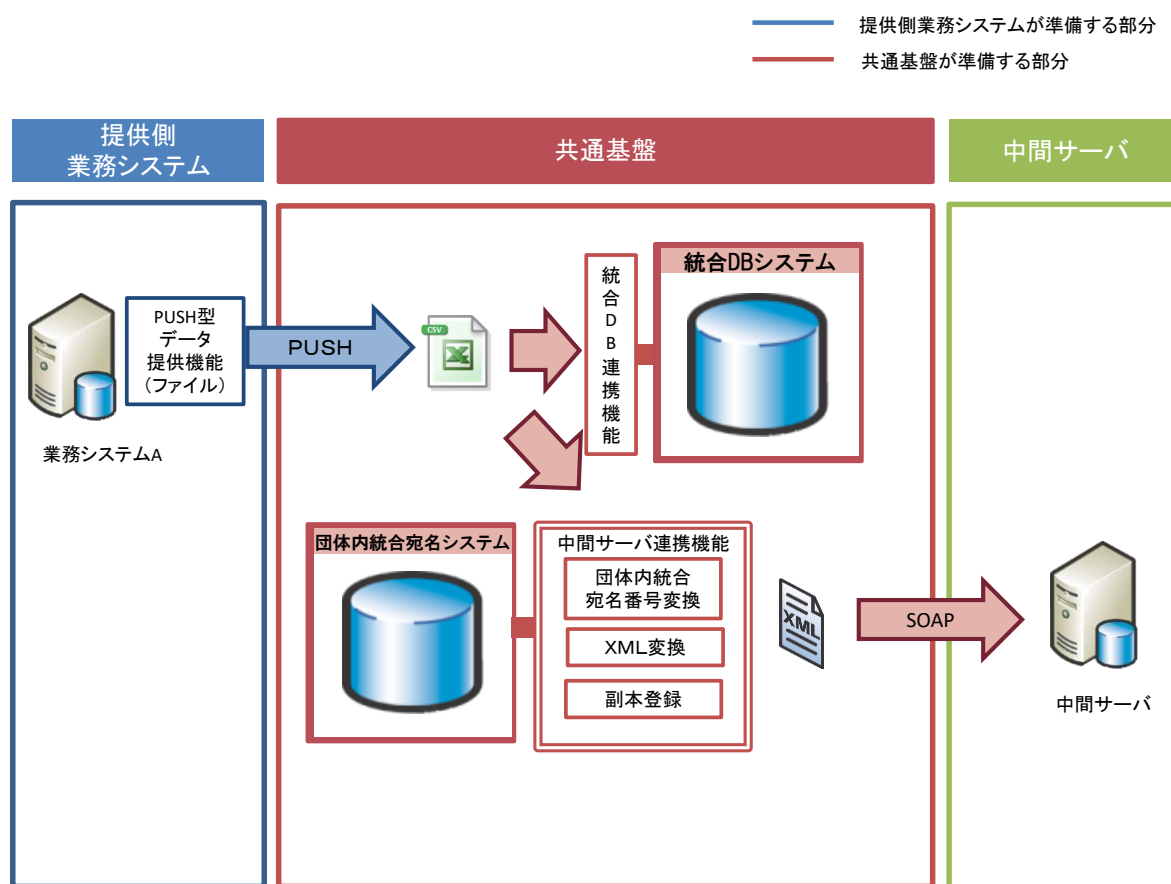


図 1.2.2.3 特定個人情報管理機能

(1) 副本登録機能

副本登録機能には、中間サーバ連携機能と統合DB連携機能がある。それぞれの機能について、下記に記載する。

① 中間サーバ連携機能

- ・各業務システムが保持する宛名番号から団体内統合宛名番号への変換、CSV ファイルから XML ファイルへの変換を実施する。
- ・中間サーバに対し、作成した XML ファイルを SOAP で連携する。

② 統合 DB 連携機能

- ・CSV ファイル格納用フォルダに格納された連携データを基に統合 DB システムのテーブルに連携データを登録する。
- ・統合 DB システムは、国が提示するデータ標準レイアウトのデータセット単位にテーブルを用意している。よって、連携データの登録もデータセット単位に登録を行う。

(2) 副本削除機能

① 中間サーバに登録済みの副本の削除を要求する機能。

- ② 当機能はオンライン画面のみ対応しており、バッチ等の一括での削除には対応していない。データ削除時には 1 件ずつ副本を指定する必要がある。

(3) 自動応答制限設定

- ① 中間サーバに対し、自動応答不可の設定を登録する機能。
- ② 自動応答不可の設定単位は団体内統合宛名番号単位とする。
- ③ 当機能はオンライン画面による随時登録に対応している。

1.2.3 業務システム向け利用条件

1.2.3.1 符号管理機能

(1) 1.2.2.1(1) 団体内統合宛名番号登録機能～(3)符号紐付状態確認機能の利用条件

- ① 住登者については、住民記録システムからの連携により、自動的に(1)～(3)の機能を利用し、符号取得までの一連の処理を自動で行う。
- ② 住登外者については、団体内統合宛名システム上で採番した住登外者に限り、自動的に(1)～(3)の機能を利用し、符号取得までの一連の処理を自動で行う。
- ③ 各業務システムで個別に採番した住登外者については、個別に採番した住登外者の宛名番号と基本 4 情報とマイナンバーを団体内統合宛名システムのオンライン画面に入力の上、オンライン画面上で手動で(1)～(3)の機能を利用し、符号取得を実施する必要がある。

(2) 団体内統合宛名番号削除機能

- ① 何らかの理由で中間サーバに登録した団体内統合宛名番号を削除したい場合は、団体内統合宛名システムのオンライン画面上で、団体内統合宛名番号の削除を実施する。

1.2.3.2 情報照会機能

(1) 共通の利用条件

- ① 業務システムで利用する情報照会の事務名、事務手続き名、および照会する特定個人情報名の一覧を本市に提出すること。

(2) 照会情報登録(随時)の利用条件

- ① 情報照会は団体内統合宛名システムのオンライン画面で実施する。
- ② 団体内統合宛名システムは IE11 を前提とした WEB システムのため、業務システム側に影響は発生しない想定だが、画面の表示等で影響が発生した場合は業務システム側で改修等を実施すること。

(3) 照会情報登録(一括)の利用条件

- ① 本市の方針として、情報連携開始時点では一括での情報照会を実施しない方針としており、本機能を利用する場合は、本市と協議を実施し許可を得ること。

1.2.3.3 特定個人情報管理機能

(1) 副本登録機能の利用条件

- ① 提供側業務システムで副本登録する特定個人情報名の一覧を本市に提出すること。
- ② 提供側業務システムは、国が提示する中間サーバデータ標準レイアウトおよび団体内統合宛名システムが指定する副本登録用 CSV ファイルのレイアウトに基づき、CSV ファイルを作成すること。

- ③ 各業務システムが保持する宛名番号から団体内統合宛名番号への変換を行い中間サーバへ連携する使用となっているため、各業務システムに対し団体内統合宛名番号の公開は原則行わないため注意すること。詳細は副本登録用 CSV ファイルのレイアウトを確認すること。
- ④ 作成するファイルは Unicode (UTF-8) とすること。
- ⑤ 提供側業務システムは、自システムに割り当てられた CSV ファイル格納用フォルダに連携データを格納する。格納されたデータの正当性、順序性の保証は提供側業務システムの責任において行う。
- ⑥ 連携ファイル格納用フォルダへのデータ送信は FTP による送信もしくは Windows のファイルコピー機能による送信で行うこと。
- ⑦ PUSH 型データ提供機能とは、提供側業務システムが、提供するデータに変更が発生したタイミングで、能動的に団体内統合宛名システムにデータ提供を行う機能のことをさし、提供側業務システムで当機能を準備する。

(2) 副本削除機能の利用条件

- ① 副本削除は団体内統合宛名システムのオンライン画面で実施する。
- ② 団体内統合宛名システムは IE11 を前提とした WEB システムのため、業務システム側に影響は発生しない想定だが、画面の表示等で影響が発生した場合は業務システム側で改修を実施する等の対応を実施すること。
- ③ バッチ等の一括削除には対応していないため、オンライン画面で 1 件ずつ削除対象を指定すること。

(3) 自動応答制限設定

- ① 自動応答制限設定は団体内統合宛名システムのオンライン画面で実施する。
- ② 団体内統合宛名システムは IE11 を前提とした WEB システムのため、業務システム側に影響は発生しない想定だが、画面の表示等で影響が発生した場合は業務システム側で改修を実施する等の対応を実施すること。

1.3 共通コード管理機能

全業務共通で必要となってくると想定される住所辞書情報や金融機関情報等は、統合 DB システムに格納し、定期的に本市でコード情報のメンテナンスを実施する予定である。

#	管理対象区分	格納データ項目	データ連携元	備考
1	住所辞書情報	住所コード等	-	現時点では保持していないが、今後統合 DB 上で保持する予定。
2	金融機関情報	金融機関コード等	-	現時点では保持していないが、今後統合 DB 上で保持する予定。
3	医療機関情報	医療機関コード等	-	現時点では保持していないが、今後統合 DB 上で保持する予定。

表 1.3 共通コード管理機能

1.4 EUC 機能

1.4.1 機能概要

共通基盤 EUC 機能では、(株)システムコンサルタントの WebQuery を導入することで実現し、データベース内のデータを参照、抽出、加工し再利用を可能とする機能を提供する。

共通基盤 EUC 機能のデータの管理対象は、統合 DB システムで保持している情報とする。統合 DB 内に保持されている情報であればオンライン画面上で自由にデータの結合、計算等の処理を行うことができ、Excel ファイル等に出力することが可能である。

各業務システムのみ保持しているデータの参照、抽出については、各業務システムの EUC 機能を利用する前提とするが、他業務データを結合してデータ抽出を行いたい場合は、本市と協議し許可されれば統合 DB 上に個別にデータ連携を行うことで、共通基盤 EUC 機能を利用することが可能である。

基本的には職員が使用することを前提としているため、業務システム側のカスタマイズを削減する為に本機能を利用する場合は、各業務システム側で実現性を判断した上で本市に提案を行うこと。

2. 統合運用基盤

2.1 運用管理統合基盤機能

2.1.1 統合コンソール機能

JP1/IM の機能を用いて、発生した障害を検知し、統合コンソールへ障害情報の通知を行うことで運用管理対象に関する障害監視を共通基盤側で一元的に実施できる機能である。

統合コンソールにイベント情報が追加されたことを検知し、通報画面が自動的に運用監視端末の統合コンソール画面上に表示される。

2.1.2 ログ監視機能

業務アプリケーションシステムやミドルウェア、OS(ハードウェアを含む)が出力する各種イベントログの情報を監視する機能である。

各システムのキーワード定義により監視すべき障害等異常状況を検出する。なお、対象とするログ形式については、「テキスト形式」及び「Windows 系イベントログ形式」とする。

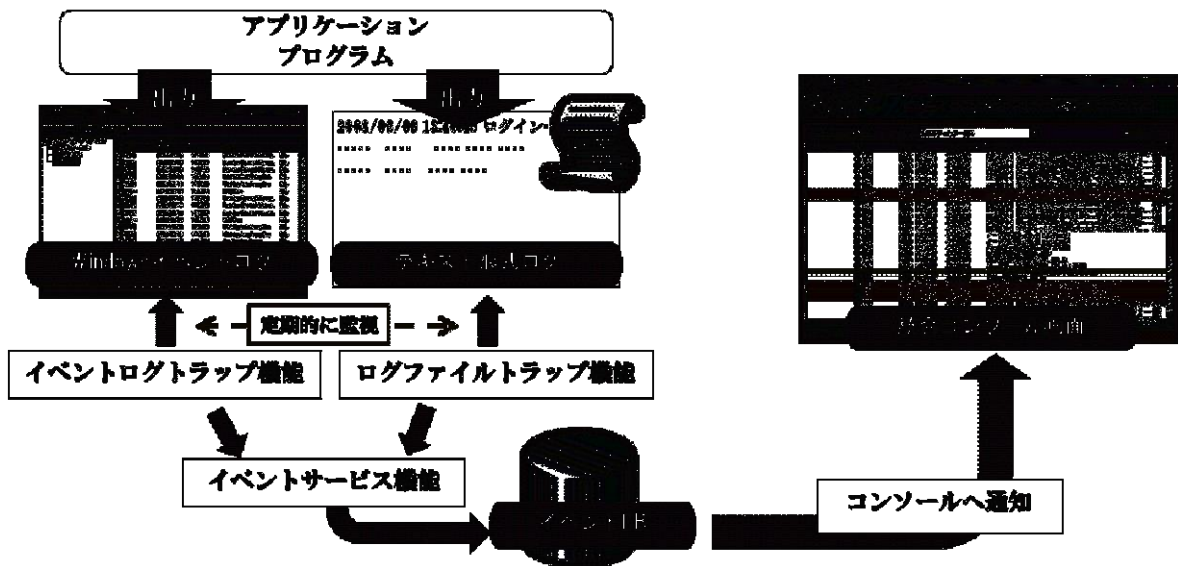


図 2.1.2 ログ監視機能概要図

(1) テキスト形式のログ収集方式

JP1/Base の機能を用いて、テキスト形式のログファイル(Windows のアプリケーションプログラムのログ)を監視した後に、監視条件に該当するものを JP1 イベントに変換する。JP1 イベントに変換されると統合コンソール機能で、イベントコンソール画面に表示される。

(2) イベントログ形式のログ収集方式

JP1/Base の機能を用いて、Windows のイベントログの「アプリケーション、システム、セキュリティ」を監視した後に、監視条件に該当するものを JP1 イベントに変換する。JP1 イベントに変換されると、統合コンソール画面に表示される。

2.1.3 資源監視機能

HDD やメモリ、CPU 等の各種資源使用状況を監視し、閾値監視を行い、各サーバに異常があった場合に、通知する機能である。

Nutanix の機能を用いて、各種サーバにおけるシステムリソース情報を自動収集して、以下に示す項目を監視対象とし、閾値によるアラートを統合コンソール機能へ通知する。なお HDD に関してはハイパーバイザー経由での取得が不可のため、OS 上から情報を取得する。

(1) 監視項目

- ① CPU 使用率
- ② HDD使用率
- ③ メモリ使用率

(2) 閾値

閾値(警戒域、危険域)を定義し、警戒以上の値となったものをアラート通知対象とする。

#	監視項目	警戒域	危険域
ア	CPU 使用率	80%	90%
イ	HDD 使用率	80%	90%
ウ	メモリ使用率	75%	95%

表 2.1.3② 閾値

2.1.4 業務システム向け利用条件

- (1) 監視に必要なとなるソフトウェアは、共通基盤側でライセンスを準備し、運用管理対象サーバにインストールを実施する。
- (2) 業務システムの運用において検知が必要となる要素は、全て統合監視機能で監視する。これを前提に業務システムは監視対象を提示すること。提示された情報を元に、共通基盤側で設定作業を実施する。
- (3) 自動実行されるバッチ処理など、業務継続に支障をきたす可能性があるものについては、必ず監視対象として提示すること。

2.2 運用管理統合基盤機能

2.2.1 機能概要

SKYSEAにおいて、各サーバ・端末のハードウェア・ソフトウェア情報の管理、リモート操作を行う機能である。

業務システムまたは機能を構成する各種ハードウェアやソフトウェア構成等の資源状況を一元管理し、ファイル・プログラムの配布等、共通基盤側で資源管理を行う。

2.2.2 業務システム向け利用条件

- (1) SKYSEA は、共通基盤側でライセンスを準備し、仮想サーバ OS へのインストールを実施する。
- (2) クライアントに対しては原則共通基盤側で SKYSEA のインストールを実施し、本管理機能の下、業務システムを稼働させること。

2.3 バッチ処理統合基盤機能

2.3.1 機能概要

業務システムにおいて定期で発生する処理(サービス起動・停止・バックアップ等)をジョブとして一元管理・監視する機能である。

また、JP1/AJS3 の機能により共通基盤側でジョブ登録/制御/監視を行う。

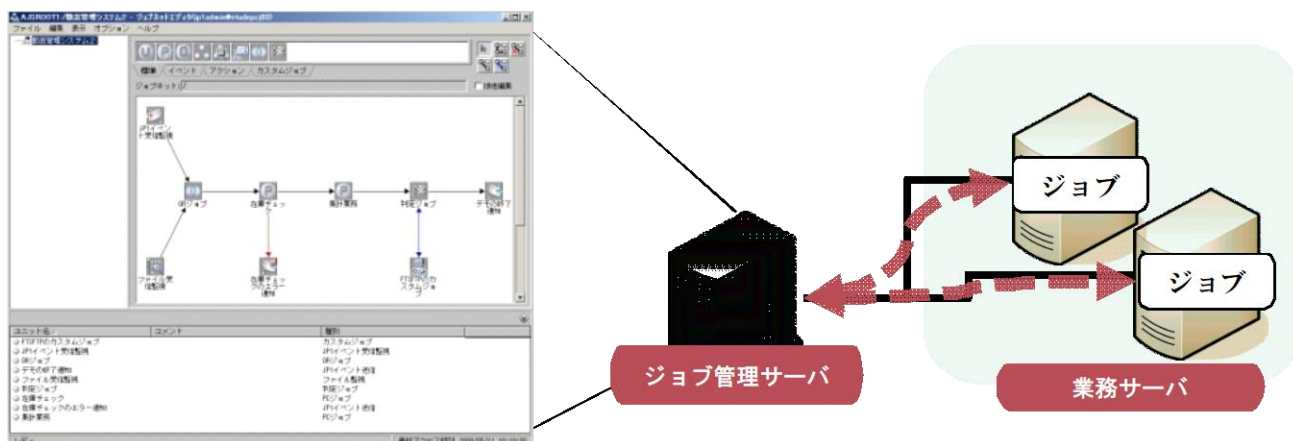


図 2.3.1 ジョブ管理機能概要図

2.3.2 ジョブ制御機能の特徴

業務の運用日と休業日、実行開始日時や処理サイクルといった条件に基づいて、ジョブやジョブネットを実行制御することができる。以下に示すような制御が可能となる。

- ・ 実行日時や実行サイクル(毎日、毎月 等)の指定。
- ・ カレンダーに基づく運用日/休業日の設定。休業日の場合、自動振替実行。
- ・ 運用日や特定日のみのスケジュール実行。



図 2.3.2 ジョブ制御機能概要図

2.3.3 業務システム向け利用条件

- (1) ジョブ管理ソフトウェア(エージェント)は、共通基盤側でJP1/AJS3のライセンスを必要数準備し、インストールを実施する。
- (2) 業務システムのサービス起動・停止の処理に関しては、JP1/AJS3を用いて共通基盤側で構築・保守する。それ以外の業務処理に関しては、原則、JP1/AJS3を用いて業務システム側で構築・保守すること。ただし、JP1/AJS3以外のジョブ管理ソフトを利用した方が構築・保守効率がよいと考えられる場合は、本市と協議の上、別途導入することも可能とする。
- (3) 業務システム側構築範囲においてサービス起動・停止を含めて実施する場合は、その運用も可とする。その場合はLTOへのバックアップのみを共通基盤側で実施するため、所定のフォルダ内にバックアップ対象のファイルを設置する運用とすること。また、サービス起動・停止等を含む処理についてスケジュール一時変更が発生した場合は、調達事業者と業務システム担当課のどちらで変更処理を実施するかを協議し、保守契約を締結すること。
- (4) 連携処理については業務システム側のジョブ管理構築範囲において実装すること。ただし、共通基盤側で実装したほうがメリットがある場合は、本市と協議の上、共通基盤側のジョブ管理に実装することも可能とする。
- (5) ジョブ管理への登録は、共通基盤側が提供する所定のフォーマットへ業務システム側で必要事項を記入し、本市へ登録申請を行うこと。申請内容に基づき、共通基盤でジョブの登録作業を実施する。

3. セキュリティ基盤

3.1 外部出力制御機能

3.1.1 機能概要

SKYSEA において、外部出力媒体への出力操作を制御する機能である。また、全てのサーバ・端末が制御対象で、外部出力媒体に対する出力操作は禁止されている。

3.1.2 業務システム向け利用条件

- (1) SKYSEA は、共通基盤側でライセンスを準備し、仮想サーバ OS へのインストールを実施する。クライアントについても、原則、共通基盤側でインストールを実施する。
- (2) SKYSEA の制御のもと、業務システムを稼働・利用させるため、外部出力操作を行うには、サーバ・端末単位で外部出力申請を行い、許可を得ること。

3.2 ウイルス対策機能

3.2.1 機能概要

トレンドマイクロ ApexOne コーポレートエディションの Client/Server Suite (以下、Client/Server Suite) を用いて、「ウイルス対策」を行うことにより、ウイルス等から業務システムの各種システム要素 (端末やサーバ等) を防御する機能である。また、ウイルス対策において定期的な維持管理 (更新) が発生する「ウイルスパターンファイル」や「検索エンジン」の配信及び設定を一元的に管理することにより、ウイルス対策における運用の効率化を図る。

3.2.2 業務システム向け利用条件

- (1) Client/Server Suite は、共通基盤でライセンスを準備し、仮想サーバ OS へのインストールを実施する。クライアントについても、原則、共通基盤側でインストールを実施する。
- (2) 本ウイルス管理機能の下、業務システムを稼働させること。除外するフォルダがある場合は、申請を実施すること。

3.3 パッチ管理機能

3.3.1 機能概要

Windows Server Update Services(WSUS)で、各端末のパッチ管理を行う機能である。

端末における基本的なセキュリティ対策として、「セキュリティパッチ対策」を行うことにより、ウイルス等その他の手段による脆弱性(セキュリティホール)に対する攻撃から端末を防御する。

セキュリティパッチ対策において定期的な維持管理(更新)が発生する「セキュリティパッチ」の配信を「Microsoft Windows Server Update Services(WSUS)」で一元的に管理することにより、運用の効率化を図る。

また、Windows 以外のセキュリティパッチに関しては、「SKYSEA」に記載する製品を用いる。

3.3.2 業務システム向け利用条件

- (1) サーバに対する WSUS 配信設定については、茨木市と別途協議すること。
- (2) 本パッチ管理機能の下、業務システムを稼働させること。適用対象が意図する場合は、本市と協議すること。

3.4 職員認証機能

3.4.1 機能概要

職員認証機能(指静脈認証機能)は、職員が各業務システムへログインする際に、(株)日立製作所の製品である指静脈認証装置を用いた生体認証を実現する機能である。各業務システムのログイン画面を監視し、ログインIDとパスワードを代替入力する方式のため、各業務システムでの改修は基本的に発生しない。

3.4.2 業務システム向け利用条件

- (1) 本市導入済みの指静脈認証システムによる業務システムへのログインテストを事前に実施すること。
- (2) 各業務システムへログインするための ID とパスワードは 8 桁以上で登録できること。
- (3) 各業務システムへログインするための ID とパスワードは本市で発行する。職員異動が発生した際に本市より業務システムの担当ベンダーに通知を行うので、速やかに業務システムの職員の異動情報を反映させること。
- (4) 職員異動情報を反映した際は、指静脈認証装置を使用して業務システムへログインできるか動作確認を行うこと。
- (5) 業務システムのバージョンアップ等を行った際は、必ず指静脈認証装置を使用して業務システムへログインできるか動作確認を行うこと。
- (6) 何らかの理由で代替入力できない場合は、共通基盤側から API 等の技術仕様を開示するので、各業務システム側で改修を実施し、指静脈認証装置を使用できるよう対応すること。
- (7) 指静脈認証装置はマイナンバー等、特にセンシティブな情報を取り扱う業務システムに導入する。

4. システムインフラ基盤

4.1 Windows ドメイン機能

4.1.1 機能概要

Windowsドメイン機能はネットワーク上のユーザ情報やコンピュータ情報など、さまざまな資源をまとめて管理する機能である。Windowsドメイン機能におけるドメインサーバは Active Directoryドメインコントローラと Active Directory 統合ゾーンの DNS の機能を持つ。また、ドメインに参加しているサーバ及び端末に関して、自動的にドメインサーバと時刻同期させる。

4.1.2 業務システム向け利用条件

- (1) 特別な事由がない限り、サーバ及び端末は基本的にドメインに参加させること。パッケージがドメインに対応しないなどの理由でメンバにできない場合など、なんらかの理由がある場合は、本市と協議を行うこと。
- (2) 端末及びサーバに対してグループポリシー適用が必要な場合は、設定値を協議・検討のうえ、本市へ要件を提示すること。
- (3) ドメイン参加機器は動的に DNS 登録が行われるが、ドメインに参加しない機器(ネットワーク機器含む)については静的な登録が必要なため、登録申請を行うこと。
- (4) ドメインに参加しない機器(ネットワーク機器含む)については、手動設定によりドメインサーバと時刻同期すること。

4.2 ハードウェア仮想化基盤 (Nutanix)

4.2.1 機能概要

サーバブレード上に複数の仮想マシンを構築し、各仮想マシンに対するサーバリソース(仮想の CPU やネットワークなど)の割り当てを実施する機能である。仮想化ツールはAHVを前提とし、本番環境に関しては高可用性機能(HA)によるコールドスタンバイ型の冗長化構成を提供する。



図 4.2.1 仮想化基盤機能

4.2.2 業務システム向け利用条件

- (1) 業務システムは、原則として本機能を利用すること。
- (2) 業務システムとして必要なサーバ台数、スペック(OS種類、メモリ数、CPU数、ディスク容量等)を基盤側に提示すること。提示された要求値に合わせた仮想環境を共通基盤側で構築する。
- (3) 業務システムとして Web サーバ・DB サーバ等でホットスタンバイ型の冗長化構成が必要な場合は、それを前提としたサーバ台数を提示し、環境構築すること。また、負荷分散が必要な場合、まずソフトウェアでの負荷分散を検討し、なお負荷分散装置が必要な場合は、共通基盤側で準備して提供する。
- (4) 共通基盤側では OS が起動する状態まで構築し引き渡すため、業務システム側はその後の構築作業を実施すること。
- (5) サーバ OS で使用するユーザーアカウント及びパスワードは、本市のユーザ規約に準拠したものを、共通基盤側に提示し、共通基盤側でサーバに設定するものとする。
- (6) AHV での動作を保証しない業務システムの場合は、本市へ動作保証外となる理由を提示、協議の上、本市が許可された場合のみ、物理サーバでの構築実施を可能とする。
- (7) Oracle 社製品等、仮想環境で利用する場合のライセンス費が、物理環境で利用する場合より高額になる可能性があるソフトウェアが必要な場合は、提案時に本市に必ず提示すること。本市と協議の上、本市が許可された場合のみ、物理サーバでの構築実施を可能とする。

4.3 ハードウェア仮想化基盤（AWS）※市内系ネットワークのみ利用可能

4.3.1 機能概要

サーバブレード上に複数の仮想マシンを構築し、各仮想マシンに対するサーバリソース(仮想の CPU やネットワークなど)の割り当てを実施する機能である。AWS の EC2(Amazon Elastic Compute Cloud)を前提とし、本番環境に関しては AWS の AutoRecovery 機能によるコールドスタンバイ型の冗長化構成を提供する。

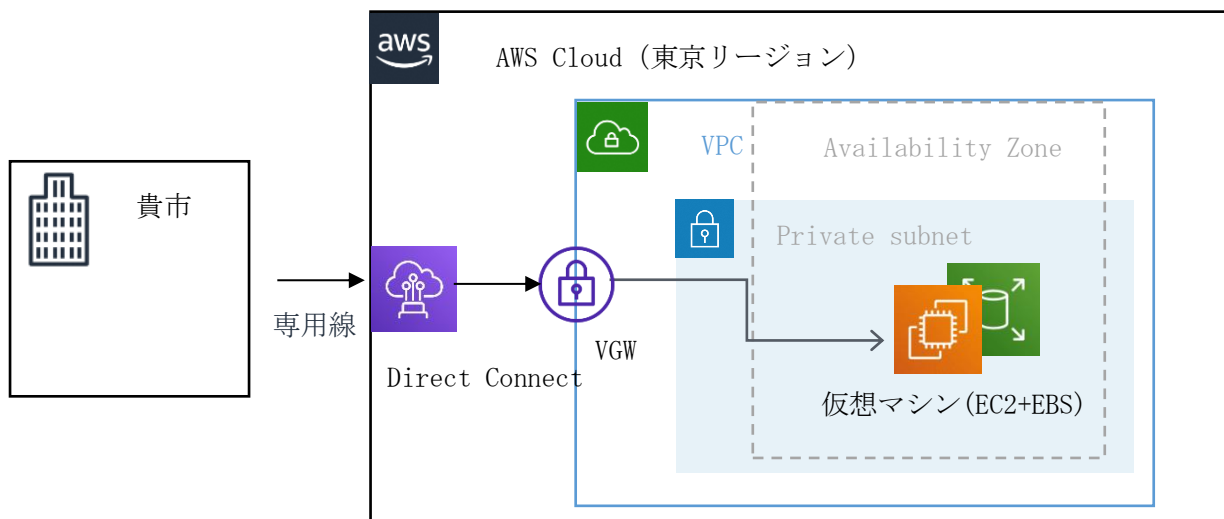


図 4.3.1 仮想化基盤機能

4.3.2 業務システム向け利用条件

- (1) 業務システムは、原則として本機能を利用すること。
- (2) 業務システムとして必要なサーバ台数、スペック(OS種類、メモリ数、CPU数、ディスク容量等)を基盤側に提示すること。提示された要求値に合わせた仮想環境を共通基盤側で構築する。
- (3) 業務システムとして Web サーバ・DB サーバ等でホットスタンバイ型の冗長化構成が必要な場合は、それを前提としたサーバ台数を提示し、環境構築すること。また、負荷分散が必要な場合、まずソフトウェアでの負荷分散を検討し、なお負荷分散装置が必要な場合は、共通基盤側で準備して提供する。
- (4) 共通基盤側では OS が起動する状態まで構築し引き渡すため、業務システム側はその後の構築作業を実施すること。
- (5) サーバ OS で使用するユーザーアカウント及びパスワードは、本市のユーザ規約に準拠したものを、共通基盤側に提示し、共通基盤側でサーバに設定するものとする。
- (6) AWS の EC2 上での動作を保証しない業務システムの場合は、本市へ動作保証外となる理由を提示、協議の上、本市が許可された場合のみ、物理サーバでの構築実施を可能とする。
- (7) Oracle 社製品等、DB 製品に関しては AWS の RDS(Amazon Relational Database Service)の利用を前提に提案する事。また、仮想環境で利用する場合のライセンス費が、物理環境で利用する場合より高額になる可能性があるソフトウェアが必要な場合は、提案時に本市に必ず提示すること。本市と協議の上、本市が許可された場合のみ、物理サーバでの構築実施を可能とする。

4.4 共有データストレージ機能

4.4.1 機能概要

業務システムの可変データ領域を保存するストレージサービスを集約的に提供してデータを集中的に保護し、システム全体としての均一的なデータ保全性を確保する機能である。

4.4.2 業務システム向け利用条件

- (1) 業務システムは、個別にストレージを用意せずに、本機能を利用すること。
- (2) 業務システムとして必要最低限のディスク容量を提示すること。その際、過度な余剰容量を見込まないこと。
提示された要求値に合わせたディスク構成を共通基盤側で構築する。

4.5 共有ファイルサーバ機能

4.5.1 機能概要

職員がファイルアクセスによって使用するデータを保存するファイルサーバを提供する機能である。職員の取り扱うデータは基本的に共通ファイルサーバ上に保存する。

4.5.2 業務システム向け利用条件

業務システムは、共通ファイルサーバを利用する際には、本機能を前提にすること。

4.6 印刷統合基盤機能

印刷ジョブの一括管理等を行う機能であり、SVF 及び TotalFlow にて実現する。

SVF のみ、帳票レイアウトの管理機能を有する。

4.6.1 SVF 機能概要

SVF を用いて調達事業者が帳票レイアウト定義の作成を行い、稼働後の軽微な帳票修正は本市職員にて実施する。

SVF による印刷方式では、①オンライン連携方式、②CSV 連携方式により利用側業務システムと連携することができる。①②方式ともに、帳票毎に利用側業務システムから印刷データ(CSV 等)を受信後、プリントサーバに格納された帳票レイアウトファイル、画像ファイル、ソフトフォントファイルを SVF ConnectSUITE にて合成し ReportDirectorEnterprise(RDE)へスプール、もしくは PDF ファイル出力を行う。RDE へスプールされたデータは、RDE Utility からプリンタへ印刷もしくは PDF ファイル出力も可能とする。

4.6.1.1 (SVF)オンライン連携方式

オンライン連携方式では、利用側業務システムから利用側業務システム内の UCXSingle を実行し、プリントサーバの UniversalConnect/X へ印刷処理を行う方式である。

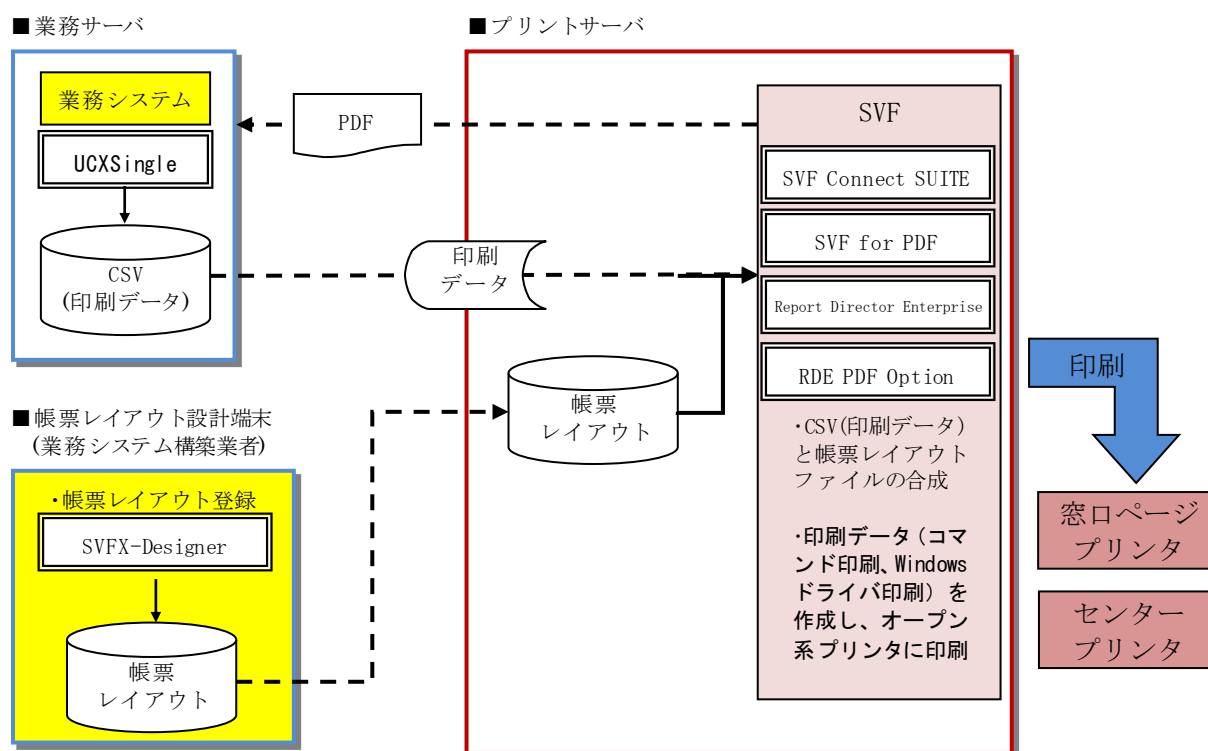



図 4.5.1.1 (SVF)オンライン連携方式

(1) (SVF)オンライン連携印刷概要

業務パッケージが、SVF を用いてオンライン画面から帳票印刷する際の流れを以下に記載する。

処理順	業務パッケージ	方向	SVF (印刷基盤)
1	オンライン画面からプリンタ指定して印刷指示。	—	—
2	CSV データを SVF に連携。 ※印刷するプリンタ名やトレイ指定等の印刷指示内容は SVF サーバにてジョブ設定が必要		CSV と帳票定義をマージして印刷スプールデータ作成し、オンライン画面で指定された RDE (Report Director Enterprise) に登録されているプリンタへ出力。
3	印刷指示結果を画面に反映。		RDE へのスプール結果を業務パッケージに返す。

(2) (SVF)オンラインプレビュー概要

業務パッケージが、SVF を用いてオンライン画面から印刷プレビューする際の流れを以下に記載する。

処理順	業務パッケージ	方向	SVF (印刷基盤)
1	オンライン画面からプレビュー指示。	—	—
2	CSV データを SVF に連携。		CSV と帳票定義をマージして PDF を作成。
3	PDF ビューアを起動してプレビュー表示する。		PDF を業務パッケージに返す。

表 4.5.1.1(2) (SVF)オンラインプレビュー概要

4.6.1.2 (SVF)CSV 連携方式

CSV 連携方式では、利用側業務システムは、利用側業務システム毎に割り当てられたフォルダへ、印刷データ、レイアウトファイル、画像ファイルを格納する必要がある。共通基盤では、UniversalConnect/X(UCX)にて業務システム毎のフォルダを定期監視し、印刷データを SVF へ取り込む。監視対象ファイル名は、利用側業務システムからの申請により、事前に共通基盤にて SVF へ定義する必要がある。

なお、SVF はファイルの作成開始を監視しているため、大量ファイルの場合は、格納途中のファイルの取り込む可能性がある。よって、利用側業務システムは、監視対象のファイル名とは異なるファイル名で印刷データを格納し、格納完了後、監視対象のファイル名に変更する必要がある。フォルダの肥大化を抑止するため、RDEにて生成されたスプールデータは、週次でスプールデータをエクスポートし退避後にデータ削除する運用とする。

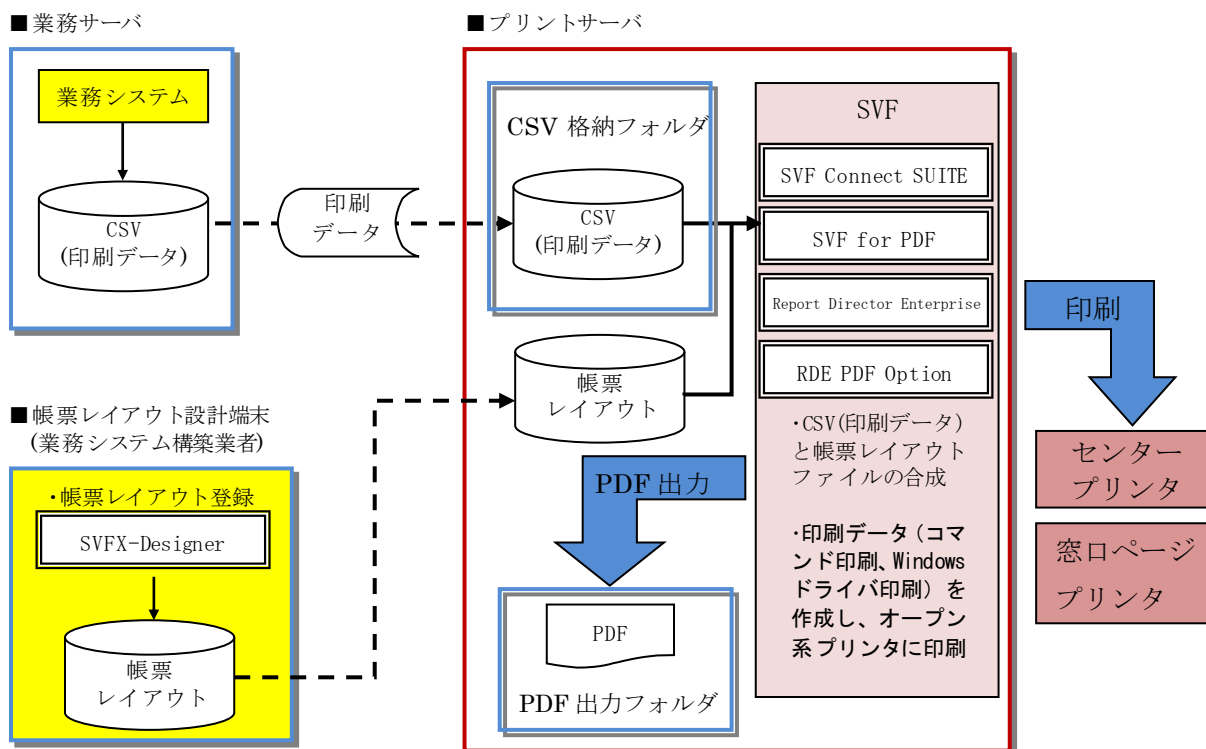


図 4.5.1.2 (SVF)CSV 連携方式

(1) (SVF)大量印刷概要

業務パッケージが SVF を用いて CSV 連携方式で帳票印刷する際の流れを以下に記載する。

業務パッケージ	方向	SVF (印刷基盤)
CSVデータおよび帳票レイアウトファイルを SVF サーバのジョブで指定されたフォルダに格納する。	➡	センタープリンタおよび窓口プリンタ向けの印刷キューが作成される。

表 4.5.1.2(1) (SVF)大量印刷概要

(2) (SVF)大量印刷PDF出力概要

業務パッケージが SVF を用いて大量印刷PDFを出力する際の流れを以下に記載する。

業務パッケージ	方向	SVF (印刷基盤)
CSVデータおよび帳票レイアウトファイルを SVF サーバのジョブで指定されたフォルダに格納する。 (ジョブの定義で PDF 出力を指定しておく)	➡	SVFサーバ上のPDF出力フォルダにPDFが作成される。

表 4.5.1.2(2) (SVF)大量印刷PDF出力概要

4.6.1.3 (SVF)業務システム向け利用条件

- (1) 印刷については原則 SVF と連携した印刷機能を利用すること。特に 1,000 枚以上の印刷が必要な場合は、SVF で構築された大量印刷機能を利用してオープン系連帳プリンタから印刷を行うこと。
- (2) 窓口で使用する等、即時出力が求められる場合は、SVF 側との連携に必要な業務システム側のソフト (UCXSingle) を本市からライセンス提供するので、業務システム側で連携機能を設定すること。ただし、そのために過剰な初期カスタマイズが発生する場合は、業務システム独自の印刷機構を利用することも可とするが、その場合は保守フェーズの帳票追加・修正が安価に実施できるように留意した提案をすること。
- (3) 帳票レイアウトファイルは、利用側業務システムが SVFX-Designer にて作成し、共通基盤へ格納する。なお、帳票レイアウトファイルは基本的にベーシックモードを使用して作成する。グラフィックモードはプリントサーバに負荷がかかるため、グラフィックモードが必須要件の帳票以外は使用を控えることとする。

帳票レイアウトファイル、画像ファイルは、利用側業務システム毎に作成された Windows 共有フォルダに格納する。利用側業務システムは、自システム用フォルダへ接続しファイルを格納する。

- (4) 印刷データは、UTF-8 文字コードで作成し、ファイル先頭に BOM(Byte Order Mark) を付加しないこととする。ファイル形式は CSV 形式とする。また、印刷データ CSV については SVF 側のジョブで定義する共有フォルダに格納すること。

大量印刷方式では印刷データは、利用側業務システム毎に作成された Windows 共有フォルダで管理する。利用側業務システムは、自システム用フォルダへ接続しファイルを格納する。

- (5) 印刷データ、帳票レイアウトファイル及び画像ファイルを格納するフォルダ、ならびに接続ユーザを定義する。以下に例を記載する。

システム名	共有接続 ユーザ名	CSV 格納フォルダ名 (ルートフォルダ)	Windows 共有名
税システム	ZEI	D:¥SVF¥ZEI¥...	ZEI

表 4.5.1.3(5) 格納フォルダ、ユーザ名定義

- (6) 大量印刷方式にてファイル監視する場合の、SVF 側の定義を以下に記載する。共通基盤では、帳票ファイル名毎に監視するのではなく、各業務システムの帳票ごとに作成した監視フォルダに格納されたファイル全てを対象とし、印刷制御は、SVF サーバの帳票ごとのジョブ定義に記載された設定に従うこととする。以下に例を記載する。

システム名	監視フォルダ	監視ファイル名	監視間隔
税システム	D:¥SVF¥ZEI¥...	*.csv、*.xml	10-秒 (システム共通)

表 4.5.1.3(6) ファイル監視定義

- (7) 電子公印や地図等の画像ファイルを使用する場合、業務システムで画像ファイルを貼り付ける必要はなく、画像ファイル名称のみを帳票レイアウトファイル又は印刷データ中に指定する。画像を直接帳票レイアウトファイルに貼付することを禁止する。

4.6.2 TotalFlow 機能概要 (直接印刷方式)

オンライン連携・CSV 連携と異なり、直接印刷方式では、TotalFlow にて利用業務システムから印刷ジョブを直接受信し、印刷管理を行う。

利用業務システムは、印刷処理を実施する業務側サーバ上に TotalFlow の印刷管理サーバが提供する共有プリンタを設定し、その共有プリンタを通じて印刷を実施する。

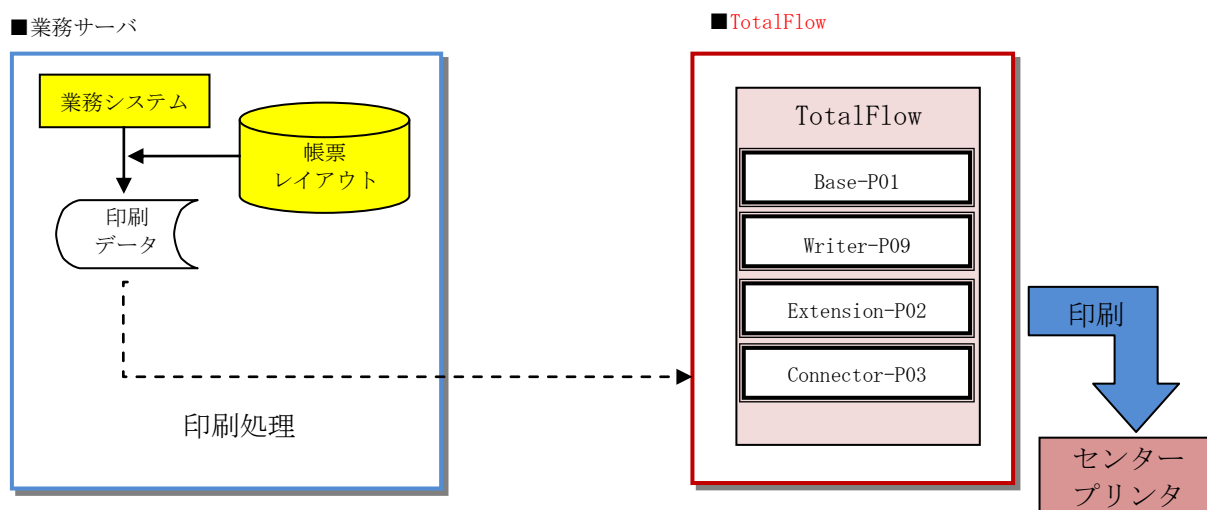


図 4.5.2 TotalFlow 機能概要(直接印刷方式)

(TotalFlow)直接印刷概要

業務パッケージが TotalFlow を用いて直接印刷方式で帳票印刷する際の流れを以下に記載する。

業務パッケージ	方向	TotalFlow (印刷基盤)
業務サーバ側に設定された印刷管理サーバが提供する共有プリンタから印刷処理を実施する。	➡	センタープリンタ向け印刷キューが作成される。

表 4.5.2 (TotalFlow)直接印刷概要

4.6.2.1 (TotalFlow)業務システム向け利用条件

- (1) 帳票レイアウト管理は業務システム側で実施すること。
- (2) 1,000 枚以上の印刷が必要な場合は、SVF で構築された大量印刷機能を利用してセンタープリンタから印刷を行うことを前提としているが、その主目的の一つは帳票レイアウトを印刷基盤で一元管理し、法改正等で軽微なレイアウト変更が発生した場合に、市側で対応可能とするためである。しかしながら、運用面における費用対効果の点を考慮し、業務システム側で帳票レイアウトの管理を実施する方が効果的である場合に限り、SVF ではなく TotalFlow を利用した直接印刷方式の利用を可能とする。
- (3) 印刷については印刷管理サーバが提供する共有プリンタに対して行うこと。
- (4) 帳票の印刷データの容量については、次のとおりとする。
 - (a) Windows 制限

- ・印刷スプールのデータサイズは、最大 2GB（文字フォント、画像データ貼付け後のサイズ）

(b) 留意点

- ・業務システム側で作成する印刷帳票は、容量制限を考慮した印刷データファイル分割等の対応を行うこと。

(5) センタープリンタは、連帳プリンタのため、印刷に使用する帳票用紙は、連帳プリンタの仕様に準拠すること。

(6) センタープリンタは、解像度の上限値が 600dpi であるため、コンビニバーコード、電子公印等画像ファイルの解像度は 600dpi で印刷を行う。

4.6.3 大量印刷アウトソーシング運用方針

大量印刷アウトソーシング運用概要

共通基盤の大量印刷機能を利用して大量印刷アウトソーシングを行う場合、外字埋め込み形式(PDF)のファイルにてアウトソーシング業者へ印刷データを提供する。

業務システムの機能にて印刷データを PDF 化する場合は、共通基盤の大量印刷機能を介さないため、データ生成やアウトソーシング業者へのデータ提供方法等の運用は、業務システムの運用で定めることとする。但し、プリンタサーバ内の共有フォルダへ印刷データを格納することとする。

共有フォルダに格納された印刷データは、指定された外部媒体出力端末から DVD 等の可搬媒体へ出力を行う。

なお、共有フォルダは一時的な格納領域であるため、DVD 等への媒体へ出力したデータは、媒体への出力者が削除する運用とする。また、媒体の正本・副本管理はデータの管理元である課で管理を行う。

4.7 バックアップ基盤機能

共通基盤で構築する統合バックアップサーバにおいて、統合的にバックアップ・リストアを実施する機能である。

4.7.1 システムバックアップ (Nutanix)

4.7.1.1 機能概要

Nutanix の SnapShot により、各サーバのシステム領域(Cドライブ)を含むローカルディスク全体のバックアップを行う。全てのサーバを対象とし、バックアップまたはリストアは仮想サーバ単位とする。

Nutanix の SnapShot を用いてリストアを行う場合、リストア元のイメージデータを、Nutanix の仮想ストレージ上からリストアする。

本方式は軽微な変更作業等を実施する際の利用が望ましい。

4.7.1.2 業務システム向け利用条件

業務システムは、システムバックアップ・リストアを実施する際には、市側に依頼すること

4.7.2 システムバックアップ (Veeam)

4.7.2.1 機能概要

Veeam により、各サーバのシステム領域(C ドライブ)を含むローカルディスク全体のバックアップを行う。全てのサーバを対象とし、バックアップまたはリストアは仮想サーバ単位とする。

Veeam を用いてリストアを行う場合、リストア元のイメージデータを、Veeam 上からリストアする。

本方式は Nutanix 外部にバックアップ情報を持つことから、ある程度の設定変更が発生した際に取得することが望ましい。また、バックアップ形式はエージェント型とエージェントレス型の 2 つがあり、業務システムに合った方式を協議した上で、設定する。

#	バックアップ形式	バックアップ方法
1	エージェント型	仮想マシンにインストールしたバックアップソフトのエージェントからバックアップを行う。ファイル単位での復元が可能。
2	エージェントレス型	仮想基盤のスナップショットを元にバックアップを行う。 対象の仮想マシンにエージェントのインストールは不要。 ファイル単位での復元は不可。

4.7.2.2 業務システム向け利用条件

業務システムは、システムバックアップ・リストアを実施する際には、市側に依頼すること

4.7.3 システムバックアップ (AWS)

4.7.3.1 機能概要

AWS の SnapShot により、各サーバのシステム領域(Cドライブ)を含むローカルディスク全体のバックアップを行う。全てのサーバを対象とし、バックアップまたはリストアは仮想サーバ単位とする。

AWS の SnapShot を用いてリストアを行う場合、リストア元のイメージデータを、S3 上からリストアする。本方式は AWS の標準的な機能であり、AWS でのバックアップ・リストア運用上利用を必須とする。

4.7.3.2 業務システム向け利用条件

業務システムは、システムバックアップ・リストアを実施する際には、市側に依頼すること

4.7.4 データバックアップ (Veeam)

4.7.4.1 機能概要

Veeam により、各サーバのデータのバックアップを行う。ネットワーク経由でのバックアップとなるため、小容量のデータを対象とし、バックアップ/リストアはファイル・フォルダ単位とする。なお、本方式を利用する場合は、システムバックアップで「エージェント型」を採用する必要がある。

(1) Veeam バックアップ方式

Veeam がバックアップ対象サーバ上に指示を出すことで、バックアップの取得やリストアを実行する。また、LTO ライブラリ装置と連携し、バックアップデータの保存期間や世代の管理、バックアップ先メディアの入替の指示を実行する。

(2) Veeam リストア方式

障害発生時は、復元したいデータについてファイル単位でのリストアを行う。

4.7.4.2 業務システム向け利用条件

業務システムは、データバックアップ・リストアを実施する際には、市側に依頼すること

4.7.4.3 業務システム向け利用条件

- (1) 業務システムは、導入時にデータバックアップ対象を共通基盤に提示すること。また、バックアップの取得タイミング・テープの保存期間・遠隔地保管の有無等も提示すること。
- (2) リストアが必要な際は、共通基盤に依頼すること。

4.8 ネットワーク管理基盤機能

4.8.1 ネットワーク構成

4.8.1.1 機能概要

コアスイッチを中心としたスター型である。大きく分けて基幹系、庁内系、LGWAN 系があり、それぞれを中継ファイアウォールで制限している。ネットワーク機器の管理は JP1/CM2 を用いて実施している。

各フロアに対してコアスイッチから光ファイバーで接続している。

拠点とは広域 Ethernet で接続しており、基幹系と庁内系のある拠点では回線スイッチを導入して1本の物理回線で2つのシステムを利用している。

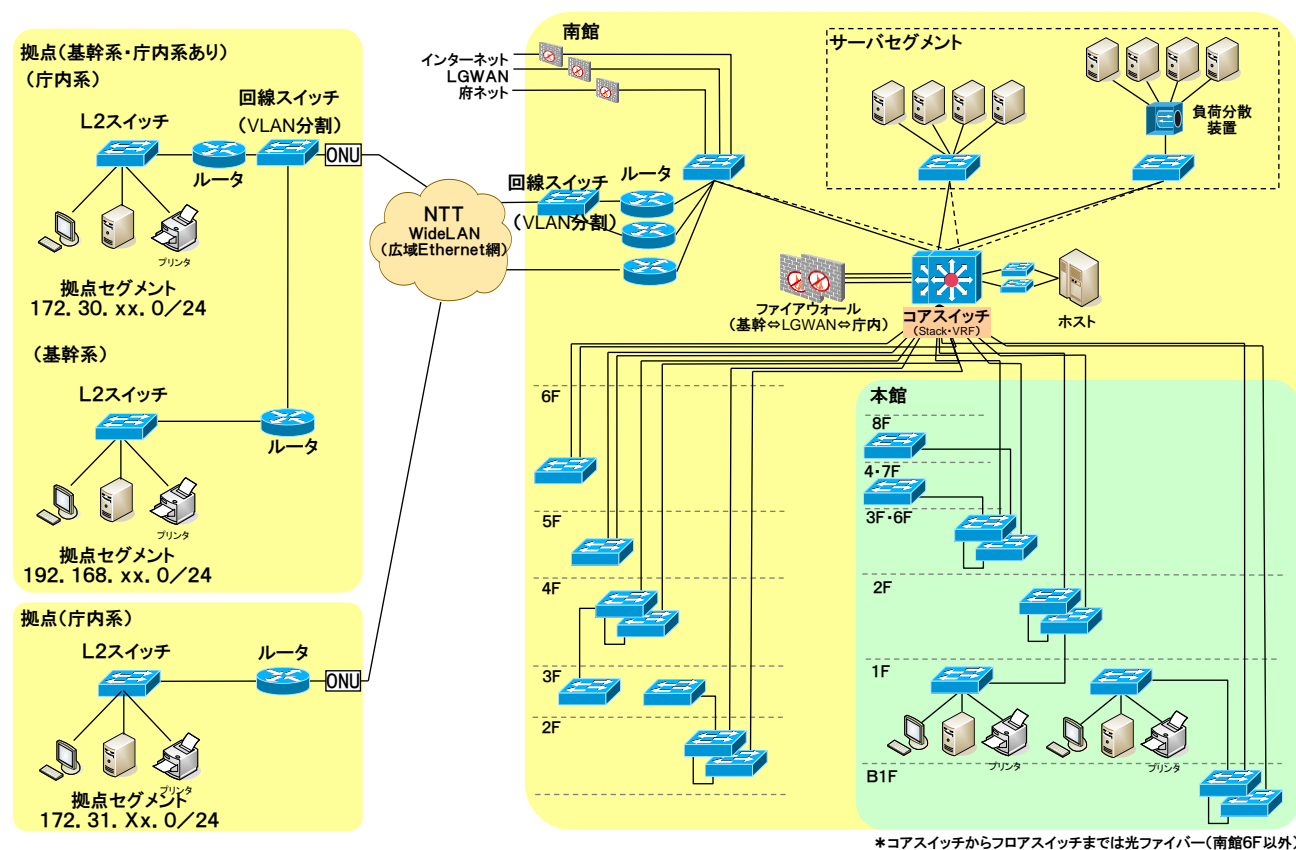


図 4.71.1 ネットワーク管理基盤 機能概要

4.8.1.2 業務システム向け利用条件

- (1) 業務システムは本共通ネットワーク機能を利用してサーバ及びクライアントとの通信を行うこと。
- (2) サーバ及び上位機器との接続について、スピード及びデュプレックスは全て auto 設定 (自動認識) とすること。共通ネットワーク側のポートは 10/100/1000Base-T とする。また、HUB や運用監視端末などを接続するポートも同様とすること。

- (3) ブレードサーバなどでポートに TagVLAN や LAG (リンクアグリゲーション)を設定することも可能であるが、実施する場合は個別に調整するものとする。

5. 文字連携基盤

5.1 文字情報管理基盤機能

5.1.1 機能概要

業務毎に発生する外字の重複管理の解消及びシステム間のデータ連携時の文字の不整合を解消するために、全庁で文字コードと外字の統合管理を行っている。

外字の新規登録は市民課のみとし、登録された外字情報は、外字統合管理システムにより各システムに配信される。

5.1.2 業務システム向け利用条件

- (1) クライアント及びサーバについて、文字情報の前提は以下の通りとする。

- ・文字コード:UNICODE
- ・文字セット :JIS2004
- ・文字フォント:MS 明朝書体

※但し、標準準拠システムにおいては、以下となる予定。標準準拠後は、以下文字コードにも対応できること。

- ・文字コード:JIS X 0221:2020
- ・文字セット :JIS X 0213:2012
- ・文字フォント:IPAmj 明朝

- (2) 外字は、外字統合管理システムにて、Windows 標準外字フォント(eudc.tte)を作成し、サーバ・端末に配布する。「漢字かなめ web 版」、「Java Runtime Environment」を利用して、外字を使用すること。

※外字フォントの使用において、「五萬悦辞書 web 版(tte 使用)ライセンス」が必要となるが、ライセンスは共通基盤で統合管理する。

5.2 文字コード変換

5.2.1 機能概要

共通基盤のサーバ文字コードは Unicode で管理している。

5.2.2 業務システム向け利用条件

- (1) 共通基盤からは UNICODE の CSV 形式ファイルで提供するため、コード変換処理自体は業務システム側で実施すること。
- (2) 独自の変換機能を使用する場合は、業務システム側の責任において変換テーブルを用意すること。

6. 基盤システム調達製品

6.1 業務システムのサーバへ導入するソフトウェア

業務システム構築時に、業務システムのサーバに導入が必要となるソフトウェアについては別紙「【別紙】共通基盤関連ソフトウェア一覧」を参照すること。

【別紙】共通基盤関連ソフトウェア一覧

No.	分類	機能	利用機能	導入に必要なソフトウェア名称(共通基盤側)	導入に必要なソフトウェア(業務システムサーバ側)		導入に必要なソフトウェア名称(業務システムクライアント側)		既存の調達
					ソフトウェア名称	設定	ソフトウェア名称	設定	
1	システム連携機能	庁内データ連携機能	-	Oracle 19c	-	-	-	-	-
2		EUC機能	WebQuery FreeWay	WebQuery FreeWay	-	-	-	-	茨木市デジタル戦略課
3		中間サーバ連携機能	ADWORLD	ADWORLD Oracle 19c	-	-	-	-	茨木市デジタル戦略課
4	統合運用基盤	統合監視機能	JP1	JP1/Integrated Management - Manager JP1/Integrated Management - View JP1/Base	JP1/Base	本市	-	-	茨木市デジタル戦略課
5		構成管理機能	SKYSEA	SKYSEA Client View	SKYSEA Client View	本市	SKYSEA Client View	本市	茨木市デジタル戦略課
6		ジョブ管理機能	JP1	JP1/Automatic Job Management System 3 - Manager JP1/Automatic Job Management System 3 - View JP1/Base	JP1/Automatic Job Management System 3 - Agent JP1/Base	本市	-	-	茨木市デジタル戦略課
7	セキュリティ基盤	外部入出力制御機能	SKYSEA	SKYSEA Client View	SKYSEA Client View	本市	SKYSEA Client View	本市	茨木市デジタル戦略課
8		ウイルス管理機能	ウイルスバスターコーポレートエディション	ウイルスバスターコーポレートエディション ApexOne, サーバ	ウイルスバスターコーポレートエディション ApexOne, クラアント	本市	ウイルスバスターコーポレートエディション ApexOne, クラアント	本市	茨木市デジタル戦略課
9		パッチ管理機能	①Windows Server Update Services(WSUS) ②SKYSEA	①- ②SKYSEA Client View	①なし ※環境設定のみ ②SKYSEA Client View	本市	①なし ※環境設定のみ ②SKYSEA Client View	本市	茨木市デジタル戦略課
10		職員認証機能	指静脈認証	指静脈認証システム	-	-	指静脈認証APP Single-Sig-On Manager 静紋J300(ハード)	本市	茨木市デジタル戦略課
11	システムインフラ基盤	Windowsドメイン機能	-	-	-	-	-	-	-
12		ハードウェア仮想化基盤	①Vmware ②Nutanix ③AWS(ガバメントクラウド)	①VMware vCenter Server Standard ①VMware vSphere Standard ②Nutanix AHV ②Nutanix CVM ②Nutanix Prism	①VMwareTool ②Nutanix Guest Tools	本市	-	-	茨木市デジタル戦略課
13		共有ストレージ機能	-	-	Hitachi Dynamic Link Manager Advanced Windows版	本市	-	-	茨木市デジタル戦略課
14		共有ファイルサーバ機能	-	-	-	-	-	-	-
15		帳票印刷機能	SVF	SVF Connect SUITE SVF for PDF Report Director Enterprise RDE PDF Option	UCXSingle	本市	-	-	茨木市デジタル戦略課
16		時刻同期機能	-	-	-	-	-	-	-
17		統合バックアップ機能	①システムバックアップ (HCSM) ②ストレージバックアップ (ShadowImage) ③データバックアップ(ARCserve) ④データ、システムバックアップ(Veeam) ※2021導入ハード以降	①Hitachi Compute Systems Manager(HCSM) ②ShadowImage ③CA ARCserve Backup r16.5 for Windows Suite ④Veeam Backup & Replication ver11a	①Hitachi Compute Systems Manager(HCSM) ②- ③CA ARCserve Backup r16.5 for Windows VM Agent per Host License ④Veeam Backup & Replication ver11a	本市	-	-	茨木市デジタル戦略課
18	共通ネットワーク機能	JP1/CM2	JP1/CM2	-	-	-	-	¥	
19	文字連携基盤	文字管理機能	漢字かなめ	漢字かなめ web版 漢字かなめ web版 (XKP環境向け配信) 五萬悦辞書 web版 Java Runtime Environment (フリーソフト)	漢字かなめ web版 五萬悦辞書 web版 (TTEライセンス) ※XKP利用の場合 漢字かなめ web版 漢字かなめ web版 (XKP環境向け配信) 五萬悦辞書 web版 Java Runtime Environment (フリーソフト)	本市	漢字かなめ web版 五萬悦辞書 web版 (TTEライセンス) ※XKP利用の場合 漢字かなめ web版 漢字かなめ web版 (XKP環境向け配信) 五萬悦辞書 web版 Java Runtime Environment (フリーソフト)	本市	茨木市デジタル戦略課
20		文字コード変換機能	漢字かなめ	漢字かなめコード変換NEX(旧:漢字かなめコード変換EX)	-	-	-	-	-

連携レイアウト	システム名
	共通基盤

レイアウト名	宛名
--------	----

	日本語名称	型	桁数	備考
1	宛番号	X	10	
2	履歴番号	9	10	
3	カ`履歴番号	9	10	
4	初期登録業務日時	X	17	
5	更新業務日時	X	17	
6	更新システム日時	X	17	
7	使用業務コード	X	3	
8	住民区分	X	1	
9	住民日	X	8	
10	住民届出日	X	8	
11	住定日	X	8	
12	実定日	X	8	
13	個人法人区分	X	1	
14	法人種別区分	X	1	
15	共有者フラグ	X	1	
16	世帯番号	X	10	
17	世帯主氏名カ	N	100	
18	世帯主氏名漢字	N	100	
19	氏名カ	N	100	
20	氏名漢字	N	100	
21	編集済氏名カ	N	182	
22	編集済氏名漢字	N	157	
23	国籍コード	X	3	
24	現住所郵便番号	X	7	
25	現住所コード	X	11	
26	現住所県名付加区分	X	1	
27	現住所	N	80	
28	現住所地番	N	60	
29	現住所方書カ	N	50	
30	現住所方書漢字	N	50	
31	現住所行政区コード	X	6	
32	本籍地住所	N	80	
33	転出先住所コード	X	11	
34	転出先住所	N	80	
35	転出先地番	N	60	
36	転出先方書カ	N	50	
37	転出先方書漢字	N	50	
38	転入前住所コード	X	11	
39	転入前住所	N	80	
40	宛名郵便番号	X	7	
41	宛名住所コード	X	11	

連携レイアウト	システム名
	共通基盤

レイアウト名	宛名
--------	----

	日本語名称	型	桁数	備考
42	宛名県名付加区分	X	1	
43	宛名住所	N	80	
44	宛名地番	N	60	
45	宛名方書加	N	50	
46	宛名方書漢字	N	50	
47	宛名行政区コード	X	6	
48	宛名小学校区コード	X	2	
49	宛名中学校区コード	X	2	
50	宛名住所変更フラグ	X	1	
51	生年月日	X	8	
52	生年月日不詳フラグ	X	1	
53	元号フラグ	X	1	
54	性別区分	X	1	
55	続柄コード	X	8	
56	続柄名称漢字	N	30	
57	外国人通称氏名加	N	100	
58	外国人通称氏名漢字	N	100	
59	外国人本名加	N	100	
60	外国人本名	N	100	
61	宛名消除区分	X	1	
62	亡者フラグ	X	1	
63	宛名異動事由コード	X	2	
64	異動日	X	8	
65	異動届出日	X	8	
66	宛名増減事由コード	X	2	
67	増減異動日	X	8	
68	記載順位	9	5	
69	共有者人数	9	10	
70	登録資格区分	X	1	
71	個人履歴番号	9	10	
72	番号法個人番号	X	12	
73	番号法法人番号	X	13	
74	情報提供フラグ	X	1	
75	番号法更新区分	X	1	
76	真正性確認フラグ	X	1	
77	真正性確認年月日	X	8	
78	削除フラグ	X	1	

連携レイアウト	システム名
	共通基盤

レイアウト名	統合宛名
--------	------

	日本語名称	型	桁数	備考
1	団体内統合宛名番号	X	15	
2	履歴番号	9	10	
3	ｼｽﾃﾑ区分	X	2	
4	ｼｽﾃﾑ内個人番号	X	15	
5	ﾌﾞﾗﾝｸ履歴番号	9	10	
6	初期登録業務日時	X	17	
7	更新業務日時	X	17	
8	更新ｼｽﾃﾑ日時	X	17	
9	個人法人区分	X	1	
10	番号法個人番号	X	12	
11	番号法法人番号	X	13	
12	提供氏名ｶﾀ	N	100	
13	提供氏名漢字	N	100	
14	提供住所	N	250	
15	提供生年月日	X	8	
16	提供生年月日不詳ﾌﾗｸﾞ	X	1	
17	提供性別区分	X	1	
18	統合宛名変更区分	X	2	
19	番号更新区分	X	1	
20	番号更新ｼｽﾃﾑ区分	X	2	
21	番号更新ｼｽﾃﾑ内個人番号	X	15	
22	削除ﾌﾗｸﾞ	X	1	
23	変更年月日	X	8	
24	真正性確認ﾌﾗｸﾞ	X	1	
25	真正性確認年月日	X	8	
26	自動応答不可ﾌﾗｸﾞ	X	1	
27	自動応答不可ｺｰﾄﾞ	X	2	
28	自動応答不可開始年月日	X	8	
29	自動応答不可終了年月日	X	8	
30	住民種別	X	1	
31	住民状態	X	1	
32	ｼｽﾃﾑ内個人変更区分	X	2	
33	ｼｽﾃﾑ内個人更新区分	X	1	
34	更新前番号法個人番号	X	12	
35	更新前番号法法人番号	X	13	
36	ｼｽﾃﾑ内個人削除ﾌﾗｸﾞ	X	1	
37	ｼｽﾃﾑ内個人変更年月日	X	8	

連携レイアウト	システム名
	共通基盤

レイアウト名	DV
--------	----

	日本語名称	型	桁数	備考
1	宛名番号	X	10	
2	業務ID	X	3	
3	初期登録業務日時	X	17	
4	更新業務日時	X	17	
5	更新システム日時	X	17	
6	抑止区分	X	1	
7	抑止動作区分	X	1	
8	抑止理由コード	X	2	
9	抑止開始日	X	8	
10	抑止終了日	X	8	
11	備考_160	N	160	

システム帳票一覧

No.	種類	区分	機能	機能概要	備考
1	住宅帳票	住宅	住宅一覧	住宅の現在の状態、構造等を表記した一覧	
2			入居者一覧	住宅に入居している入居者の一覧	
3			転居者一覧	管内で退去→入居した入居者の一覧	
4			住宅入居者台帳	住宅の構造、入居者の情報等を表記した台帳	
5			団地棟部屋一覧	団地・棟・部屋の情報を出力した帳票	
6		入居者	世帯-住民記録比較表	住民記録の世帯員との比較	
7			入居日・退去日範囲指定一覧	指定した異動日間の入居者・退去者の一覧	
8			入居募集一覧	入居募集者の一覧	
9			緊急連絡先一覧	緊急連絡先の一覧	
10			敷金一覧	入居者の敷金状況の一覧	
11			メモ内容一覧	メモ機能で登録した内容の一覧	
12			個人一覧	入居者の一覧	
13		送付先一覧	送付先住所の一覧		
14		駐車場	駐車スペース一覧	駐車場の区画の一覧	
15			駐車場契約者一覧	駐車場の契約者一覧	
16			車両情報一覧	駐車場契約車両の詳細一覧	
17		資料作成	低廉化実績報告集計表	補助金申請用資料	
18			低廉化実績報告書	補助金申請用資料	
19			低廉化対象住宅一覧表	補助金申請用資料	
20			低廉化入居者負担基準額	補助金申請用資料	
21			公営住宅管理戸数等事業主体別調査書	都道府県への提出資料	
22	収入申告	収入調査一覧	収入調査の結果一覧		
23		所得一覧	世帯ごとの所得総計一覧		
24		収入申告一覧	収入調査を行うための一覧表		
25		入居資格及び控除相違者一覧	該当年と比較年双方の収入調査結果を比較し、入居資格や控除内容に相違のあるものの一覧		
26		収入未申告者一覧	収入未申告者の一覧		
27		裁量階層該当者一覧	裁量階層該当者の一覧		
28		家賃帳票	近傍同種家賃算出方法	住宅ごとの近傍同種家賃の算出過程を表記した台帳	
29	応能応益家賃算出方法		住宅ごとの応能応益家賃の算出過程を表記した台帳		
30	近傍同種家賃一覧		近傍同種家賃算定にかかわる費用を表記した一覧表		
31	応益係数一覧		応能応益家賃算定にかかわる各係数を表記した一覧表		
32	応益家賃算出結果一覧		分位ごとの応能応益家賃算出の一覧表		
33	団地別近傍同種家賃算出結果一覧		団地ごとの近傍同種家賃算出条件		
34	団地別応能応益家賃算出結果一覧		団地ごとの応能応益家賃算出条件		
35	家賃算出方法		住宅ごとの家賃の算出過程を表記した台帳		
36	近傍同種の住宅の家賃及び入居者負担基準額の算		近傍同種家賃と基準負担額の算出条件		
37	分位別合計表		収入分位ごとの割合、家賃等を表記した一覧		

No.	種類	区分	機能	機能概要	備考		
38	家賃 帳票	家賃 計算	分位別明細表	収入分位ごとの家賃明細			
39			平成16年度法改正家賃比較表	平成16年度の激変緩和に伴う係数・家賃の比較表			
40			収入調査チェックリスト	前年度収入調査との比較表			
41			増減家賃一覧	家賃の増減の一覧増額分、減額分ごとに表記可能			
42			家賃一覧	月額の入居者別家賃を表記した一覧			
43			家賃集計表	月別の家賃の集計を表記した一覧			
44			家賃明細	入居者ごとの年間の家賃を表記した明細			
45			算出過程一覧	家賃算出過程を表記した一覧			
46			傾斜状況一覧	傾斜中の入居者の一覧			
47			減免対象者一覧	減免対象者の一覧 減免区分により選択印刷が可能であること			
48			減免額一覧	住宅の種類ごとの減免額の一覧			
49			減免期限切れ対象者一覧	当該年度に減免切れになる入居者の一覧			
50			激変緩和措置報告書	21年度法改正の移行に伴う年間激変緩和通知書			
51			激変緩和家賃算出方法	激変緩和対象者の家賃算出方法			
52			当初調定集計表	団地ごとの当初調定集計表			
53			当初調定明細表	団地ごとの当初調定明細表			
54			月次変更調定表	団地ごとの月次調定変更一覧			
55			家賃チェックリスト	前年度家賃とのしきい値より比較する一覧			
56			調定	調定	調定一覧	入居者ごとの調定額の一覧	
57					調定収入一覧	入居者ごとの月別調定額、収納額の一覧	
58					調定収入集計表	月ごと、使用料ごとの調定集計・収納額集計表	
59	収納	収納	収納一覧	収納額の入居者別一覧			
60			未納者一覧	未納額の入居者別一覧			
61			個人別未納額表	入居者ごとの未納額の詳細台帳(年度別)			
62			個人別未納額総括表	入居者ごとの未納額の総括表(全年度)			
63			未納額集計表	団地ごとの月々の未納額の集計表			
64			過誤納一覧	該当する過誤納者の一覧。調定年度月を範囲指定が可能			
65			内入一覧	該当する内入者の一覧。調定年度月を範囲指定が可能			
66			還付一覧	該当する還付者の一覧。調定年度月を範囲指定が可能			
67			還付充当一覧表	還付元及び還付充当元・先の調定年月及び会計科目の表記した一覧。また、還付・充当元調定年月を範囲指定が可能			
68			月別収入状況集計表	月別の収入状況を表記した集計表			
69			収入日計表	収納日ごとの収納額を表記した一覧			
70			収入月計表	収納月ごとの収納額を表記した一覧。また現年度、過年度分の表記も可能			
71			消込一覧	金融機関ごとの入金情報の一覧			

No.	種類	区分	機能	機能概要	備考
72	収納 関連	口座 振替	口座振替依頼書	金融機関へ提出する口座振替依頼書	
73			口座振替件数等送付書	金融機関へ提出する口座振替件数等送付書	
74			口座振替一覧	口座振替対象者の一覧	
75			口座振替合計一覧	口座振替対象者の金融機関ごとの合計一覧	
76			銀行・支店一覧	登録銀行・支店の一覧	
77			口座一覧	口座情報の入居者別一覧	
78			口座変更一覧	口座情報を変更した入居者の一覧	
79			滞納	督促状発送一覧	督促状発送の対象者の一覧表
80	催告書発送一覧	催告書発送の対象者の一覧表			
81	徴収猶予対象者一覧	徴収猶予の対象者の一覧表			
82	不納欠損一覧	不納欠損日の範囲指定より、不納欠損一覧			
83	不納欠損集計表	不納欠損理由ごとに、欠損額・件数を表記した集計表			
84	分納誓約書	分納誓約書			
85	個人別過年度繰越一覧	入居者別に過年度分の滞納繰越された調定月と調定額の一覧			
86	個人別現年度繰越一覧	入居者別に現年度分の滞納繰越された調定月と調定額の一覧			
87	決算後調定収入集計表	決算後の年度別調定・収納・未納の集計 団地毎の集計が可能			
88	納付区分一覧	納付方法別の口座情報、調定額の入居者別一覧			
89	宛名ラベル	宛名ラベルの印刷			
90	滞納者個別台帳	入居者別の滞納状況(滞納額、督促料等)			
91	通知書 関連	収入申告書			
92		認定通知書			
93		更正通知書			
94		家賃決定通知書			
95		減免決定通知書			
96		入居請書			
97		入居決定通知書			
98		入居許可書			
99		入居決定取消通知書			
100		入居承認通知書			
101		同居承認通知書			
102		駐車場使用許可書			
103		自動車保管場所使用承諾証明書			
104		当初納付書			
105		随時納付書			
106		口座振替通知書			
107		口座振替済通知書			
108		口座振替不能通知書			
109		督促状			
110		催告書			
111		分納誓約書			
112	分納誓約支払い状況				
113	激変緩和措置報告書				

市営住宅システム データ連携一覧

No.	業務名	データ情報名	向き	庁外へ連携	連携先	出力周期	手段	備考欄	対応APPLIC機能	処理内容
1	市営住宅システム	宛名情報	受		共通基盤システム	日次	自動	データ連携のために必要（住民情報と主体番号との紐付け）		
2	市営住宅システム	所得情報	受		共通基盤システム	年1回	自動	市営住宅は、所得に応じて家賃を決定するため、市営住宅の住民の所得金額情報が必要（例 市営住宅の全住民の令和7年度の合計所得情報と連携）		

① TCat ATENA (TCat 宛名テーブル) データ項目

項番	項目	カラム名	属性	桁数	サイズ	可変長	必須	データ仕様	備考	チェック内容
1	個人番号	kojinNo	X	10	10		◎	個人番号		10桁のデジットであること
2	履歴番号	rirekiNo	9	10	11		◎	履歴番号	①連番のチェックは略	一括モードのときint変換できてかつ≧1であること (差分モードのときは無視される)
3	サブ履歴番号	subRirekiNo	9	10	11		◎	サブ履歴番号	①連番のチェックは略	一括モードのときint変換できてかつ≧1であること (差分モードのときは無視される)
4	初期登録業務日時	shkturkyur	X	17	17		○	初期登録した業務日付の日時		①17桁のデジット②実在日③実在時刻(時間は99まで可)④≧現在日時≦現在日であること
5	更新業務日時	kusngymncf	X	17	17		○	更新した業務日付の日時		①17桁のデジット②実在日③実在時刻(時間は99まで可)④≧現在日時≦現在日であること
6	更新システム日時	kusnsystem	X	17	17		○	更新したシステム日付の日時		①17桁のデジット②実在日③実在時刻④≧現在日時≦現在日であること
7	使用業務コード	syuyumcd	X	3	3		○	住記/外国人の場合、"000" 住登外の場合、業務ID(どの業務で使用するかを示す。全ての場合"000")		住民区分が"1"か"3"のとき"000"であること。 住民区分が"2"のとき"000"またはSPCO_GYUM・GYUMIDにあること
8	住民区分	juumkbn	X	1	1		○	"1": 住記 "2": 住登外 "3": 外国人		"1"か"2"か"3"であること。
9	住民日	juumb	X	8	8		△	住記/外国人の場合、住民となった日 住登外の場合、null固定		住民区分が"1"か"3"のときnull[または(①8桁のデジット②実在日)であること 住民区分が"2"のときnullであること
10	住民届出日	juumtdkdb	X	8	8		△	住記/外国人の場合、住民となる日を届け出た日 住登外の場合、null固定		住民区分が"1"か"3"のときnull[または(①8桁のデジット②実在日)であること 住民区分が"2"のときnullであること
11	住定日	juutib	X	8	8		△	住記/外国人の場合、住所を定めた日 住登外の場合、null固定		住民区分が"1"か"3"のときnull[または(①8桁のデジット②実在日)であること 住民区分が"2"のときnullであること
12	実定日	jttib	X	8	8		△	住記/外国人の場合、転出予定先に転入した日 住登外の場合、null固定		住民区分が"1"か"3"のときnull[または(①8桁のデジット②実在日)であること 住民区分が"2"のときnullであること
13	個人法人区分	kjhujnkbn	X	1	1		○	住記/外国人の場合、"0"固定 住登外の場合、"0": 個人、"1": 法人		住民区分が"1"か"3"のとき"0"であること 住民区分が"2"のとき"0"か"1"であること
14	法人種別区分	hujnshbtk	X	1	1		○	住記/住登外(個人/外国人の場合、"0"固定 住登外の場合、"0": 法人、"1": 特徴法人、"2": 認可地縁団体		住民区分が"1"か"3"のとき"0"であること 住民区分が"2"のとき"0"か"1"か"2"であること
15	共有者フラグ	kyuyushflg	X	1	1		○	住記/外国人の場合、"0"固定 住登外の場合、"0": 共有者以外、"1": 共有者		住民区分が"1"か"3"のとき"0"であること 住民区分が"2"のとき"0"か"1"であること
16	世帯番号	stino	X	10	10		○	世帯番号 住登外で入力無しの場合は"NNNNNNNNNN"		住民区分が"1"か"3"のとき10桁のデジットであること 住民区分が"2"のとき"NNNNNNNNNN"または10桁のデジットであること。
17	世帯主氏名か	stinssmkn	N	100	200	○	△	世帯主の氏名か 住登外の場合、null固定		住民区分が"1"か"3"のとき1文字以上の(半角カナ英数字記号)であること 住民区分が"2"のときnullであること
18	世帯主氏名漢字	stinssmkn	N	100	200	○	△	世帯主の氏名漢字 住登外の場合、null固定		住民区分が"1"か"3"のとき1文字以上の全角文字であること 住民区分が"2"のときnullであること
19	氏名か	smkn	N	100	200	○	△	住記/住登外(個人): 本人の氏名か、外国人: 併記名か 住登外(法人): 名称か(組織名称、支店名を除く) 住登外(共有者): 編集前の氏名か(組織名称、共有人数(外XX名)を除く)		住民区分が"1"か"2"のとき1文字以上の(半角カナ英数字記号)であること 住民区分が"3"のときnullか1文字以上の(半角カナ英数字記号)であること チェックなし
20	氏名漢字	shmiKnj	N	100	200	○	△	住記/住登外(個人): 本人の氏名漢字 外国人: 併記名漢字 住登外(法人): 名称漢字(組織名称、支店名を除く) 住登外(共有者): 編集前の氏名漢字(組織名称、共有人数(外XX名)を除く)		住民区分が"1"か"2"のとき1文字以上の全角文字であること 住民区分が"3"のときnullか1文字以上の全角文字であること
21	編集済氏名か	hshuzsmil	N	182	364	○	○	住記/住登外(個人): 氏名かと同じ 外国人: 宛名用氏名か>通称名か>本名かの優先順で格納 住登外(法人): 組織名称か+名称か+支店名称かを編集したもの 住登外(共有者): 組織名称か+氏名か+支店名称か+外XX名を編集したもの		住民区分が"1"か"2"のとき1文字以上の(半角カナ英数字記号)であること 住民区分が"3"のときチェックなし
22	編集済氏名漢字	hshuzsmil	N	157	314	○	○	住記/外国人/住登外(個人): 氏名漢字と同じ 外国人: 宛名用氏名漢字>通称名漢字>本名漢字の優先順で格納 住登外(法人): 組織名称+名称漢字+支店名称を編集したもの 住登外(共有者): 組織名称+氏名漢字+支店名称+他XX名を編集したもの		1文字以上の全角文字であること
23	旧氏名か	kyusmkn	N	100	200	○	○	旧姓の氏名か		null[または1文字以上の(半角カナ英数字記号)であること
24	旧氏名漢字	kyusmknj	N	100	200	○	○	旧姓の氏名漢字		null[または1文字以上の全角文字であること
25	国籍コード	kkskcd	X	3	3		△	住記/住登外の場合、null固定 外国人の場合、国籍コード		住民区分が"1"か"2"のときnullであること 住民区分が"3"のときCPGO_KKSK・KKSKCDにあること
26	現住所郵便番号	gnjuushyubr	X	7	7	○	○	現住所の郵便番号(ハイフン無し7桁)	①住所マスタによるチェックは略(住所マスタは定期的にメンテナンスされるのでデータが他システムと比べて古くなる時期が発生し、正しいデータでもエラーになる危険があるため)	①7桁のデジットであること
27	現住所コード	gnjuushcd	X	11	11	○	○	現住所の住所コード	①住所マスタによるチェックは略(住所マスタは定期的にメンテナンスされるのでデータが他システムと比べて古くなる時期が発生し、正しいデータでもエラーになる危険があるため)	①11桁のデジット半角英数字であること

28	現住所県名付加区分	gnjuushknm	X	1	1	○	○	現住所が県名からか大字からかを示すもの 住記/外国人(大字から)の場合、"1"固定 住登外(県名から)の場合、"0"固定 住記/外国人の場合、大字から格納 住登外の場合、県名から格納	住民区分が"1"か"3"のとき"1"であること 住民区分が"2"のとき"0"であること
29	現住所	gnjuush	N	80	160	○	○		1文字以上の全角文字であること
30	現住所地番	gnjuushchbr	N	60	120	○	○	現住所の地番	nullまたは1文字以上の全角文字であること
31	現住所方書か	gnjuushktg	N	50	100	○	○	現住所のカナ方書	nullまたは1文字以上の(半角カナ英数字記号)であること
32	現住所方書漢字	gnjuushktg	N	50	100	○	○	現住所の漢字方書	nullまたは1文字以上の全角文字であること
33	現住所部屋番号	gnjuushhyn	N	6	12	○	○	未使用: null固定	nullであること
34	現住所行政区コード	gnjuushgyus	X	6	6	○	△	住登外の場合、null固定 住記/外国人の場合、行政区コード	住民区分が"2"のときnullであること 住民区分が"1"か"3"のときSPGO_GYUSTK・GYSECDIにあること
35	現住所自治会コード	gnjuushjch	X	2	2	○	○	自治会コード	nullまたはSPGO_JCHKT・JCHKICDにあること
36	現住所町内会コード	gnjuushchur	X	6	6	○	○	町内会コード	nullまたはSPGO_CHUNKICD・CHUNKICDにあること
37	現住所小学校区コード	gnjuushshue	X	2	2	△	△	住記/外国人の場合、小学校区に対応するコード 住登外の場合、null固定	(現在固定値) 住民区分が"1"か"3"のときSPGO_SHUGKKUK・SHUGKKUCDにあること 住民区分が"2"のときnullであること
38	現住所中学校区コード	gnjuushchue	X	2	2	△	△	住記/外国人の場合、中学校区に対応するコード 住登外の場合、null固定	(現在固定値) 住民区分が"1"か"3"のときSPGO_CHUGKKUK・CHUGKKUCDにあること 住民区分が"2"のときnullであること
39	本籍地住所	hnskchjuus	N	80	160	○	△	住登外/外国人の場合、null固定 住記の場合、本籍地の住所※市区町村まで	住民区分が"2"か"3"のとき、nullであること 住民区分が"1"のとき、1文字以上の全角文字であること
40	転出先郵便番号	tnshtuskyul	X	7	7	○	○	転出先の郵便番号(ハイフン無し7桁)	①住所マスタによるチェックは略(住所マスタは定期的にメンテされるのでデータが他システムと比べて古くなる時期が発生し、正しいデータでもエラーになる危険があるため) nullまたは7桁のデジットであること
41	転出先住所コード	tnshtuskju	X	11	11	○	○	転出先の住所コード	①住所マスタによるチェックは略(住所マスタは定期的にメンテされるのでデータが他システムと比べて古くなる時期が発生し、正しいデータでもエラーになる危険があるため) nullまたは11桁のデジット半角英数字であること (転出先のチェックのみの場合は11桁のデジット半角英数字であること)
42	転出先住所	tnshtuskju	N	80	160	○	○	転出先の住所(県名から)	nullまたは1文字以上の全角文字であること
43	転出先地番	tnshtuskch	N	60	120	○	○	転出先の地番	nullまたは1文字以上の全角文字であること
44	転出先方書か	tnshtuskktg	N	50	100	○	○	転出先のカナ方書	nullまたは1文字以上の(半角カナ英数字記号)であること
45	転出先方書漢字	tnshtuskktg	N	50	100	○	○	転出先の漢字方書	nullまたは1文字以上の全角文字であること
46	転出先部屋番号	tnshtuskhyr	N	6	12	○	○	null固定	nullであること
47	転入前住所郵便番号	tnnyumejuus	X	7	7	○	○	転入前住所の郵便番号(ハイフン無し7桁)	①住所マスタによるチェックは略(住所マスタは定期的にメンテされるのでデータが他システムと比べて古くなる時期が発生し、正しいデータでもエラーになる危険があるため) nullまたは7桁のデジットであること
48	転入前住所コード	tnnyumejuus	X	11	11	○	○	転入前の住所コード	①住所マスタによるチェックは略(住所マスタは定期的にメンテされるのでデータが他システムと比べて古くなる時期が発生し、正しいデータでもエラーになる危険があるため) nullまたは11桁のデジット半角英数字であること
49	転入前住所	tnnyumejuus	N	80	160	○	○	転入前の住所(県名から)	nullまたは1文字以上の全角文字であること
50	転入前住所地番	tnnyumejuus	N	60	120	○	○	転入前の地番	nullまたは1文字以上の全角文字であること
51	転入前住所方書か	tnnyumejuus	N	50	100	○	○	転入前のカナ方書	nullまたは1文字以上の(半角カナ英数字記号)であること
52	転入前住所方書漢字	tnnyumejuus	N	50	100	○	○	転入前の漢字方書	nullまたは1文字以上の全角文字であること
53	転入前部屋番号	tnnyumehyn	N	6	12	○	○	NULL固定	nullであること
54	宛名郵便番号	atnyubnno	X	7	7	○	○	転出先が設定されている場合、転出先 転出先が設定されていない場合、現住所	転出先住所コード = nullのとき現住所郵便番号と等しいこと 転出先住所コード ≠ nullのとき転出先郵便番号または現住所郵便番号と等しいこと
55	宛名住所コード	atnjuushcd	X	11	11	○	○		転出先住所コード = nullのとき現住所コードと等しいこと 転出先住所コード ≠ nullのとき転出先住所コードまたは現住所コードと等しいこと
56	宛名県名付加区分	atnknmifkkl	X	1	1	○	○		転出先住所コード = nullのとき現住所県名付加区分と等しいこと 転出先住所コード ≠ nullのとき"0"または現住所県名付加区分と等しいこと
57	宛名住所	atnjuush	N	80	160	○	○		転出先住所コード = nullのとき現住所と等しいこと 転出先住所コード ≠ nullのとき転出先住所または現住所と等しいこと
58	宛名地番	atnchbn	N	60	120	○	○		転出先住所コード = nullのとき現住所地番と等しいこと 転出先住所コード ≠ nullのとき転出先地番または現住所地番と等しいこと
59	宛名方書か	atnktgkkn	N	50	100	○	○		転出先住所コード = nullのとき現住所方書かと等しいこと 転出先住所コード ≠ nullのとき転出先方書かまたは現住所方書かと等しいこと
60	宛名方書漢字	atnktgkknj	N	50	100	○	○		転出先住所コード = nullのとき現住所方書漢字と等しいこと 転出先住所コード ≠ nullのとき転出先方書漢字または現住所方書漢字と等しいこと
61	宛名部屋番号	atnhyno	N	6	12	○	○	転出先住所コード = nullのとき現住所部屋番号と等しいこと 転出先住所コード ≠ nullのとき転出先部屋番号または現住所部屋番号と等しいこと	
62	宛名行政区コード	atngyusiccd	X	6	6	○	△	転出先住所コード = nullのとき現住所行政区コードと等しいこと 転出先住所コード ≠ nullのときnullまたは現住所行政区コードと等しいこと	

63	宛名自治会コード	atnjchki	X	2	2	△	} 転出先が設定されている場合、転出先		転出先住所コード = null のとき現住所自治会コードと等しいこと 転出先住所コード ≠ null のとき null または現住所自治会コードと等しいこと		
64	宛名町内会コード	atnchuniki	X	6	6	○		} 転出先が設定されていない場合、現住所	(現在固定値)	転出先住所コード = null のとき null または現住所町内会コードと等しいこと	
65	宛名小学校区コード	atnshugku	X	2	2	△			} 転出先が設定されていない場合、現住所	(現在固定値)	転出先住所コード = null のとき null または現住所小学校区コードと等しいこと
66	宛名中学校区コード	atnchugku	X	2	2	△				} 転出先が設定されていない場合、現住所	(現在固定値)
67	宛名住所変更フラグ	atnjuushhn	X	1	1	○	転出先修正処理を行ったか否か				転出先住所コード = null のとき null であることまたは現住所中学校区コードと等しいこと
68	生年月日	siymd	X	8	8		"0"か"1" 生年月日 住登外かつ入力無しの場合 null	null または (①8桁のデジット②実在日③≒現在日) であること			
69	生年月日不詳フラグ	siymdfshuf	X	1	1	○	"0":不詳でない "1":不詳である	生年月日が不詳か否か	"0"か"1"であること		
70	元号フラグ	gnguflg	X	1	1	○	"1":生年月日が"M45.7.30"または"T15.12.25" "0":その他の場合		"0"か"1"であること		
71	性別区分	sibtukbn	X	1	1	○	住記/外国人のとき、"1":男、"2":女、"3":不詳 住登外のとき、"0":無、"1":男、"2":女		"0"か"1"か"2"か"3"であること		
72	続柄コード	tuzkgrcd	X	8	8	○	null または 続柄に対応するコードを4世代まで(MAX8桁)	①世代の組合せのチェックは略	null または (2桁か4桁か6桁か8桁のデジットでかつ、各2桁は CPGO_SNSHUYUTZKGRKBN - SNSHUYUTZKGRKBNにあること)		
73	続柄名称漢字	tuzkgrmishu	N	30	60	○	null または 続柄コードに対応する漢字		続柄コードが null のとき null、 続柄コードが null でないとき続柄コードを2桁ずつに区切り、CPGO_SNSHUYUTZKGRKBN - SNSHUYUTZKGRKBNと等しいレコードのCPGO_SNSHUYUTZKGRKBN - SNSHUYUTZKGRMISHKJ を"の"で結合したものと一致すること		
74	外国人通称氏名	gikkjntuusi	N	100	200	○	住記/住登外の場合、null 固定 外国人の場合、外国人通称氏名		続柄コードが null でないとき null でないこと 住民区分が"1"か"2"のとき null であること		
75	外国人通称氏名漢字	gikkjntuusi	N	100	200	○	住記/住登外の場合、null 固定 外国人の場合、外国人通称氏名		住民区分が"3"のとき null か (1文字以上の(半角カナ英数字記号)) であること		
76	外国人本名	gikkjnhmyu	N	100	200	○	住記/住登外の場合、null 固定 外国人の場合、外国人本名		住民区分が"1"か"2"のとき null であること		
77	外国人本名	gikkjnhmyu	N	100	200	○	住記/住登外の場合、null 固定 外国人の場合、外国人本名		住民区分が"3"のとき null か 1文字以上の全角文字であること		
78	宛名消除区分	atnshujukbr	X	1	1	○	"0":記載 "1":転出予定 "2":消除	宛名の消除状態を示す。	"0"か"1"か"2"であること		
79	亡者フラグ	mujaflg	X	1	1	○	"0":死亡者でない "1":死亡者	死亡者か否か	"0"か"1"であること		
80	宛名異動事由コード	atniduyucc	X	2	2		null または (住記/外国人の場合、異動事由コード 住登外の場合(抹消の場合のみ)"23")		null か FPGO_IDOJIYU・IDOJYCDIにあること		
81	異動日	idub	X	8	8	○	異動が発生した日		①8桁のデジット②実在日であること		
82	異動届出日	idutdkdb	X	8	8	△	住記/外国人の場合、異動を届け出た日 住登外の場合、null 固定		住民区分が"1"か"3"のとき①8桁のデジット②実在日であること		
83	宛名増減事由コード	atnuzgnjyuc	X	2	2		null または (増事由または減事由コード)		住民区分が"2"のとき null であること		
84	増減異動日	zugnidub	X	8	8		null または (増事由または減事由が発生した日)		null か FPGO_IDOJIYU・IDOJYCDIにあること		
85	記載順位	ksijuni	9	5	6	○	住記の場合、記載順位 住登外/外国人の場合、"0" 固定		short変換できて≧0であること		
86	混合世帯番号	kngustino	X	10	10		住記/住登外の場合、null 固定 外国人の場合、混合世帯番号		null か10桁のデジットであること		
87	任意世帯番号	nnistino	X	10	10		住記/外国人の場合、任意世帯番号 住登外の場合、null 固定		null か10桁のデジットであること		
88	親事業所コード	oyjgyushcd	X	10	10		住記/外国人の場合、null 固定 住登外の場合、親事業所コード	①住登外更新の個人番号のチェックは略	null か10桁のデジットであること		
89	特徴指定番号	tkchusitinc	X	10	10		住記/外国人: NULL 固定、住登外: 特徴指定番号		null か10桁のデジットであること		
90	共有者人数	kyuyushnzn	9	10	11	○	共有者の共有人数		int変換できて≧0であること		
91	法人代表者氏名漢字	hujndihyusi	N	100	200	○	住記/外国人の場合、null 固定 住登外の場合、法人の代表者氏名漢字		null か1文字以上の全角文字であること		
92	登録資格区分	turkskkkbn	X	1	1		法施行日前 住記/外国人の場合、null または0 住登外の場合、認可地縁団体の登録資格区分、認可地縁 団体以外は null または0 法施行日後 住記の場合、null または0 外国人の場合、永住外国人なら0、短期滞在者なら1 住登外の場合、認可地縁団体の登録資格区分、認可地縁 団体以外は null または0		null か0かFPGO_TURSKKKKBN・TURSKKKKBNにあること		
93	個人履歴番号	kinrrkno	9	10	11	○	宛名による転出先修正時:0、その他:1~の履歴番号		int変換できて≧0であること		

【管理番号：B-eAD2-0038859】

項番	カラム名	カラム日本語名	カラム変数名	データカラムのコメント	データ型	長さ	小数	Null指定	主キー	繰返数	備考
1	jichtiCd	自治体コード	V-jichtiCd	DBを複数市町村で共用する状況に備えるため	char	6		Not Null	○		
2	kojinNo	個人番号	V-kojinNo	個人を特定する一意な番号。通常通番9桁+チェックデジット1桁	char	10		Not Null	○		
3	taishoNnd	対象年度	V-taishoNnd	課税対象年度 西暦4桁	char	4		Not Null	○		
4	rirekiNo	履歴番号	V-rirekino	個人番号、対象年度ごとに1から附番	number	10		Not Null	○		
5	subRirekiNo	サブ履歴番号	V-subRirekiNo	1固定	number	10		Not Null	○		
6	shkturkyumncj	初期登録業務日時	V-shkturkyumncj	データを最初に登録した業務日時 (yyyyymmddHHMMDDssss)	char	17		Null			
7	kusngyumncj	更新業務日時	V-kusngyumncj	更新時の業務日時 (yyyyymmddHHMMDDssss)	char	17		Null			
8	kusnsystemncj	更新システム日時	V-kusnsystemncj	更新時のマシン日時 (yyyyymmddHHMMDDssss)	char	17		Null			
9	kusncompmi	更新コンピュータ名	V-kusncompmi	更新時の接続クライアントマシン名	varchar2	15		Null			
10	kusnuserid	更新ユーザID	V-kusnuserid	更新時のログオンアカウント	varchar2	20		Null			
11	yukoFlag	有効フラグ	V-yukoFlag	1固定	char	1		Null			
12	kssijouti	法裁状態	V-kssijouti	0: 法裁済み1: 未承認 (更新済み)	char	1		Null			
13	kyujhticd	旧自治体コード	V-kyujhticd	合併対応	char	6		Null			
14	rrkhnti	履歴判定	V-rrkhnti	データ状態判定用 0: 最新 2: 取消 3: 照会履歴 4: 5月退職	char	1		Null			
15	j	徴収区分	V-chushukbn	~H20 徴収方法 1: 特徴 2: 普徴 3: 併徴 H21~ 徴収方法 1: 特徴 2: 普徴 3: 併徴 (特普) 4: 年金 5: 併徴 (年特)	char	1		Null			
16	ktugymd	決議年月日	V-ktugymd	データの決議日時 (決議日=>処理日が必要)	char	17		Null			
17	juumnziiidukbncd	住民税異動区分コード	V-juumnziiidukbncd	住民税システム内異動区分 ※FZK_異動区分のマシ種別=1のデータと整合性あるコード	char	2		Null			
18	idoYmd	異動年月日	V-idoYmd	異動年月日	char	8		Null			
19	juumnzisirno	住民税整理番号	V-juumnzisirno	賦課資料の整理用番号	varchar2	10		Null			
20	fksryukbncd	賦課資料区分コード	V-fksryukbncd	賦課資料区分 ※SZKJ 賦課資料区分と整合性あるコード	char	2		Null			
21	shskkbn	書式区分	V-shskkbn	(使用不可)	char	2		Null			
22	mshkmshunyucd	無職無収入コード	V-mshkmshunyucd	(使用不可)	char	1		Null			
23	kntwrkbn	均等割区分	V-kntwrkbn	0:(指定なし)、1:家屋敷、2:事業所、3:均特、4:均等割あり、5:均等割なし、6:均等軽減1、7:均等軽減2、8:均等軽減3、9:均等軽減4、A:生活保護、B:均有軽減1、C:均有軽減2、D:均有軽減3、E:均有軽減4、F:その他非課税、G:税源移譲、H:所得割のみ、K:租税非課税、M:租税減免、N:生活保護(民)、O:生活保護(森)、P:租税非課税	char	1		Null			R6~区分追加
24	kntwrpino	均等割パターン番号	V-kntwrpino	均等割の課税パターン 市町村合併による不均一課税用	number	10		Null			
25	nyurykbn	入力区分	V-nyurykbn	入力区分 1: 住民税 2: 所得税 3: 支払い	char	1		Null			
26	eigyushtkkg	営業所得額	V-eigyushtkkg	事業所得のうち、営業分	number	15		Null			
27	nugyushtkkg	農業所得額	V-nugyushtkkg	事業所得のうち、農業分	number	15		Null			
28	sntjgyushtkkg	その他事業所得額	V-sntjgyushtkkg	事業所得のうち、その他事業分	number	15		Null			
29	fdusnshtkkg	不動産所得額	V-fdusnshtkkg	不動産所得	number	15		Null			
30	rsshkkg	利子所得額	V-rsshkkg	利子所得	number	15		Null			
31	hitushtkflg	配当所得フラグ	V-hitushtkflg	(使用不可)	char	1		Null			
32	hitushtkkg	配当所得額	V-hitushtkkg	配当所得	number	15		Null			
33	kbskhitushtkkg	株式配当所得額	V-kbskhitushtkkg	配当所得の内訳、株式分	number	15		Null			
34	kubgikhitushtkkg	公募外債配当所得額	V-kubgikhitushtkkg	配当所得の内訳、外債建公募証券分	number	15		Null			
35	kubthitushkkg	公募他配当所得額	V-kubthitushkkg	配当所得の内訳、その他公募証券分	number	15		Null			
36	snthitushkkg	その他配当所得額	V-snthitushkkg	配当所得の内訳、配当控除適用外分	number	15		Null			
37	shtkzihitushtkkg	所得税配当所得額	V-shtkzihitushtkkg	配当所得 (所得税対象)	number	15		Null			
38	shtkzikbskhitushtkkg	所得税株式配当所得額	V-shtkzikbskhitushtkkg	配当所得の内訳、株式分 (所得税対象)	number	15		Null			
39	shtkzkbkgkhtshtkkg	所得税公募外債配当所得額	V-shtkzkbkgkhtshtkkg	配当所得の内訳、外債建公募証券分 (所得税対象)	number	15		Null			
40	shtkzikubthitushkkg	所得税公募他配当所得額	V-shtkzikubthitushkkg	配当所得の内訳、その他公募証券分 (所得税対象)	number	15		Null			
41	shtkzisinthitushkkg	所得税その他配当所得額	V-shtkzisinthitushkkg	配当所得の内訳、配当控除適用外分 (所得税対象)	number	15		Null			
42	kyuyshtkkg	給与所得額	V-kyuyshtkkg	給与所得 (R03~給与所得 (所得金額調整控除後))	number	15		Null			
43	shtrkyuyshtkkg	主たる給与支払額	V-shtrkyuyshtkkg	主たる給与の支払額 (専従者給与支払が主たる給与であれば含む)	number	15		Null			
44	juutrkuyushrik	従たる給与支払額	V-juutrkuyushrik	従たる給与の支払額 (専従者給与支払が従たる給与であれば含む)	number	15		Null			
45	kyuyhrikuchsnkyug	給与支払額内専従者給与額	V-kyuyhrikuchsnkyug	専従者給与の支払額 (主たる給与と従たる給与の内訳)	number	15		Null			
46	tktisshkukujogk	特定支出控除額	V-tktisshkukujogk	特定支出額。特定支出控除の適用ありの場合に、申告された特定支出の額そのものを格納する。H26以降の給与所得控除の1/2と比較して超えた部分ではない。	number	15		Null			
47	ztushtkkg	雑所得額	V-ztushtkkg	雑所得 (~R02年雑所得+その他雑所得※赤字は0、R03~年金雑所得+その他雑所得+業務雑所得※セットアップにより赤字を0止めか赤字保持か選択)	number	15		Null			
48	kutknnkshrik	公的年金支払額	V-kutknnkshrik	公的年金支払額+私的年金支払額	number	15		Null			
49	nknztushtkkg	年金雑所得額	V-nknztushtkkg	雑所得の内訳、年金分 (R03~公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額を加味した後の年金雑所得額)	number	15		Null			
50	sntztushtkkg	その他雑所得額	V-sntztushtkkg	雑所得の内訳、その他分	number	15		Null			

51	sugujoutnkshtkkg	総合譲渡短期所得額	V-sugujoutnkshtkkg	総合課税 短期譲渡所得（特別控除後）	number	15	Null		
52	sugujoutnksshkkg	総合譲渡短期差引額	V-sugujoutnksshkkg	総合課税 短期譲渡差引金額（特別控除前）	number	15	Null		
53	sugujoutchukshtkkg	総合譲渡長期所得額	V-sugujoutchukshtkkg	総合課税 長期譲渡所得（特別控除後1/2前）	number	15	Null		
54	sugujoutchuksshkkg	総合譲渡長期差引額	V-sugujoutchuksshkkg	総合課税 長期譲渡差引金額（特別控除前）	number	15	Null		
55	sgjtbntkbtjgk	総合譲渡分特別控除額	V-sgjtbntkbtjgk	総合課税 譲渡分特別控除額（総合課税分よりの差引可能額）	number	15	Null		
56	sugujoutkbtusttflg	総合譲渡特別設定777	V-sugujoutkbtusttflg	（使用不可）	char	1	Null		
57	sugujoutgyksnflg	総合譲渡逆算777	V-sugujoutgyksnflg	（使用不可）	char	1	Null		
58	ichjshstkkg	一時所得額	V-ichjshstkkg	一時所得（特別控除後1/2前）	number	15	Null		
59	ichjsshkkg	一時差引額	V-ichjsshkkg	一時差引金額（特別控除前）	number	15	Null		
60	suguchjshstkkg	総合一時所得額	V-suguchjshstkkg	総合一時所得	number	15	Null		
61	tnkippnshstkkg	短期一般所得額	V-tnkippnshstkkg	分離課税 短期一般所得	number	15	Null		
62	tnkippnsshkkg	短期一般差引額	V-tnkippnsshkkg	分離課税 短期一般差引金額（特別控除前）	number	15	Null		
63	tnkipntkbtukujogk	短期一般特別控除額	V-tnkipntkbtukujogk	分離課税 短期一般特別控除額	number	15	Null		
64	tnkkgnshtkkg	短期軽減所得額	V-tnkkgnshtkkg	分離課税 短期軽減所得	number	15	Null		
65	tnkkgnsshkkg	短期軽減差引額	V-tnkkgnsshkkg	分離課税 短期軽減差引金額（特別控除前）	number	15	Null		
66	tnkkgntkbtukujogk	短期軽減特別控除額	V-tnkkgntkbtukujogk	分離課税 短期軽減分特別控除額	number	15	Null		
67	chukippnshstkkg	長期一般所得額	V-chukippnshstkkg	分離課税 長期一般所得	number	15	Null		
68	chukippnsshkkg	長期一般差引額	V-chukippnsshkkg	分離課税 長期一般差引金額（特別控除前）	number	15	Null		
69	chukippntkbtukujogk	長期一般特別控除額	V-chukippntkbtukujogk	分離課税 長期一般特別控除額	number	15	Null		
70	chuktktishstkkg	長期特定所得額	V-chuktktishstkkg	分離課税 長期特定所得	number	15	Null		
71	chuktktishshkkg	長期特定差引額	V-chuktktishshkkg	分離課税 長期特定差引金額（特別控除前）	number	15	Null		
72	chuktktkbtukujogk	長期特定特別控除額	V-chuktktkbtukujogk	分離課税 長期特定分特別控除額	number	15	Null		
73	chukkikshstkkg	長期軽減所得額	V-chukkikshstkkg	分離課税 長期軽減所得	number	15	Null		
74	chukkiksshkkg	長期軽減差引額	V-chukkiksshkkg	分離課税 長期軽減差引金額（特別控除前）	number	15	Null		
75	chukkiktkbtukujogk	長期軽減特別控除額	V-chukkiktkbtukujogk	分離課税 長期軽減分特別控除額	number	15	Null		
76	chuktkbtushstkkg	長期特別所得額	V-chuktkbtushstkkg	分離課税 長期特別所得	number	15	Null		
77	chuktkbtushshkkg	長期特別差引額	V-chuktkbtushshkkg	分離課税 長期特別差引金額（特別控除前）	number	15	Null		
78	chuktkbtukbtukujogk	長期特別特別控除額	V-chuktkbtukbtukujogk	分離課税 長期特別分特別控除額	number	15	Null		
79	tchtuztushstkkg	土地等雑所得額	V-tchtuztushstkkg	分離課税 土地等雑所得	number	15	Null		
80	chutnkshtkkg	超短期所得額	V-chutnkshtkkg	分離課税 超短期所得	number	15	Null		
81	kbskjoutshtkkg	株式譲渡所得額	V-kbskjoutshtkkg	分離課税 株式譲渡所得（H16～H28は未公開分。H29～は一般分（一般公社債含む））	number	15	Null		
82	kbskjoutipnbnshstkkg	株式譲渡一般分所得額	V-kbskjoutipnbnshstkkg	（使用不可）	number	15	Null		
83	kbskjtsnkkkbnshstkkg	株式譲渡新規公開分所得額	V-kbskjtsnkkkbnshstkkg	（使用不可）	number	15	Null		
84	kbskjouttkbtukujogk	株式譲渡特別控除額	V-kbskjouttkbtukujogk	（使用不可）	number	15	Null		
85	shuhnsmntrhkshtkkg	商品先物取引所得額	V-shuhnsmntrhkshtkkg	分離課税 商品先物取引差金雑所得	number	15	Null		
86	snrnshstkkg	山林所得額	V-snrnshstkkg	分離課税 山林所得	number	15	Null		
87	snrntkbtukujogk	山林特別控除額	V-snrntkbtukujogk	分離課税 山林所得特別控除額	number	15	Null		
88	tishkshtkkg	退職所得額	V-tishkshtkkg	現年分離課税 退職所得（収納運動しない）	number	15	Null		
89	tishkshtkkujogk	退職所得控除額	V-tishkshtkkujogk	現年分離課税 退職所得控除（収納運動しない）	number	15	Null		
90	tishkshtkkg	退職支払額	V-tishkshtkkg	現年分離課税 退職支払（収納運動しない）	number	15	Null		
91	scsgntishwrgk	市町村源泉退職所得割額	V-scsgntishwrgk	現年分離課税 市町村退職所得割（収納運動しない）	number	15	Null		
92	tfkgntishwrgk	都道府県源泉退職所得割額	V-tfkgntishwrgk	現年分離課税 都道府県退職所得割（収納運動しない）	number	15	Null		
93	knznnsu	勤続年数	V-knznnsu	（使用不可）	number	10	Null		
94	shushkymd	就職年月日	V-shushkymd	（使用不可）	char	8	Null		
95	tishkymd	退職年月日	V-tishkymd	（使用不可）	char	8	Null		
96	sugutishkshtkkg	総合退職所得額	V-sugutishkshtkkg	総合課税 退職所得	number	15	Null		
97	sugutishkshtkkujogk	総合退職所得控除額	V-sugutishkshtkkujogk	総合課税 退職所得控除	number	15	Null		
98	tkritkyujoubn1	特例適用条文1	V-tkritkyujoubn1	（使用不可）	char	8	Null		
99	tkritkyujoubn2	特例適用条文2	V-tkritkyujoubn2	（使用不可）	char	8	Null		
100	tkritkyujoubn3	特例適用条文3	V-tkritkyujoubn3	（使用不可）	char	8	Null		
101	hndushtkkg	変動所得額	V-hndushtkkg	変動所得 当年分	number	15	Null		
102	znndushtkkg	前年変動所得額	V-znndushtkkg	変動所得 前年分	number	15	Null		
103	znzndushtkkg	前々年変動所得額	V-znzndushtkkg	変動所得 前々年分	number	15	Null		
104	rnjshstkkg	臨時所得額	V-rnjshstkkg	臨時所得	number	15	Null		
105	hiknkzitisukngk	平均課税対象金額	V-hiknkzitisukngk	平均課税対象金額	number	15	Null		
106	mnzishstkkg	免税所得額	V-mnzishstkkg	免税所得	number	15	Null		
107	nkyugyubikykkkk	肉用牛売却価格	V-nkyugyubikykkkk	免税対象以外の牛の売却価格	number	15	Null		
108	nkygymnzishstkkg	肉用牛免税対象所得額	V-nkygymnzishstkkg	免税対象の牛の所得	number	15	Null		
109	nkygymnzishgshstkkg	肉用牛免税対象外所得額	V-nkygymnzishgshstkkg	免税対象以外の牛の所得	number	15	Null		
110	hkzishstkkg	非課税所得額	V-hkzishstkkg	非課税所得	number	15	Null		
111	snkk0enshtkkbn01	申告0円所得区分01	V-snkk0enshtkkbn01	0円申告があった所得の所得コード	char	3	Null		
112	snkk0enshtkkbn02	申告0円所得区分02	V-snkk0enshtkkbn02	0円申告があった所得の所得コード	char	3	Null		
113	snkk0enshtkkbn03	申告0円所得区分03	V-snkk0enshtkkbn03	0円申告があった所得の所得コード	char	3	Null		

114	snkk0enshtkkbn04	申告0円所得区分04	V-snkk0enshtkkbn04	0円申告があった所得の所得コード	char	3		Null		
115	snkk0enshtkkbn05	申告0円所得区分05	V-snkk0enshtkkbn05	0円申告があった所得の所得コード	char	3		Null		
116	snkk0enshtkkbn06	申告0円所得区分06	V-snkk0enshtkkbn06	0円申告があった所得の所得コード	char	3		Null		
117	snkk0enshtkkbn07	申告0円所得区分07	V-snkk0enshtkkbn07	0円申告があった所得の所得コード	char	3		Null		
118	snkk0enshtkkbn08	申告0円所得区分08	V-snkk0enshtkkbn08	0円申告があった所得の所得コード	char	3		Null		
119	snkk0enshtkkbn09	申告0円所得区分09	V-snkk0enshtkkbn09	0円申告があった所得の所得コード	char	3		Null		
120	snkk0enshtkkbn10	申告0円所得区分10	V-snkk0enshtkkbn10	0円申告があった所得の所得コード	char	3		Null		
121	sikushtkkbn	最高所得区分	V-sikushtkkbn	【使用不可】	char	3		Null		
122	sushtkknkg	総所得金額	V-sushtkknkg	総所得金額	number	15		Null		
123	gukishtkknkg	合計所得金額	V-gukishtkknkg	合計所得金額	number	15		Null		
124	sushtkknkgktu	総所得金額等	V-sushtkknkgktu	総所得金額等(合計所得金額-繰越損失)	number	15		Null		
125	shtkzisushtkknkg	所得税総所得金額	V-shtkzisushtkknkg	総所得金額(所得税対象)	number	15		Null		
126	shtkzigukishtkknkg	所得税合計所得金額	V-shtkzigukishtkknkg	合計所得金額(所得税対象)	number	15		Null		
127	shtkzisushtkknkgktu	所得税総所得金額等	V-shtkzisushtkknkgktu	総所得金額等(合計所得金額-繰越損失)(所得税対象)	number	15		Null		
128	sushtksntuushstkkg	総所得通算所得額	V-sushtksntuushstkkg	損益通算後 総所得	number	15		Null		
129	sugutnksntuushstkkg	総合短期損通所得額	V-sugutnksntuushstkkg	損益通算後 総合課税 短期譲渡所得	number	15		Null		
130	suguchuksntuushstkkg	総合長期損通所得額	V-suguchuksntuushstkkg	損益通算後 総合課税 長期譲渡所得	number	15		Null		
131	tnkipponsntuushstkkg	短期一般損通所得額	V-tnkipponsntuushstkkg	損益通算後 分離課税 短期一般所得	number	15		Null		
132	tnkkgnsntuushstkkg	短期軽減損通所得額	V-tnkkgnsntuushstkkg	損益通算後 分離課税 短期軽減所得	number	15		Null		
133	chukipponsntuushstkkg	長期一般損通所得額	V-chukipponsntuushstkkg	損益通算後 分離課税 長期一般所得	number	15		Null		
134	chuktktisntuushstkkg	長期特定損通所得額	V-chuktktisntuushstkkg	損益通算後 分離課税 長期特定所得	number	15		Null		
135	chukkiknsntuushstkkg	長期軽減損通所得額	V-chukkiknsntuushstkkg	損益通算後 分離課税 長期軽減所得	number	15		Null		
136	chuktkbtusntuushstkkg	長期特別損通所得額	V-chuktkbtusntuushstkkg	損益通算後 分離課税 長期特別所得	number	15		Null		
137	tchtuztusntuushstkkg	土地等雑損通所得額	V-tchtuztusntuushstkkg	損益通算後 分離課税 土地等雑所得	number	15		Null		
138	chutnksntuushstkkg	超短期損通所得額	V-chutnksntuushstkkg	損益通算後 分離課税 超短期所得	number	15		Null		
139	snrnsntuushstkkg	山林損通所得額	V-snrnsntuushstkkg	損益通算後 分離課税 山林所得	number	15		Null		
140	kbskjoutsntuushstkkg	株式譲渡損通所得額	V-kbskjoutsntuushstkkg	損益通算後 分離課税 株式譲渡所得 (H16~H26は未公開分。H27~H28は未公開分+上場分。H29~は一般分(一般公社債含む))	number	15		Null		
141	shuskmsnshgk	商品先物取引損通所得額	V-shuskmsnshgk	損益通算後 分離課税 商品先物取引所得	number	15		Null		
142	tishksntuushstkkg	退職損通所得額	V-tishksntuushstkkg	損益通算後 総合課税 退職所得	number	15		Null		
143	shtkzsshtksntshstkkg	所得税総所得損通所得額	V-shtkzsshtksntshstkkg	損益通算後 総所得(所得税対象)	number	15		Null		
144	shtkzsgtnksntshstkkg	所得税総合短期損通所得額	V-shtkzsgtnksntshstkkg	損益通算後 総合課税 短期譲渡所得(所得税対象)	number	15		Null		
145	shtkzsgchksntshstkkg	所得税総合長期損通所得額	V-shtkzsgchksntshstkkg	損益通算後 総合課税 長期譲渡所得(所得税対象)	number	15		Null		
146	shtkztnkppnsntshstkkg	所得税短期一般損通所得額	V-shtkztnkppnsntshstkkg	損益通算後 分離課税 短期一般所得(所得税対象)	number	15		Null		
147	shtkztnkkgnsntshstkkg	所得税短期軽減損通所得額	V-shtkztnkkgnsntshstkkg	損益通算後 分離課税 短期軽減所得(所得税対象)	number	15		Null		
148	shtkzchppnsntshstkkg	所得税長期一般損通所得額	V-shtkzchppnsntshstkkg	損益通算後 分離課税 長期一般所得(所得税対象)	number	15		Null		
149	shtkzchktksntshstkkg	所得税長期特定損通所得額	V-shtkzchktksntshstkkg	損益通算後 分離課税 長期特定所得(所得税対象)	number	15		Null		
150	shtkzchkkksntshstkkg	所得税長期軽減損通所得額	V-shtkzchkkksntshstkkg	損益通算後 分離課税 長期軽減所得(所得税対象)	number	15		Null		
151	shtkzichuktknsnshgk	所得税長期特別損通所得額	V-shtkzichuktknsnshgk	損益通算後 分離課税 長期特別所得(所得税対象)	number	15		Null		
152	shtkzchtztsntshstkkg	所得税土地等雑損通所得額	V-shtkzchtztsntshstkkg	損益通算後 分離課税 土地等雑所得(所得税対象)	number	15		Null		
153	shtkzchtksntshstkkg	所得税超短期損通所得額	V-shtkzchtksntshstkkg	損益通算後 分離課税 超短期譲渡所得(所得税対象)	number	15		Null		
154	shtkzkbksjtsntshstkkg	所得税株式譲渡損通所得額	V-shtkzkbksjtsntshstkkg	損益通算後 分離課税 株式譲渡所得(所得税対象) (H16~H26は未公開分。H27~H28は未公開分+上場分。H29~は一般分(一般公社債含む))	number	15		Null		
155	shtkzisuskmsnshgk	所得税商品先物取引損通所得額	V-shtkzisuskmsnshgk	損益通算後 分離課税 商品先物取引所得(所得税対象)	number	15		Null		
156	shtkzsnrnsntshstkkg	所得税山林損通所得額	V-shtkzsnrnsntshstkkg	損益通算後 分離課税 山林所得(所得税対象)	number	15		Null		
157	shtkztsnksntshstkkg	所得税退職損通所得額	V-shtkztsnksntshstkkg	損益通算後 退職所得(所得税対象)	number	15		Null		
158	zssnkujogk	雑損控除額	V-zssnkujogk	雑損控除	number	15		Null		
159	iryuhkujogk	医療費控除額	V-iryuhkujogk	医療費控除 (H30~: 医療費控除の特例を含まない)	number	15		Null		
160	shkihknryukujogk	社会保険料控除額	V-shkihknryukujogk	社会保険料控除	number	15		Null		
161	shukbyusikujogk	小規模企業共済控除額	V-shukbyusikujogk	小規模企業共済掛金控除(社会保険料控除の外数)	number	15		Null		
162	simi hknryukujogk	生命保険料控除額	V-simi hknryukujogk	生命保険料控除	number	15		Null		
163	shtkzsmhknrykjogk	所得税生命保険料控除額	V-shtkzsmhknrykjogk	生命保険料控除(所得税対象)	number	15		Null		
164	simi hknryushrig	生命保険料支払額	V-simi hknryushrig	生命保険料支払額	number	15		Null		
165	kjnnnkhknryushrig	個人年金保険料支払額	V-kjnnnkhknryushrig	個人年金保険料支払額	number	15		Null		
166	sngihknryukujogk	損害保険料控除額	V-sngihknryukujogk	~H19: 損害保険料控除 H20~: 地震保険料控除	number	15		Null		
167	shtkzsnghknrykjogk	所得税損害保険料控除額	V-shtkzsnghknrykjogk	~H19: 損害保険料控除(所得税対象) H20~: 地震保険料控除(所得税対象)	number	15		Null		
168	sngihknryushrig	損害保険料支払額	V-sngihknryushrig	~H19: 損害保険料支払額(短期損害保険料支払分) H20~: 損害保険料支払額(地震保険料支払分)	number	15		Null		
169	chuksngihknryushrig	長期損害保険料支払額	V-chuksngihknryushrig	長期損害保険料控除支払額	number	15		Null		
170	kfkujoflg	寄付控除の方	V-kfkujoflg	【使用不可】	char	1		Null		
171	kifkujogk	寄付控除額	V-kifkujogk	寄附金控除額(住民税対象) ~H20 ・住所地の都道府県共同募金	number	15		Null		
172	shtkzikfkknkujogk	所得税寄付金控除額	V-shtkzikfkknkujogk	・日本赤十字支部に対する寄付金 H21~ ・ふるさと納税分?	number	15		Null		

173	gukikujogk	合計控除額	V-gukikujogk	控除額合計	number	15		Null		
174	shtkzigukikujogk	所得税合計控除額	V-shtkzigukikujogk	控除額合計(所得税対象)	number	15		Null		
175	kutihigitucd	控対配該当コード	V-kutihigitucd	控除対象配偶者 0: なし 1: 控対配 2: 老配 ~H30 3: 控対配(特障該当) 4: 老配(特障該当) H31~ 5: 同一生計配偶者 6: 老人同一生計配偶者	char	1		Null		
176	higushkbn	配偶者区分	V-higushkbn	配偶者区分 0: なし 1: 夫有り 2: 妻有り	char	1		Null		
177	hitkumkbnflg	配持有無区分フラグ	V-hitkumkbnflg	配持有無区分コード 1: 配特強制なし 0: 通常の配特計算に従う	char	1		Null		
178	higushktbtukujogk	配偶者特別控除額	V-higushktbtukujogk	配偶者特別控除額	number	15		Null		
179	shtkzhsghtkbtjgk	所得税配偶者特別控除額	V-shtkzhsghtkbtjgk	配偶者特別控除所得税	number	15		Null		
180	higushgukishtkknkg	配偶者合計所得金額	V-higushgukishtkknkg	配偶者合計所得	number	15		Null		
181	fyuipngitunnzu	扶養一般該当人数	V-fyuipngitunnzu	扶養一般人数	number	5		Null		
182	fyunnshugitunnzu	扶養年少該当人数	V-fyunnshugitunnzu	扶養年少人数(扶養一般人数所得税の内数)	number	5		Null		
183	fyutktigitunnzu	扶養特定該当人数	V-fyutktigitunnzu	扶養特定人数	number	5		Null		
184	fyurujngitunnzu	扶養老人該当人数	V-fyurujngitunnzu	扶養老人人数	number	5		Null		
185	fyudukyrujngitunnzu	扶養同居老人該当人数	V-fyudukyrujngitunnzu	扶養同居老人人数(扶養老人人数の内数)	number	5		Null		
186	fyutkshugitunnzu	扶養特障該当人数	V-fyutkshugitunnzu	扶養特別障害人数	number	5		Null		
187	fyudukytkshugitunnzu	扶養同居特障該当人数	V-fyudukytkshugitunnzu	扶養同居特別障害人数(扶養特障人数の内数)	number	5		Null		
188	fyufshugitunnzu	扶養普通障該当人数	V-fyufshugitunnzu	扶養普通障害人数	number	5		Null		
189	msinngitucd	未成年該当コード	V-msinngitucd	未成年該当 0: 非該当 1: 未成年該当	char	1		Null		
190	runnshgitucd	老年者該当コード	V-runnshgitucd	老年者該当 0: 非該当 1: 老年者該当 2: 老年者1/2生(控除なし) 3: 非課税の特例(H18法改正で追加)	char	1		Null		
191	kfgitucd	寡婦該当コード	V-kfgitucd	寡婦等該当 0: 非該当 1: 寡婦 2: 寡夫 3: 特別寡婦 4: 寡婦(控除なし) ←表示は寡無 5: ひとり親(母) 6: ひとり親(父)	char	1		Null		
192	shugishgitucd	障害者該当コード	V-shugishgitucd	障害者該当 0: 非該当 1: 特別障害 2: 普通障害 3: 原爆障害	char	1		Null		
193	knrugksigitucd	勤労学生該当コード	V-knrugksigitucd	勤労学生該当 0: 非該当 1: 勤労学生	char	1		Null		
194	juumnzisnkkkbn	住民税申告区分	V-juumnzisnkkkbn	申告区分 0: 非該当 1: 青色 2: 白色	char	1		Null		
195	hnsknbn	本専区分	V-hnsknbn	本人専従者該当 0: 非該当 1: 青色事業所専従者 2: 白色事業所専従者	char	1		Null		
196	hisnknbn	配専区分	V-hisnknbn	配偶者専従者該当 0: 非該当 1: 該当	char	1		Null		
197	aoirsnuugitunnzu	青色専従該当人数	V-aoirsnuugitunnzu	青色事業所専従者 雇用人数 ※配専も人数に含める	number	5		Null		
198	srirsnuugitunnzu	白色専従該当人数	V-srirsnuugitunnzu	白色事業所専従者 雇用人数 ※配専も人数に含める	number	5		Null		
199	snjuushkujogk	専従者控除額	V-snjuushkujogk	適用した専従者控除の合計金額	number	15		Null		
200	krkssnstugk	繰越損失額	V-krkssnstugk	繰越損失 合計金額(該当年度での適用分のみ)	number	15		Null		
201	junsnstugk	純損失額	V-junsnstugk	繰越損失純損失分 合計金額	number	15		Null		
202	joutkrkssnstugk	譲渡繰越損失額	V-joutkrkssnstugk	譲渡繰越損失 合計金額	number	15		Null		
203	ztusnstugk	雑損失額	V-ztusnstugk	繰越損失雑損失 合計金額	number	15		Null		
204	tktikbsksnstugk	特定株式損失額	V-tktikbsksnstugk	繰越損失株式譲渡所得分 合計金額	number	15		Null		
205	tunnjunsnstugk	当年純損失額	V-tunnjunsnstugk	1年純損失(※適用分のみ)	number	15		Null		
206	tunnjoutkrkssnstugk	当年譲渡繰越損失額	V-tunnjoutkrkssnstugk	1年前譲渡繰越損失(※適用分のみ)	number	15		Null		
207	tunnztusnstugk	当年雑損失額	V-tunnztusnstugk	1年雑損失(※適用分のみ)	number	15		Null		
208	tunntktikbsksnstugk	当年特定株式損失額	V-tunntktikbsksnstugk	1年株式譲渡損失	number	15		Null		
209	mejunsnstugk	前純損失額	V-mejunsnstugk	2年純損失(※適用分のみ)	number	15		Null		
210	mejoutkrkssnstugk	前譲渡繰越損失額	V-mejoutkrkssnstugk	2年譲渡繰越損失(※適用分のみ)	number	15		Null		
211	meztusnstugk	前雑損失額	V-meztusnstugk	2年雑損失(※適用分のみ)	number	15		Null		
212	metktikbsksnstugk	前特定株式損失額	V-metktikbsksnstugk	2年株式譲渡損失	number	15		Null		
213	znznjunsnstugk	前々純損失額	V-znznjunsnstugk	3年純損失(※適用分のみ)	number	15		Null		
214	znznjoutkrkssnstugk	前々譲渡繰越損失額	V-znznjoutkrkssnstugk	3年譲渡繰越損失(※適用分のみ)	number	15		Null		
215	znznztusnstugk	前々雑損失額	V-znznztusnstugk	3年雑損失(※適用分のみ)	number	15		Null		
216	znznntktikbsksnstugk	前々特定株式損失額	V-znznntktikbsksnstugk	3年株式譲渡損失	number	15		Null		
217	shtkzisushtkkhyugk	所得税総所得課税額	V-shtkzisushtkkhyugk	課税標準 総所得分(所得税対象)	number	15		Null		
218	shtkzintkipnkhyugk	所得税短期一般課税額	V-shtkzintkipnkhyugk	課税標準 短期一般分(所得税対象)	number	15		Null		
219	shtkzintkigknkhyugk	所得税短期軽減課税額	V-shtkzintkigknkhyugk	課税標準 短期軽減分(所得税対象)	number	15		Null		
220	shtkzichukippnkhyugk	所得税長期一般課税額	V-shtkzichukippnkhyugk	課税標準 長期一般分(所得税対象)	number	15		Null		
221	shtkzichuktktikhyugk	所得税長期特定課税額	V-shtkzichuktktikhyugk	課税標準 長期特定分(所得税対象)	number	15		Null		
222	shtkzichukkikhyugk	所得税長期軽減課税額	V-shtkzichukkikhyugk	課税標準 長期軽減分(所得税対象)	number	15		Null		
223	shtkzchktkbtkhyugk	所得税長期特別課税額	V-shtkzchktkbtkhyugk	課税標準 長期特別分(所得税対象)	number	15		Null		
224	shtkzitchutzukhyugk	所得税土地等雑課税額	V-shtkzitchutzukhyugk	課税標準 土地等雑分(所得税対象)	number	15		Null		
225	shtkzichutnkkyugk	所得税超短期課税額	V-shtkzichutnkkyugk	課税標準 超短期分(所得税対象)	number	15		Null		
226	shtkzikbskkyugk	所得税株式課税額	V-shtkzikbskkyugk	課税標準 株式分(所得税対象)(H16~H26は未公開分。H27~H28は未公開分+上場分。H29~は一般分(一般公社債含む))	number	15		Null		
227	shtkzishuskmmkhyugk	所得税商品先物取引課税額	V-shtkzishuskmmkhyugk	課税標準 商品先物取引分(所得税対象)	number	15		Null		
228	shtkzisrnkkyugk	所得税山林課税額	V-shtkzisrnkkyugk	課税標準 山林分(所得税対象)	number	15		Null		
229	shtkzitisnkkyugk	所得税退職課税額	V-shtkzitisnkkyugk	課税標準 退職分(所得税対象)	number	15		Null		
230	sushtkshktzig	総所得所得税額	V-sushtkshktzig	所得税 総所得分	number	15		Null		
231	tnkippshtkzig	短期一般所得税額	V-tnkippshtkzig	所得税 短期一般分	number	15		Null		

232	tnkkgnshtkzlg	短期軽減所得税額	V-tnkkgnshtkzlg	所得税 短期軽減分	number	15		Null		
233	chukippnshtkzlg	長期一般所得税額	V-chukippnshtkzlg	所得税 長期一般分	number	15		Null		
234	chuktktishtkzlg	長期特定所得税額	V-chuktktishtkzlg	所得税 長期特定分	number	15		Null		
235	chukkikshhtkzlg	長期軽減課所得税額	V-chukkikshhtkzlg	所得税 長期軽減分	number	15		Null		
236	chuktkbtushtkzlg	長期特別所得税額	V-chuktkbtushtkzlg	所得税 長期特別分	number	15		Null		
237	tchtuztushhtkzlg	土地等雑所得税額	V-tchtuztushhtkzlg	所得税 土地等雑分	number	15		Null		
238	chutnkshtkzlg	超短期所得税額	V-chutnkshtkzlg	所得税 超短期分	number	15		Null		
239	kbskshhtkzlg	株式所得税額	V-kbskshhtkzlg	所得税 株式分 (H16～H26は未公開分。H27～H28は未公開分+上場分。H29～は一般分 (一般社債含む))	number	15		Null		
240	shhnskmmnrhshhtkzlg	商品先物取引所得税額	V-shhnskmmnrhshhtkzlg	所得税 商品先物取引分	number	15		Null		
241	snrnshhtkzlg	山林所得税額	V-snrnshhtkzlg	所得税 山林分	number	15		Null		
242	tishkshhtkzlg	退職所得税額	V-tishkshhtkzlg	所得税 退職分	number	15		Null		
243	shtkzihitukujogk	所得税配当控除額	V-shtkzihitukujogk	配当控除額 (所得税対象)	number	15		Null		
244	jtjkrnkntkbtjgk	住宅借入金特別控除額	V-jtjkrnkntkbtjgk	住宅借入金特別控除額 (所得税対象)	number	15		Null		
245	snttkbtukujogk	その他特別控除額	V-snttkbtukujogk	eTAX使用控除額 (租税特別措置法第10条による特別控除額がある場合もここに入力。ただし、ワーニングチェックにより算出する住宅借入金特別控除可能額は正しくない) ※H19までは政党等寄付金特別控除 (所得税対象) として使用していたが、H20改善により追加した「政党等寄付金特別控除」に移動。	number	15		Null		
246	tirtukujomeshtkzlg	定率控除前所得税額	V-tirtukujomeshtkzlg	定率控除前所得税額。H26より、復興特別所得税額を加味した額を格納する。	number	15		Null		
247	shtkzisigimngk	所得税災害減免額	V-shtkzisigimngk	災害減免額 (所得税対象)	number	15		Null		
248	shtkzlgikkzikkujogk	所得税外国税額控除額	V-shtkzlgikkzikkujogk	外国税額控除 (所得税対象)	number	15		Null		
249	shtkziktbtugnzlg	所得税特別減税額	V-shtkziktbtugnzlg	〔使用不可〕	number	15		Null		
250	shtkzirtukujogk	所得税定率控除額	V-shtkzirtukujogk	〔使用不可〕	number	15		Null		
251	tirtukujogshtkzlg	定率控除後所得税額	V-tirtukujogshtkzlg	定率控除後所得税額。H26より、復興特別所得税額を加味した額を格納する。	number	15		Null		
252	shtkzlg	所得税額	V-shtkzlg	所得税額入力金額。H26より、所得税及び復興特別所得税額を格納する	number	15		Null		
253	shtkzlgckchkflg	所得税額チェックフラグ	V-shtkzlgckchkflg	〔使用不可〕	char	1		Null		
254	sushtkkyugk	総所得課税額	V-sushtkkyugk	課税標準 総所得分	number	15		Null		
255	tnkippnkhyugk	短期一般課税額	V-tnkippnkhyugk	課税標準 短期一般分	number	15		Null		
256	tnkkgnshtkzlg	短期軽減課税額	V-tnkkgnshtkzlg	課税標準 短期軽減分	number	15		Null		
257	chukippnkhyugk	長期一般課税額	V-chukippnkhyugk	課税標準 長期一般分	number	15		Null		
258	chuktktkshhtkzlg	長期特定課税額	V-chuktktkshhtkzlg	課税標準 長期特定分	number	15		Null		
259	chukkikshhtkzlg	長期軽減課税額	V-chukkikshhtkzlg	課税標準 長期軽減分	number	15		Null		
260	chuktkbtukhyugk	長期特別課税額	V-chuktkbtukhyugk	課税標準 長期特別分	number	15		Null		
261	tchtuztukhyugk	土地等雑課税額	V-tchtuztukhyugk	課税標準 土地等雑分	number	15		Null		
262	chutnkkhyugk	超短期課税額	V-chutnkkhyugk	課税標準 超短期分	number	15		Null		
263	kbskshhtkzlg	株式課税額	V-kbskshhtkzlg	課税標準 株式分 (H16～H26は未公開分。H27～H28は未公開分+上場分。H29～は一般分 (一般社債含む))	number	15		Null		
264	shuhnskmmnrhshhtkzlg	商品先物取引課税額	V-shuhnskmmnrhshhtkzlg	課税標準 商品先物取引分	number	15		Null		
265	snrnkhyugk	山林課税額	V-snrnkhyugk	課税標準 山林分	number	15		Null		
266	tishkshhtkzlg	退職課税額	V-tishkshhtkzlg	課税標準 退職分	number	15		Null		
267	scssushtkshhtkzlg	市町村総所得所得割額	V-scssushtkshhtkzlg	市町村算出所得割 総所得分	number	15		Null		
268	scstnkippnshtkzlg	市町村短期一般所得割額	V-scstnkippnshtkzlg	市町村算出所得割 短期一般分	number	15		Null		
269	scstnkgnshtkzlg	市町村短期軽減所得割額	V-scstnkgnshtkzlg	市町村算出所得割 短期軽減分	number	15		Null		
270	scschukippnshtkzlg	市町村長期一般所得割額	V-scschukippnshtkzlg	市町村算出所得割 長期一般分	number	15		Null		
271	scschuktktishtkzlg	市町村長期特定所得割額	V-scschuktktishtkzlg	市町村算出所得割 長期特定分	number	15		Null		
272	scschukkikshhtkzlg	市町村長期軽減課所得割額	V-scschukkikshhtkzlg	市町村算出所得割 長期軽減分	number	15		Null		
273	scschuktkbtushtkzlg	市町村長期特別所得割額	V-scschuktkbtushtkzlg	市町村算出所得割 長期特別分	number	15		Null		
274	scstchtuztushhtkzlg	市町村土地等雑所得割額	V-scstchtuztushhtkzlg	市町村算出所得割 土地等雑分	number	15		Null		
275	scschutnkshtkzlg	市町村超短期所得割額	V-scschutnkshtkzlg	市町村算出所得割 超短期分	number	15		Null		
276	scskbskshhtkzlg	市町村株式所得割額	V-scskbskshhtkzlg	市町村算出所得割 株式分 (H16～H26は未公開分。H27～H28は未公開分+上場分。H29～は一般分 (一般社債含む))	number	15		Null		
277	scsshuhnskmmnrhshhtkzlg	市町村商品先物取引所得割額	V-scsshuhnskmmnrhshhtkzlg	市町村算出所得割 商品先物取引分	number	15		Null		
278	scssnrnshhtkzlg	市町村山林所得割額	V-scssnrnshhtkzlg	市町村算出所得割 山林分	number	15		Null		
279	scstishkshhtkzlg	市町村退職所得割額	V-scstishkshhtkzlg	市町村算出所得割 退職分	number	15		Null		
280	scssnshtkshhtkzlg	市町村算出所得割額	V-scssnshtkshhtkzlg	市町村算出所得割	number	15		Null		
281	scshitukujogk	市町村配当控除額	V-scshitukujogk	市町村配当控除	number	15		Null		
282	scsqikkzikkujogk	市町村外国税額控除額	V-scsqikkzikkujogk	市町村外国税額控除	number	15		Null		
283	scschusigk	市町村調整額	V-scschusigk	市町村調整額	number	15		Null		
284	scstktbtugnzlg	市町村特別減税額	V-scstktbtugnzlg	市町村特別減税額	number	15		Null		
285	scstirtukujogk	市町村定率控除額	V-scstirtukujogk	市町村定率控除※H19～¥0	number	15		Null		
286	scsmenzlg	市町村免税額	V-scsmenzlg	市町村免税額	number	15		Null		

287	scsstkwrgk	市町村所得割額	V-scsstkwrgk	市町村所得割 (端数を残す)	number	15		Null	
288	scshsukrstshkwrgrk	市町村端数切捨所得割額	V-scshsukrstshkwrgrk	市町村所得割 (100円未満端数を切捨て)	number	15		Null	
289	scstgmeshrgrk	市町村特別減税前所得割額	V-scstgmeshrgrk	特別減税前市町村所得割	number	15		Null	
290	scstrtkjmshtkwrgrk	市町村定率控除前所得割額	V-scstrtkjmshtkwrgrk	定率控除前市町村所得割※市町村算出所得割-(市町村調整控除額+市町村配当控除+市町村外国税額控除)-市町村調整額	number	15		Null	
291	scskntuwrgrk	市町村均等割額	V-scskntuwrgrk	市町村均等割	number	15		Null	
292	scsmnzigrk	市町村民税額	V-scsmnzigrk	市町村民税額 (100円未満端数を切捨て)	number	15		Null	
293	tfksushtkshkwrgrk	都道府県総所得所得割額	V-tfksushtkshkwrgrk	都道府県算出所得割 総所得分	number	15		Null	
294	tfktnkipnshtkwrgrk	都道府県短期一般所得割額	V-tfktknkipnshtkwrgrk	都道府県算出所得割 短期一般分	number	15		Null	
295	tfktnkkgnshtkwrgrk	都道府県短期軽減所得割額	V-tfktknkkgnshtkwrgrk	都道府県算出所得割 短期軽減分	number	15		Null	
296	tfkchukippnshtkwrgrk	都道府県長期一般所得割額	V-tfkchukippnshtkwrgrk	都道府県算出所得割 長期一般分	number	15		Null	
297	tfkchuktktishtkwrgrk	都道府県長期特定所得割額	V-tfkchuktktishtkwrgrk	都道府県算出所得割 長期特定分	number	15		Null	
298	tfkchukkikshkwrgrk	都道府県長期軽減所得割額	V-tfkchukkikshkwrgrk	都道府県算出所得割 長期軽減分	number	15		Null	
299	tfkchuktktushtkwrgrk	都道府県長期特別所得割額	V-tfkchuktktushtkwrgrk	都道府県算出所得割 長期特別分	number	15		Null	
300	tfkchtuztushkwrgrk	都道府県土地等雑所得割額	V-tfkchtuztushkwrgrk	都道府県算出所得割 土地等雑分	number	15		Null	
301	tfkchutnkshtkwrgrk	都道府県超短期所得割額	V-tfkchutnkshtkwrgrk	都道府県算出所得割 超短期分	number	15		Null	
302	tfkbskshtkwrgrk	都道府県株式所得割額	V-tfkbskshtkwrgrk	都道府県算出所得割 株式分 (H16~H26は未公開分。H27~H28は未公開分+上場分。H29~は一般分 (一般公社債含む))	number	15		Null	
303	tfkshuhnskmsnshwrgrk	都道府県商品先物取引所得割額	V-tfkshuhnskmsnshwrgrk	都道府県算出所得割 商品先物取引分	number	15		Null	
304	tfksnrnshtkwrgrk	都道府県山林所得割額	V-tfksnrnshtkwrgrk	都道府県算出所得割 山林分	number	15		Null	
305	tfktishkshkwrgrk	都道府県退職所得割額	V-tfktishkshkwrgrk	都道府県算出所得割 退職分	number	15		Null	
306	tfksnshtushkwrgrk	都道府県算出所得割額	V-tfksnshtushkwrgrk	都道府県算出所得割	number	15		Null	
307	tfkhitukujogk	都道府県配当控除額	V-tfkhitukujogk	都道府県配当控除	number	15		Null	
308	tfkaiikkizigkujogk	都道府県外国税額控除額	V-tfkaiikkizigkujogk	都道府県外国税額控除	number	15		Null	
309	tfkchusigrk	都道府県調整額	V-tfkchusigrk	都道府県調整額	number	15		Null	
310	tfktkbtugnzigrk	都道府県特別減税額	V-tfktkbtugnzigrk	都道府県特別減税額	number	15		Null	
311	tfktirtukujogk	都道府県定率控除額	V-tfktirtukujogk	都道府県定率控除※H19~¥0	number	15		Null	
312	tfkmenzigrk	都道府県免税額	V-tfkmenzigrk	都道府県免税額	number	15		Null	
313	tfkshtkwrgrk	都道府県所得割額	V-tfkshtkwrgrk	都道府県所得割 (端数を残す)	number	15		Null	
314	tfkhsukrstshkwrgrk	都道府県端数切捨所得割額	V-tfkhsukrstshkwrgrk	都道府県所得割 (100円未満端数を切捨て)	number	15		Null	
315	tfktgmeshrgrk	都道府県特別減税前所得割額	V-tfktgmeshrgrk	特別減税前道府県所得割	number	15		Null	
316	tfktrtkjmshtkwrgrk	都道府県定率控除前所得割額	V-tfktrtkjmshtkwrgrk	定率控除前道府県所得割※都道府県算出所得割-(都道府県調整控除額+都道府県配当控除+都道府県外国税額控除)-都道府県調整額	number	15		Null	
317	tfkntuwrgrk	都道府県均等割額	V-tfkntuwrgrk	都道府県均等割	number	15		Null	
318	tfkminzigrk	都道府県民税額	V-tfkminzigrk	都道府県民税額 (100円未満端数を切捨て)	number	15		Null	
319	kzihkzibncd	課税非課税区分コード	V-kzihkzibncd	課税非課税区分 0: 課税 1: 生活保護 2: 障害者 3: 未成年 4: 老年者 5: 寡婦 6: その他	char	1		Null	
320	shtkwrhkziflg	所得割非課税フラグ	V-shtkwrhkziflg	【使用不可】	char	1		Null	
321	kntuwrhkziflg	均等割非課税フラグ	V-kntuwrhkziflg	【使用不可】	char	1		Null	
322	nnzigrk	年税額	V-nnzigrk	年税額 (R6~森林環境税除く住民税年税額)	number	15		Null	R06~意味合い変更
323	scsstkwrgnmngk	市町村所得割減免額	V-scsstkwrgnmngk	市町村所得割減免税額	number	15		Null	
324	scskntuwrnmngk	市町村均等割減免額	V-scskntuwrnmngk	市町村均等割減免税額	number	15		Null	
325	tfkshtkwrgnmngk	都道府県所得割減免額	V-tfkshtkwrgnmngk	都道府県所得割減免税額	number	15		Null	
326	tfkntuwrnmngk	都道府県均等割減免額	V-tfkntuwrnmngk	都道府県均等割減免税額	number	15		Null	
327	ybkngk1	予備金額1	V-ybkngk1	【使用不可】	number	15		Null	
328	ybkngk2	予備金額2	V-ybkngk2	【使用不可】	number	15		Null	
329	ybkngk3	予備金額3	V-ybkngk3	【使用不可】	number	15		Null	
330	ybkngk4	予備金額4	V-ybkngk4	【使用不可】	number	15		Null	
331	ybkngk5	予備金額5	V-ybkngk5	【使用不可】	number	15		Null	
332	ybkumk1	予備項目1	V-ybkumk1	【使用不可】	vchar2	10		Null	
333	ybkumk2	予備項目2	V-ybkumk2	転出状況 0:当初賦課時、翌年徴収マスタ有り 1:当初賦課時、翌年徴収マスタ無し 2:1/2~3/31転出者 3:4/1~1/1転出者 左記に該当しない場合Null	vchar2	10		Null	
334	ybkumk3	予備項目3	V-ybkumk3	【使用不可】	vchar2	10		Null	
335	ybkumk4	予備項目4	V-ybkumk4	【使用不可】	vchar2	10		Null	
336	ybkumk5	予備項目5	V-ybkumk5	【使用不可】	vchar2	10		Null	
337	tihyurkhtnti	回避用履歴判定	V-tihyurkhtnti	【使用不可】	char	1		Null	
338	kbskjoutjoushtkgrk	株式譲渡上場所得額	V-kbskjoutjoushtkgrk	上場分の株式譲渡所得 (住民税対象)	number	15		Null	
339	shtkzkbkskjtjshkgrk	所得税株式譲渡上場所得額	V-shtkzkbkskjtjshkgrk	上場分の株式譲渡所得 (所得税対象)	number	15		Null	
340	shtkzikbskjoutshkgrk	所得税株式譲渡所得額	V-shtkzikbskjoutshkgrk	株式譲渡所得 (所得税対象) (H16~H28は未公開分。H29~は一般分 (一般公社債含む))	number	15		Null	
341	kbskjoutflg	株式譲渡フラグ	V-kbskjoutflg	【使用不可】	char	1		Null	
342	kbskjtjjsntshkgrk	株式譲渡上場損通所得額	V-kbskjtjjsntshkgrk	損益通算後 上場分の株式譲渡所得 (住民税対象) (H27~H28は0固)	number	15		Null	
343	shtkzkbjjsnshgk	所得税株式譲渡上場損通所得額	V-shtkzkbjjsnshgk	損益通算後 上場分の株式譲渡所得 (所得税対象) (H27~H28は0固)	number	15		Null	

344	kbskjoujoukhyug	株式上場課税額	V-kbskjoujoukhyug	課税標準 上場分の株式譲渡所得(住民税対象)(H27~H28は0固	number	15		Null		
345	shtkzkbksjkjhygk	所得税株式上場課税額	V-shtkzkbksjkjhygk	課税標準 上場分の株式譲渡所得(所得税対象)(H27~H28は0固	number	15		Null		
346	nkgyukignkhyugk	肉牛軽減課税額	V-nkgyukignkhyugk	課税標準 肉用牛軽減分に関わる所得※課税総所得の内数:H16~セッ	number	15		Null		
347	scskbskjshtkwrgrk	市町村株式上場所得割額	V-scskbskjshtkwrgrk	市町村所得割 上場分株式譲渡所得に関わる所得割(H27~H28は0固	number	15		Null		
348	tfkbskjsjshkwrgrk	都道府県株式上場所得割額	V-tfkbskjsjshkwrgrk	都道府県所得割 上場分株式譲渡所得に関わる所得割(H27~H28は0固	number	15		Null		
349	scsnkgyukignshtkwrgrk	市町村肉牛軽減所得割額	V-scsnkgyukignshtkwrgrk	市町村所得割 肉用牛軽減分に関わる所得割※市町村総所得の内数:H16~セッ	number	15		Null		
350	tfknkgyukignshtkwrgrk	都道府県肉牛軽減所得割額	V-tfknkgyukignshtkwrgrk	都道府県所得割 肉用牛軽減分に関わる所得割※都道府県総所得の内数:H16~セッ	number	15		Null		
351	kbskjoujoushtkzigm	株式上場所得税額	V-kbskjoujoushtkzigm	所得税 上場分株式譲渡所得に関わる所得税(H27~H28は0固定。)	number	15		Null		
352	nkgyukignshtkzigm	肉牛軽減所得税額	V-nkgyukignshtkzigm	所得税 肉用牛軽減分に関わる所得税※所得総所得の内数:H16~	number	15		Null		
353	kbskfkmgukishkknkg	株式含む合計所得金額	V-kbskfkmgukishkknkg	合計所得金額に上場分株式譲渡所得を含んだ金額	number	15		Null		
354	skmnrhksnstug	先物取引損失額	V-skmnrhksnstug	先物取引に関わる繰越損失	number	15		Null		
355	tunnskmmnrhksnstug	当年先物取引損失額	V-tunnskmmnrhksnstug	1年前において発生した先物取引の繰越損失	number	15		Null		
356	meskmnrhksnstug	前々先物取引損失額	V-meskmnrhksnstug	2年前において発生した先物取引の繰越損失	number	15		Null		
357	znzskmmnrhksnstug	前々先物取引損失額	V-znzskmmnrhksnstug	3年前において発生した先物取引の繰越損失	number	15		Null		
358	hitwrkujogk	配当割控除額	V-hitwrkujogk	特別徴収済みの配当割額(申告書二面に記載) ※H17法改正	number	15		Null		
359	kbskjoutwrkujogk	株式譲渡割控除額	V-kbskjoutwrkujogk	特別徴収済みの株式等譲渡所得割額(申告書二面に記載) ※H17法改	number	15		Null		
360	scstrtkjgshkwrgrk	市町村定率控除後所得割額	V-scstrtkjgshkwrgrk	定率控除差引き後市町村所得割(端数残す) 定率控除前市町村所得割-市町村定率控除	number	15		Null		
361	tfktrtkjgshkwrgrk	都道府県定率控除後所得割額	V-tfktrtkjgshkwrgrk	定率控除差引き後道府県所得割(端数残す) 定率控除前都道府県所得割-都道府県定率控除	number	15		Null		
362	kujochukgk	控除超過額	V-kujochukgk	還付額	number	15		Null		
363	kyjytkjtshkgnkg	居住用特定譲渡所得額	V-kyjytkjtshkgnkg	居住用財産譲渡の特例に該当する長期譲渡益。内数 ※H17法改正	number	15		Null		
364	kyjuuyutkisnstug	居住用特定損失額	V-kyjuuyutkisnstug	分離所得内の通算後に残ったマイナス所得。総所得等との通算用。 ※H17法改正	number	15		Null		
365	scskbskjtthwrkjgk	市町村株式譲渡配当割控除額	V-scskbskjtthwrkjgk	H17~H19:配当割控除額×2/3(1円未満切捨て)+株式譲渡割控除額×2/3(1円未満切捨て) H20~:配当割控除額×3/5(1円未満切捨て)+株式譲渡割控除額×3/5(1円未満切捨て)	number	15		Null		
366	tfkbskjtthwrkjgk	都道府県株式譲渡配当割控除額	V-tfkbskjtthwrkjgk	H17~H19:配当割控除額×1/3(1円未満切上げ)+株式譲渡割控除額×1/3(1円未満切上げ) H20~:配当割控除額×2/5(1円未満切上げ)+株式譲渡割控除額×2/5(1円未満切上げ)	number	15		Null		
367	scs65jntkrkjgk	市町村65歳以上の特例控除額	V-scs65jntkrkjgk	H18年度定率控除後市町村所得割額 × 2/3 (1円未満端数切り上げ) H19年度定率控除後市町村所得割額 × 1/3 (1円未満端数切り上げ)	number	15		Null		
368	tfk65jntkrkjgk	都道府県65歳以上の特例控除額	V-tfk65jntkrkjgk	H18年度定率控除後都道府県所得割額 × 2/3 (1円未満端数切り上げ) H19年度定率控除後都道府県所得割額 × 1/3 (1円未満端数切り上げ)	number	15		Null		
369	scschusikujogk	市町村調整控除額	V-scschusikujogk	(課税総所得+課税山林+課税退職) ≤ 200万の場合、①②の少ない額 ① 所得税と住民税の人的控除の差額×3% ②(課税総所得+課税山林+課税退職) × 3%(課税総所得+課税山林+課税退職) > 200万の場合、[所得税と住民税の人的控除の差額 - {(課税総所得+課税山林+課税退職)-200万}] × 3% ※最小1500円	number	15		Null		
370	tfkchusikujogk	都道府県調整控除額	V-tfkchusikujogk	(課税総所得+課税山林+課税退職) ≤ 200万の場合、①②の少ない額 ① 所得税と住民税の人的控除の差額×2% ②(課税総所得+課税山林+課税退職) × 2%(課税総所得+課税山林+課税退職) > 200万の場合、[所得税と住民税の人的控除の差額 - {(課税総所得+課税山林+課税退職)-200万}] × 2% ※最小1000円	number	15		Null		
371	scskujofskgk	市町村控除不足額	V-scskujofskgk	定率控除後市町村所得割額-市町村65歳以上の特例控除額-市町村株式譲渡配当割控除額	number	15		Null		
372	tfkkujofskgk	都道府県控除不足額	V-tfkkujofskgk	定率控除後都道府県所得割額-都道府県65歳以上の特例控除額-道府県株式譲渡配当割控除額	number	15		Null		
373	scsnjuutug	市町村内充当額	V-scsnjuutug	市町村控除不足額-市町村均等割 ≥ 0の場合、市町村均等割。市町村控除不足額-市町村均等割 < 0の場合、市町村控除不足額。	number	15		Null		
374	tfknjuutug	都道府県内充当額	V-tfknjuutug	都道府県控除不足額-都道府県均等割 ≥ 0の場合、都道府県均等割。都道府県控除不足額-都道府県均等割 < 0の場合、都道府県控除不足額。	number	15		Null		
375	scsgjuutug	市町村外充当額	V-scsgjuutug	(都道府県控除不足額-都道府県内充当額) - {(市町村所得割端数切捨て+市町村均等割)-市町村内充当額} ≥ 0の場合、{(市町村所得割端数切捨て+市町村均等割)-市町村内充当額}。(都道府県控除不足額-都道府県内充当額) - {(市町村所得割端数切捨て+市町村均等割)-市町村内充当額} < 0の場合、(都道府県控除不足額-都道府県内充当額)	number	15		Null		

376	tfkgi juutugk	都道府県外充当額	V-tfkgi juutugk	(市町村控除不足額-市町村内充当額)-{(都道府県所得割端数切捨+都道府県均等割)-都道府県内充当} ≥ 0の場合、{(都道府県所得割端数切捨+都道府県均等割)-都道府県内充当}。(市町村控除不足額-市町村内充当額)-{(都道府県所得割端数切捨+都道府県均等割)-都道府県内充当額} < 0の場合、(市町村控除不足額-市町村内充当額)	number	15		Null		
377	hyujunzirtuscusshtk	標準税率市町村総所得	V-hyujunzirtuscusshtk	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
378	hyujunzirtuscssnrrn	標準税率市町村山林	V-hyujunzirtuscssnrrn	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
379	hyujunzirtuscstishk	標準税率市町村退職	V-hyujunzirtuscstishk	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
380	hjnzrtscssnshsthtkwr	標準税率市町村算出所得割	V-hjnzrtscssnshsthtkwr	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
381	hyjnztscschsgk	標準税率市町村調整額	V-hyjnztscschsgk	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
382	hjnzttrtkjmscsstkwr	標準税率定率控除前市町村所得割	V-hjnzttrtkjmscsstkwr	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
383	hjnzttrtkjgscsstkwr	標準税率定率控除後市町村所得割額	V-hjnzttrtkjgscsstkwr	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
384	hjnztscs65sntkrkjg	標準税率市町村65歳以上の特例控除	V-hjnztscs65sntkrkjg	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
385	hyujunzirtuscsshkwr	標準税率市町村所得割	V-hyujunzirtuscsshkwr	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
386	hjnztscsstkwrhskrst	標準税率市町村所得割端数切捨	V-hjnztscsstkwrhskrst	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
387	hyujunzirtuscskntuwr	標準税率市町村均等割	V-hyujunzirtuscskntuwr	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
388	hyujunzirtutfkushtk	標準税率都道府県総所得	V-hyujunzirtutfkushtk	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
389	hyujunzirtutfksnrrn	標準税率都道府県山林	V-hyujunzirtutfksnrrn	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
390	hyujunzirtutfkstishk	標準税率都道府県退職	V-hyujunzirtutfkstishk	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
391	hjnzttrtkjmscsstkwr	標準税率都道府県算出所得割	V-hjnzttrtkjmscsstkwr	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
392	hyjnzttrtkjgscsgk	標準税率都道府県調整額	V-hyjnzttrtkjgscsgk	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
393	hjnzttrtkjmtfkstkwr	標準税率定率控除前都道府県所得割	V-hjnzttrtkjmtfkstkwr	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
394	hjnzttrtkjgftkstkwr	標準税率定率控除後都道府県所得割額	V-hjnzttrtkjgftkstkwr	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
395	hjnzttrtk65sntkrkjg	標準税率都道府県65歳以上の特例控	V-hjnzttrtk65sntkrkjg	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
396	hyujunzirtutfkstktwr	標準税率都道府県所得割	V-hyujunzirtutfkstktwr	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
397	hjnzttrtkjgftkstkwr	標準税率都道府県所得割端数切捨	V-hjnzttrtkjgftkstkwr	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
398	hyujunzirtutfkntuwr	標準税率都道府県均等割	V-hyujunzirtutfkntuwr	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
399	sttkfntkbtjkjgk	政党等寄付金特別控除額	V-sttkfntkbtjkjgk	政党等寄付金特別控除(所得税用) ※H19までは「その他特別控除」を使用していたが、H20改善によりフィールドを変更。	number	15		Null		
400	tisknshutkbtukujogk	耐震改修特別控除額	V-tisknshutkbtukujogk	所得税専用の耐震改修特別控除額	number	15		Null		
401	jtckrrkntkbtjkjgk	住宅借入金特別控除可能額	V-jtckrrkntkbtjkjgk	住宅借入金特別控除額、または改正前の税率で算出した所得税額のうち少ない方-住宅借入金特別控除額(H18年入居までが対象)	number	15		Null		
402	scsjtkrrknkjkjgk	市町村住宅借入金特別控除可能額	V-scsjtkrrknkjkjgk	住宅借入金特別控除可能額 × 3/5 (1円未満切捨て)	number	15		Null		
403	tfkjtckrrknkjkjgk	都道府県住宅借入金特別控除可能額	V-tfkjtckrrknkjkjgk	住宅借入金特別控除可能額 × 2/5 (1円未満切上げ)	number	15		Null		
404	scszignijougngk	市町村税源移譲減額	V-scszignijougngk	税源移譲によるH19更正処理の市町村分の控除額	number	15		Null		
405	tfkzignijougngk	都道府県税源移譲減額	V-tfkzignijougngk	税源移譲によるH19更正処理の都道府県分の控除額	number	15		Null		
406	hyjnztscszgnjgngk	標準税率市町村税源移譲減額	V-hyjnztscszgnjgngk	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
407	hyjnzttrtkzgnjgngk	標準税率都道府県税源移譲減額	V-hyjnzttrtkzgnjgngk	超過税率適用自治体(神奈川県)用標準税率算出用	number	15		Null		
408	kkzikusib	国税更正日	V-kkzikusib	{使用不可}	char	8		Null		
409	turkkn	登録区分	V-turkkn	{使用不可}	char	1		Null		
410	kfkknkujoichtibn	寄附金控除自治体分	V-kfkknkujoichtibn	ふるさと納税分	number	15		Null		
411	kfkknkujotfstibn	寄附金控除都道府県指定分	V-kfkknkujotfstibn	寄附金控除額(住民税都道府県税額控除対象)・住所地の都道府県共同募金・日本赤十字支部に対する寄付金・住所地の都道府県条例で指定された寄付金 ※項番166「寄附金控除」の外数	number	15		Null		
412	kfkknkujoscsstkbn	寄附金控除市町村指定分	V-kfkknkujoscsstkbn	寄附金控除額(住民税市町村税額控除対象)・住所地の都道府県共同募金・日本赤十字支部に対する寄付金・住所地の市町村条例で指定された寄付金 ※項番166「寄附金控除」の外数	number	15		Null		
413	uchstknknshrigk	内私的年金支払額	V-uchstknknshrigk	私的年金支払額。 ※項番43「公的年金支払」の内数 予備項目	number	15		Null		
414	juumzninnkshbtu	住民税年金種別	V-juumzninnkshbtu	{使用不可}	varchar2	2		Null		
415	kskujotishuflg	基礎控除対象フガ	V-kskujotishuflg	基礎控除対象 '0' :基礎控除対象外 '1' :基礎控除対象	char	1		Null		
416	scskfknkujogk	市町村寄附金控除額	V-scskfknkujogk	市町村寄附金控除額	number	15		Null		
417	tfkfkknkujogk	都道府県寄附金控除額	V-tfkfkknkujogk	都道府県寄附金控除額	number	15		Null		
418	uchnnknflg	内年金フガ	V-uchnnknflg	内数に年金特徴がある場合...1	char	1		Null		
419	uchtkchuflg	内特徴フガ	V-uchtkchuflg	内数に給与特徴がある場合...1	char	1		Null		
420	snchushuflg	三徴収フガ	V-snchushuflg	内数の均等割区分がHの場合...1	char	1		Null		
421	kyujuukisymd	居住開始年月日	V-kyujuukisymd	~H21 未使用 H22~原票または磁気データに記載されている居住開始年月日の1つ目。TZKJ 当初マスタからコピーするだけの参照用予備項 ~H21 未使用 H22~住宅借入金等特別控除区分の1つ目。(措法41①、③「住」= '01'、措法41⑩「認」= '02'、措法41の3の2①、④「増」「断」= '03'、震災特例法13「震」= '04'、'02'のうち、ZEH水準省エネ住宅「ZEH」= '21'、省エネ基準適合住宅「省エ」 ~H21 未使用 H22~原票または磁気データに記載されているローン残高の1つ目。TZKJ 当初マスタからコピーするだけの参照用予備項目。	char	8		Null		
422	juutkkujokbn	住宅控除区分	V-juutkkujokbn		char	2		Null		
423	juutkkirirknzndk	住宅借入金残高	V-juutkkirirknzndk		number	15		Null		

424	kyjuukisymd2	居住開始年月日2	V-kyjuukisymd2	～H21 未使用 H22～原票または磁気データに記載されている居住開始年月日の2つ目。TZKJ 当初マスタからコピーするだけの参照用予備項	char	8	Null			
425	juutkkujokbn2	住宅控除区分2	V-juutkkujokbn2	～H21 未使用 H22～住宅借入金等特別控除区分の2つ目。(措法41①、③「住」= '01'、措法41⑩「認」= '02'、措法41の3の2①、④「増」「断」= '03'、震災特例法13「震」= '04'、'02'のうち、ZEH水準省エネ住宅「ZEH」= '21'、省エネ基準適合住宅「省エ	char	2	Null			
426	juutkkrikznzndk2	住宅借入金残高2	V-juutkkrikznzndk2	～H21 未使用 H22～原票または磁気データに記載されているローン残高の2つ目。TZKJ 当初マスタからコピーするだけの参照用予備項目。	number	15	Null			
427	snrnjnunsstugk	山林純損失額	V-snrnjnunsstugk	～H21:未使用 H22～:[当年純損失山林]+[前純損失山林]+[前々純損失山林]。第4表の純損失(前年,2年前,3年前)のうち「山林所得の損失」に該当する「本年分で差し引く損失額」	number	15	Null			
428	tunnsnrjnunsstugk	当年山林純損失額	V-tunnsnrjnunsstugk	～H21:未使用 H22～:[繰越損失純損失山林]の内訳。明細(TZKJ 繰越損失明細)は使用しない。第4表の純損失(前年)のうち「山林所得の損失」に該当する「本年分で差し引く損失額」	number	15	Null			
429	mesnrjnunsstugk	前山林純損失額	V-mesnrjnunsstugk	～H21:未使用 H22～:[繰越損失純損失山林]の内訳。明細(TZKJ 繰越損失明細)は使用しない。第4表の純損失(2年前)のうち「山林所得の損失」に該当する「本年分で差し引く損失額」	number	15	Null			
430	znznsnrjnunsstugk	前々山林純損失額	V-znznsnrjnunsstugk	～H21:未使用 H22～:[繰越損失純損失山林]の内訳。明細(TZKJ 繰越損失明細)は使用しない。第4表の純損失(3年前)のうち「山林所得の損失」に該当する「本年分で差し引く損失額」	number	15	Null			
431	kbskhitusnstugk	株式配当損失額	V-kbskhitusnstugk	～H21:未使用 H22～:上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額。第3表または第4表の「本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く繰越損失額」	number	15	Null			
432	bnrhitushtkkg	分離配当所得額	V-bnrhitushtkkg	～H21:未使用 H22～:分離課税を選択した上場株式等の配当に係る配当所得。[株式譲渡上場]との通算後、かつ繰越損失[株式配当損失]適用前の金額(第3表の所得金額欄にある「上場株式等の配当」)。赤字	number	15	Null			
433	bnrhitusntushtkkg	分離配当損通所得額	V-bnrhitusntushtkkg	～H21:未使用 H22～:分離課税を選択した上場株式等の配当に係る配当所得に繰越損失[株式配当損失]、[繰越損失雑損失]適用後	number	15	Null			
434	shtkzbnrhtsntushtkkg	所得税分離配当損通所得額	V-shtkzbnrhtsntushtkkg	～H21:未使用 H22～:分離課税を選択した上場株式等の配当に係る配当所得に繰越損失[株式配当損失]、[繰越損失雑損失]適用後所得税分	number	15	Null			
435	tustuzigkkuogk	投資等税額控除額	V-tustuzigkkuogk	～H21:未使用 H22～:措置法第10の1～7のいずれかの税額控除	number	15	Null			
436	shtkzknkygnkhygk	所得税肉牛軽減課税額	V-shtkzknkygnkhygk	所得税分の肉牛軽減分に関わる所得の課税標準。	number	15	Null			
437	shtkzibnrhitukhyugk	所得税分離配当課税額	V-shtkzibnrhitukhyugk	分離課税を選択した所得税配当所得の課税標準額。損通株式譲渡上場から控除しきれなかった所得控除を控除後、¥1,000未満を切り捨て	number	15	Null			
438	bnrhitukhyugk	分離配当課税額	V-bnrhitukhyugk	分離課税を選択した住民税配当所得の課税標準額。損通株式譲渡上場から控除しきれなかった所得控除を控除後、¥1,000未満を切り捨て	number	15	Null			
439	shtkzibnrhitushtkkg	所得税分離配当所得額	V-shtkzibnrhitushtkkg	分離課税を選択した住民税配当所得の所得税。	number	15	Null			
440	scsbnrhitushtkwrgrk	市町村分離配当所得割額	V-scsbnrhitushtkwrgrk	分離課税を選択した住民税配当所得の市町村所得割。	number	15	Null			
441	tfkbnrhitushtkwrgrk	都道府県分離配当所得割額	V-tfkbnrhitushtkwrgrk	分離課税を選択した住民税配当所得の都道府県所得割。	number	15	Null			
442	nnknhchushuf lg	年金本徴収フラ	V-nnknhchushuf lg	(使用不可)	char	1	Null			
443	nnknkrchushutuksu	年金仮徴収月数	V-nnknkrchushutuksu	(使用不可)	number	5	Null			
444	nnknkrchushukbtuzigk	年金仮徴収期別税額	V-nnknkrchushukbtuzigk	(使用不可)	number	15	Null			
445	kujofskhneizmzk	控除不足反映済額	V-kujofskhneizmzk	(使用不可)	number	15	Null			
446	chushuzigtkchubn	徴収税額特徴分	V-chushuzigtkchubn	(使用不可)	number	15	Null			
447	scsshtkwrgrtkchubn	市町村所得割額特徴分	V-scsshkwrgrtkchubn	(使用不可)	number	15	Null			
448	scskntuwrgrtkchubn	市町村均等割額特徴分	V-scskntuwrgrtkchubn	(使用不可)	number	15	Null			
449	tfkshtkwrgrtkchubn	都道府県所得割額特徴分	V-tfkshtkwrgrtkchubn	(使用不可)	number	15	Null			
450	tfkntuwrgrtkchubn	都道府県均等割額特徴分	V-tfkntuwrgrtkchubn	(使用不可)	number	15	Null			
451	chushuzigkfchubn	徴収税額普徴分	V-chushuzigkfchubn	(使用不可)	number	15	Null			
452	scsshtkwrgrkfchubn	市町村所得割額普徴分	V-scsshkwrgrkfchubn	(使用不可)	number	15	Null			
453	scskntuwrgrkfchubn	市町村均等割額普徴分	V-scskntuwrgrkfchubn	(使用不可)	number	15	Null			
454	tfkshtkwrgrkfchubn	都道府県所得割額普徴分	V-tfkshtkwrgrkfchubn	(使用不可)	number	15	Null			
455	tfkntuwrgrkfchubn	都道府県均等割額普徴分	V-tfkntuwrgrkfchubn	(使用不可)	number	15	Null			
456	chushuzigkhngknnknbn	徴収税額半額年金分	V-chushuzigkhngknnknbn	(使用不可)	number	15	Null			
457	scsshtkwrhngknnknbn	市町村所得割額半額年金分	V-scsshkwrhngknnknbn	(使用不可)	number	15	Null			
458	scskntuwrghngknnknbn	市町村均等割額半額年金分	V-scskntuwrghngknnknbn	(使用不可)	number	15	Null			
459	tfkshtkwrhngknnknbn	都道府県所得割額半額年金分	V-tfkshtkwrhngknnknbn	(使用不可)	number	15	Null			
460	tfkntuwrghngknnknbn	都道府県均等割額半額年金分	V-tfkntuwrghngknnknbn	(使用不可)	number	15	Null			
461	chushuzigknnknbn	徴収税額年金分	V-chushuzigknnknbn	(使用不可)	number	15	Null			
462	scsshtkwrknnknbn	市町村所得割額年金分	V-scsshkwrknnknbn	(使用不可)	number	15	Null			
463	scskntuwrknnknbn	市町村均等割額年金分	V-scskntuwrknnknbn	(使用不可)	number	15	Null			
464	tfkshtkwrknnknbn	都道府県所得割額年金分	V-tfkshtkwrknnknbn	(使用不可)	number	15	Null			
465	tfkntuwrknnknbn	都道府県均等割額年金分	V-tfkntuwrknnknbn	(使用不可)	number	15	Null			
466	hyjnzrtchshzgtkchbn	標準税率徴収税額特徴分	V-hyjnzrtchshzgtkchbn	(使用不可)	number	15	Null			

467	hyjnscshtkwrktchbn	標準税率市町村所得割額特徴分	V-hyjnscshtkwrktchbn	(使用不可)	number	15	Null		
468	hyjnscskntwrktchbn	標準税率市町村均等割額特徴分	V-hyjnscskntwrktchbn	(使用不可)	number	15	Null		
469	hyjntfkshtkwrktchbn	標準税率都道府県所得割額特徴分	V-hyjntfkshtkwrktchbn	(使用不可)	number	15	Null		
470	hyjntfkkntwrktchbn	標準税率都道府県均等割額特徴分	V-hyjntfkkntwrktchbn	(使用不可)	number	15	Null		
471	hyjnzrtchshzqkfchbn	標準税率徴収税額普徴分	V-hyjnzrtchshzqkfchbn	(使用不可)	number	15	Null		
472	hyjnscshtkwrkfchbn	標準税率市町村所得割額普徴分	V-hyjnscshtkwrkfchbn	(使用不可)	number	15	Null		
473	hyjnscskntwrfchbn	標準税率市町村均等割額普徴分	V-hyjnscskntwrfchbn	(使用不可)	number	15	Null		
474	hyjntfkshtkwrkfchbn	標準税率都道府県所得割額普徴分	V-hyjntfkshtkwrkfchbn	(使用不可)	number	15	Null		
475	hyjntfkkntwrfchbn	標準税率都道府県均等割額普徴分	V-hyjntfkkntwrfchbn	(使用不可)	number	15	Null		
476	hyjnchshngknnknbn	標準税率徴収税額半額年金分	V-hyjnchshngknnknbn	(使用不可)	number	15	Null		
477	hyjnshtkwrhngknnkn	標準税率市町村所得割額半額年金分	V-hyjnshtkwrhngknnkn	(使用不可)	number	15	Null		
478	hyjnscskntwrhngknnkn	標準税率市町村均等割額半額年金分	V-hyjnscskntwrhngknnkn	(使用不可)	number	15	Null		
479	hyjnknshtkwrhngknnkn	標準税率都道府県所得割額半額年金分	V-hyjnknshtkwrhngknnkn	(使用不可)	number	15	Null		
480	hyjnkntwrhngknnkn	標準税率都道府県均等割額半額年金分	V-hyjnkntwrhngknnkn	(使用不可)	number	15	Null		
481	hyjnzrtchshzqknnknbn	標準税率徴収税額年金分	V-hyjnzrtchshzqknnknbn	(使用不可)	number	15	Null		
482	hyjnscshtkwrnnknbn	標準税率市町村所得割額年金分	V-hyjnscshtkwrnnknbn	(使用不可)	number	15	Null		
483	hyjnscskntwrnnknbn	標準税率市町村均等割額年金分	V-hyjnscskntwrnnknbn	(使用不可)	number	15	Null		
484	hyjntfkshtkwrnnknbn	標準税率都道府県所得割額年金分	V-hyjntfkshtkwrnnknbn	(使用不可)	number	15	Null		
485	hyjntfkkntwrnnknbn	標準税率都道府県均等割額年金分	V-hyjntfkkntwrnnknbn	(使用不可)	number	15	Null		
486	innkuchwkrkeflg	年金内訳切替フラグ	V-nnkuchwkrkeflg	(使用不可)	char	1	Null		
487	chushuzigkhnkuflg	徴収税額変更フラグ	V-chushuzigkhnkuflg	(使用不可)	char	1	Null		
488	tkchuuchwkyuflg	特徴内訳保有フラグ	V-tkchuuchwkyuflg	(使用不可)	char	1	Null		
489	hns Huyuybkumk	編集用予備項目	V-hns Huyuybkumk	(使用不可)	nvarchar	30	Null		
490	snsimihknryushrigk	新生命保険料支払額	V-snsimihknryushrigk	新生命保険料支払額	number	15	Null		
491	snkjnnknkhnryshrgk	新個人年金保険料支払額	V-snkjnnknkhnryshrgk	新個人年金保険料支払額	number	15	Null		
492	kighknryushrigk	介護保険料支払額	V-kighknryushrigk	介護保険料支払額	number	15	Null		
493	ybkngk6	予備金額6	V-ybkngk6	短期一般特別控除額(繰越控除適用前)	number	15	Null		
494	ybkngk7	予備金額7	V-ybkngk7	短期軽減特別控除額(繰越控除適用前)	number	15	Null		
495	ybkngk8	予備金額8	V-ybkngk8	長期一般特別控除額(繰越控除適用前)	number	15	Null		
496	ybkngk9	予備金額9	V-ybkngk9	長期特定特別控除額(繰越控除適用前)	number	15	Null		
497	ybkngk10	予備金額10	V-ybkngk10	長期軽減特別控除額(繰越控除適用前)	number	15	Null		
498	ybkumk6	予備項目6	V-ybkumk6	消費税率①を格納	varchar2	10	Null		
499	ybkumk7	予備項目7	V-ybkumk7	消費税率②を格納	varchar2	10	Null		
500	ybkumk8	予備項目8	V-ybkumk8	R04~住宅借入金見込計算画面の(特例)特別特例取得該当の場合'1'、それ以外null	varchar2	10	Null		
501	ybkumk9	予備項目9	V-ybkumk9	R04~住宅借入金見込計算画面のコロナ禍入居遅延の場合'1'、それ以外null	varchar2	10	Null		
502	ybkumk10	予備項目10	V-ybkumk10	~R03 未使用 R04~R05 所得税入力画面の「配当等全部申告不要」該当、もしくは税務LANの配当等全部申告不要対象者の場合、'1'、非該当の場合null R06~未使用	varchar2	10	Null		R06~未使用に変更
503	kfkknkujotkribn	寄附金控除特例分	V-kfkknkujotkribn	ワンストップ特例対象分(H28~)	number	15	Null		
504	scsnkktkrikujogk	市町村申告特例控除額	V-scsnkktkrikujogk	市町村申告特例控除額	number	15	Null		
505	tfksnkktkrikujogk	都道府県申告特例控除額	V-tfksnkktkrikujogk	都道府県申告特例控除額	number	15	Null		
506	ybkngk11	予備金額11	V-ybkngk11	~H28 未使用 H29~繰越損失特定中小株式損失分(一般分と上場分に適用可能な損失)合計金額	number	15	Null		
507	ybkngk12	予備金額12	V-ybkngk12	~H28 未使用 H29~1年特定中小株式損失(※適用分のみ)	number	15	Null		
508	ybkngk13	予備金額13	V-ybkngk13	~H28 未使用 H29~2年特定中小株式損失(※適用分のみ)	number	15	Null		
509	ybkngk14	予備金額14	V-ybkngk14	~H28 未使用 H29~3年特定中小株式損失(※適用分のみ)	number	15	Null		
510	ybkngk15	予備金額15	V-ybkngk15	~H29 未使用 H30~医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除)	number	15	Null		
511	ybkngk16	予備金額16	V-ybkngk16	~H30 未使用 H31~配偶者控除額(住民税)	number	15	Null		
512	ybkngk17	予備金額17	V-ybkngk17	~H30 未使用 H31~配偶者控除額(所得税)※但し、入力区分=1の場合、0	number	15	Null		
513	ybkngk18	予備金額18	V-ybkngk18	~R02 未使用 R03~住民税基礎控除額	number	15	Null		
514	ybkngk19	予備金額19	V-ybkngk19	~R02 未使用 R03~所得税基礎控除額	number	15	Null		
515	ybkngk20	予備金額20	V-ybkngk20	分離課税分の譲渡所得に対する特別控除額(控除可能分)	number	15	Null		
516	ybkumk11	予備項目11	V-ybkumk11	~H29 未使用 H30~R05 課税支援システム連携を実施し、分離配当所得の課税方式に差異ある場合'1'、非該当の場合null R06~未使用	varchar2	10	Null		R06~未使用に変更
517	ybkumk12	予備項目12	V-ybkumk12	控除不足クリア機能使用有無 1:使用 1以外:未使用	varchar2	10	Null		
518	ybkumk13	予備項目13	V-ybkumk13	~R02未使用(null固定) R03~所得金額調整控除対象親族(23歳未満親族、扶養特種親族)の有無 0:非該当 1:有 2:×(適用しな	varchar2	10	Null		
519	ybkumk14	予備項目14	V-ybkumk14	減免計算画面で入力した減免コード	varchar2	10	Null		
520	ybkumk15	予備項目15	V-ybkumk15	減免計算画面で入力した減免開始期(普徴)	varchar2	10	Null		
521	ybkumk16	予備項目16	V-ybkumk16	減免計算画面で入力した減免開始月(特徴)	varchar2	10	Null		
522	ybkumk17	予備項目17	V-ybkumk17	減免計算画面で入力した減免開始月(年金)	varchar2	10	Null		

523	ybkumk18	予備項目18	V-ybkumk18	～R02未使用 (null固定) R03～公的年金等控除額の判定ランクの強制指定区分 0:非該当 1:1,000万円以下 2:1,000万円超2,000万円以下 3:2,000万円超	varchar2	10	Null		
524	ybkumk19	予備項目19	V-ybkumk19	～R04未使用 R05～住宅借入金居住区分 1回目を1桁目、2回目を2桁目とし、2桁で管理。0:非該当 1:新築買取再販 2:中古増改築 例)控除区分2が空欄で控除区分が新築の場合 「10」	varchar2	10	Null		
525	ybkumk20	予備項目20	V-ybkumk20	～R04未使用 R05～住民税のみ寡婦ひとり親該当区分 0:非該当 1:該当 1:該当かつ寡婦該当コードが'1','5','6'の場合に住民税のみ寡婦またはひとり親	varchar2	10	Null		
526	jouyktkyurstushtkqk	条約適用利子等所得額	V-jouyktkyurstushtkqk	～H31 未使用 R02～ 条約適用利子等の額	number	15	Null		
527	jyktkyhttshtkqk	条約適用配当等所得額	V-jyktkyhttshtkqk	～H31 未使用 R02～ 条約適用配当等の額	number	15	Null		
528	tkritkyurstushtkqk	特例適用利子等所得額	V-tkritkyurstushtkqk	～H31 未使用 R02～ 特例適用利子等の額	number	15	Null		
529	tkritkyuhitutushtkqk	特例適用配当等所得額	V-tkritkyuhitutushtkqk	～H31 未使用 R02～ 特例適用配当等の額	number	15	Null		
530	jyktkyrstntshtkqk	条約適用利子等損通所得額	V-jyktkyrstntshtkqk	～H31 未使用 R02～ 条約適用利子等損通後所得額	number	15	Null		
531	jyktkyhttsntshtkqk	条約適用配当等損通所得額	V-jyktkyhttsntshtkqk	～H31 未使用 R02～ 条約適用配当等損通後所得額	number	15	Null		
532	tkrtkyrstntshtkqk	特例適用利子等損通所得額	V-tkrtkyrstntshtkqk	～H31 未使用 R02～ 特例適用利子等損通後所得額	number	15	Null		
533	tkrtkyhttsntshtkqk	特例適用配当等損通所得額	V-tkrtkyhttsntshtkqk	～H31 未使用 R02～ 特例適用配当等損通後所得額	number	15	Null		
534	jouyktkyurstukhyugk	条約適用利子等課税額	V-jouyktkyurstukhyugk	～H31 未使用 R02～ 条約適用利子等課税額	number	15	Null		
535	jyktkyhttkhygk	条約適用配当等課税額	V-jyktkyhttkhygk	～H31 未使用 R02～ 条約適用配当等課税額	number	15	Null		
536	tkritkyurstukhyugk	特例適用利子等課税額	V-tkritkyurstukhyugk	～H31 未使用 R02～ 特例適用利子等課税額	number	15	Null		
537	tkritkyuhitutukhyugk	特例適用配当等課税額	V-tkritkyuhitutukhyugk	～H31 未使用 R02～ 特例適用配当等課税額	number	15	Null		
538	jyktkyrstngdzrt	条約適用利子等限度税率	V-jyktkyrstngdzrt	～H31 未使用 R02～ 条約適用利子等限度税率 ※百分率の100倍値	number	15	Null		
539	jyktkyhtngdzrt	条約適用配当等限度税率	V-jyktkyhtngdzrt	～H31 未使用 R02～ 条約適用配当等限度税率 ※百分率の100倍値	number	15	Null		
540	scsjyktkyrstshkwrqk	市町村条約適用利子等所得割額	V-scsjyktkyrstshkwrqk	～H31 未使用 R02～ 市町村条約適用利子等所得割額	number	15	Null		
541	tfkjyktkyrstshkwrqk	都道府県条約適用利子等所得割額	V-tfkjyktkyrstshkwrqk	～H31 未使用 R02～ 都道府県条約適用利子等所得割額	number	15	Null		
542	scsjyktkyhttshtkwrqk	市町村条約適用配当等所得割額	V-scsjyktkyhttshtkwrqk	～H31 未使用 R02～ 市町村条約適用配当等所得割額	number	15	Null		
543	tfkjyktkyhttshtkwrqk	都道府県条約適用配当等所得割額	V-tfkjyktkyhttshtkwrqk	～H31 未使用 R02～ 都道府県条約適用配当等所得割額	number	15	Null		
544	scstkrkyrstshkwrqk	市町村特例適用利子等所得割額	V-scstkrkyrstshkwrqk	～H31 未使用 R02～ 市町村特例適用利子等所得割額	number	15	Null		
545	tfktrkyrstshkwrqk	都道府県特例適用利子等所得割額	V-tfktrkyrstshkwrqk	～H31 未使用 R02～ 都道府県特例適用利子等所得割額	number	15	Null		
546	scstkrkyhttshtkwrqk	市町村特例適用配当等所得割額	V-scstkrkyhttshtkwrqk	～H31 未使用 R02～ 市町村特例適用配当等所得割額	number	15	Null		
547	tfktrkyhttshtkwrqk	都道府県特例適用配当等所得割額	V-tfktrkyhttshtkwrqk	～H31 未使用 R02～ 都道府県特例適用配当等所得割額	number	15	Null		
548	shtkzyjktkyrstngdzrt	所得税条約適用利子等限度税率	V-shtkzyjktkyrstngdzrt	～H31 未使用 R02～ 所得税条約適用利子等限度税率 ※百分率の100	number	15	Null		
549	shtkzyjktkyhtngdzrt	所得税条約適用配当等限度税率	V-shtkzyjktkyhtngdzrt	～H31 未使用 R02～ 所得税条約適用配当等限度税率 ※百分率の100	number	15	Null		
550	shjyktkyrstntshtkqk	所得税条約適用利子等損通所得額	V-shjyktkyrstntshtkqk	～H31 未使用 R02～ 所得税条約適用利子等損通後所得額	number	15	Null		
551	shjyktkyhttsntshtkqk	所得税条約適用配当等損通所得額	V-shjyktkyhttsntshtkqk	～H31 未使用 R02～ 所得税条約適用配当等損通後所得額	number	15	Null		
552	shtkrkyrstntshtkqk	所得税特例適用利子等損通所得額	V-shtkrkyrstntshtkqk	～H31 未使用 R02～ 所得税特例適用利子等損通後所得額	number	15	Null		
553	shtkrkyhttsntshtkqk	所得税特例適用配当等損通所得額	V-shtkrkyhttsntshtkqk	～H31 未使用 R02～ 所得税特例適用配当等損通後所得額	number	15	Null		
554	shtkzyjktkyrstkhygk	所得税条約適用利子等課税額	V-shtkzyjktkyrstkhygk	～H31 未使用 R02～ 所得税条約適用利子等課税額	number	15	Null		
555	shtkzyjktkyhttkhygk	所得税条約適用配当等課税額	V-shtkzyjktkyhttkhygk	～H31 未使用 R02～ 所得税条約適用配当等課税額	number	15	Null		
556	shtkztkrkyrstkhygk	所得税特例適用利子等課税額	V-shtkztkrkyrstkhygk	～H31 未使用 R02～ 所得税特例適用利子等課税額	number	15	Null		
557	shtkztkrkyhttkhygk	所得税特例適用配当等課税額	V-shtkztkrkyhttkhygk	～H31 未使用 R02～ 所得税特例適用配当等課税額	number	15	Null		
558	jyktkyrstshkzqk	条約適用利子等所得税額	V-jyktkyrstshkzqk	～H31 未使用 R02～ 条約適用利子等所得税額	number	15	Null		
559	jyktkyhttshtkzqk	条約適用配当等所得税額	V-jyktkyhttshtkzqk	～H31 未使用 R02～ 条約適用配当等所得税額	number	15	Null		
560	tkritkyurstushtkzqk	特例適用利子等所得税額	V-tkritkyurstushtkzqk	～H31 未使用 R02～ 特例適用利子等所得税額	number	15	Null		
561	tkrtkyhttshtkzqk	特例適用配当等所得税額	V-tkrtkyhttshtkzqk	～H31 未使用 R02～ 特例適用配当等所得税額	number	15	Null		
562	ybkngk21	予備金額21	V-ybkngk21	～R02 未使用 R03～ 所得金額調整控除額 (子ども等要件分)	number	15	Null		
563	ybkngk22	予備金額22	V-ybkngk22	～R02 未使用 R03～ 所得金額調整控除額 (年金等要件分)	number	15	Null		
564	ybkngk23	予備金額23	V-ybkngk23	～R02 未使用 R03～ 給与所得金額 (特定支出控除前、所得金額調整控除前)	number	15	Null		
565	ybkngk24	予備金額24	V-ybkngk24	～R02 未使用 R03～ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額※セットアップ考慮要。年金支払が無い場合は合計所得金	number	15	Null		
566	ybkngk25	予備金額25	V-ybkngk25	～R02 未使用 R03～ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 (所得税) ※セットアップ考慮要。年金支払が無い場合は所得税合計所得金額。	number	15	Null		
567	ybkngk26	予備金額26	V-ybkngk26	～R02 未使用 R03～ 所得税年金雑所得額 (予備金額25から求めた結果の額)	number	15	Null		
568	ybkngk27	予備金額27	V-ybkngk27	～R02 未使用 R03～ 所得税給与所得額	number	15	Null		
569	ybkngk28	予備金額28	V-ybkngk28	～R02 未使用 R03～ 業務雑所得額	number	15	Null		
570	ybkngk29	予備金額29	V-ybkngk29	【使用不可】	number	15	Null		
571	ybkngk30	予備金額30	V-ybkngk30	【使用不可】	number	15	Null		
572	snrnknkyuzihkzikbn	森林環境課税非課税区分	V-snrnknkyuzihkzikbn	森林環境課税の課税非課税区分	char	1	Null		R06～追加
573	snrnknkyumnojyucd	森林環境免除事由コード	V-snrnknkyumnojyucd	森林環境税の免除事由コード	char	2	Null		R06～追加
574	snrnknkyuzigk	森林環境税額	V-snrnknkyuzigk	免除前の森林環境税額	number	15	Null		R06～追加
575	nnzigsnrnfkm	年税額森林含む	V-nnzigsnrnfkm	森林環境税額含む年税額	number	15	Null		R06～追加

【別紙1-4-2】

576	snrnknyuzimjogk	森林環境税免除額	V-snrnknyuzimjogk	森林環境税の免除額	number	15		Null			R06～追加
577	snrnknyuziitknufgk	森林環境税委託納付額	V-snrnknyuziitknufgk	森林環境税の委託納付額	number	15		Null			R06～追加
578	mnjokistukfchubn	免除開始期月普徴分	V-mnjokistukfchubn	減免免除計算画面で入力した免除開始期（普徴）	char	2		Null			R06～追加
579	mnjokistuknnknbn	免除開始期月年金分	V-mnjokistuknnknbn	減免免除計算画面で入力した免除開始期（年金）	char	2		Null			R06～追加
580	mnjokistuktchubn	免除開始期月特徴分	V-mnjokistuktchubn	減免免除計算画面で入力した免除開始期（特徴）	char	2		Null			R06～追加

【別紙 1-5】

情報セキュリティに関する特記仕様書（案）

1 法令順守

乙は、以下のものを順守しなければならない。

- (1) 個人情報の保護に関する法律
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- (3) 関係法令
- (4) 本市の条例、規則
- (5) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）
- (6) 茨木市個人情報の適正な取扱いに関する基本方針及び取扱指針

2 作業場所の報告

- (1) 乙は、業務を行う場所（以下「作業場所」という。）を甲に報告し、甲の承認を得なければならない。ただし、甲が作業場所を指定する場合は除く。
- (2) 乙は、(1) に定める作業場所以外で業務を行ってはならない。

3 従事者に対する教育の実施状況の報告

- (1) 契約書第〇条の「適切な教育」の実施について、乙は、情報セキュリティに対する意識の向上、個人情報の保護、本業務において業務従事者が順守すべき事項等本委託業務の適切な履行に必要な教育を、取扱責任者及び特定個人情報取扱者に対して実施しなければならない。
- (2) 乙は、(1) の教育の実施状況について、甲に報告しなければならない。
- (3) 「適切な教育」を受けていない者を取扱責任者又は特定個人情報取扱者とすることはできない。

4 セキュリティインシデント等の緊急事態の対応

- (1) 乙は、本委託業務に関し、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる情報の内容、件数、事故の発生場所及び発生状況を報告し、甲の指示に従わなければならない。
- (2) 乙は、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合に備え、甲

及びその他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧並びに再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するための体制を整備しなければならない。

- (3) 甲は、本委託業務に関しセキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

5 提供資料の保全等

契約書第〇条について、乙は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 資料等の利用者、作業場所及び保管場所の限定並びにその状況の台帳等への記録
- (2) 業務従事者以外の者が本業務で取り扱う電子データにアクセスできない環境の構築
- (3) 資料等を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (4) 次のセキュリティ対策を施したパソコンの利用
 - i パスワード等の認証の仕組み
 - ii 周辺機器のアクセス制限等のデータ持ち出し制限
- (5) 甲が所有するシステムを利用する場合、当該システムにおいて、甲が指定する種類又は範囲の情報以外の情報へのアクセスの禁止
- (6) 本市庁舎内で業務を行う場合、名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したものの）の着用
- (7) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物での作業の禁止
- (8) 機密情報を含む電子データへの暗号化処理
- (9) 業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) 海外のデータセンター等、日本の法令が及ばない場所に電子データを保管することの禁止（甲が特に認める場合を除く）
- (11) OS やセキュリティ対策ソフトウェアの最新状態を保持すること等による、外部からの不正アクセス防止・情報漏えい防止策の実行
- (12) インターネットに接続できる環境で特定個人情報を取扱うことの禁止
- (13) その他、委託の内容に応じて、提供資料の保全のために必要な措置
- (14) 上記項目の従事者への周知

6 ウイルス対策

乙は、ウイルス対策として、乙が調達し業務処理に用いる全てのサーバ及びクライアント端末（営業担当者が用いる端末等、事務処理に用いるものを含む。）に以下の措置を講じなければならない。

- (1) ウイルスの検知、リアルタイム保護、検疫機能などの機能を有するウイルス対策ソフトウェアを導入すること。
- (2) ウイルス対策ソフトウェアを常駐させること。
- (3) パターンファイルの更新については、パターンファイルが公開された時点で迅速に適用できる仕組みを用意すること。
- (4) ウイルス検出時には、利用者や情報セキュリティ担当者に迅速に通知する機能を持つと同時に、駆除・削除ができること。
- (5) 毎日、曜日指定、毎週、毎月等のスケジュールを作成し、定期的にウイルスチェックを行うこと。